

教育委員会定例会日程

令和 7 年(2025 年) 4 月 24 日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 議事

日程第 1

議案第 12 号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて（生涯学習課）

日程第 2

議案第 13 号

小田原市指定重要文化財の指定について（文化財課）

日程第 3

議案第 14 号

小田原市新しい学校づくり推進基本計画について（諮問）（教育総務課）

日程第 4

議案第 15 号

小田原市新しい学校づくり施設整備指針（案）について（教育総務課）

日程第 5

議案第 16 号

学区審議会委員の委嘱について（教育総務課）

日程第 6

議案第 17 号

通学区域の一部改正等について（諮問）（教育総務課）

日程第 7

議案第 18 号

令和 8 年度使用教科用図書の採択方針について（教育指導課）

5 報告事項

(1) 市議会 3 月定例会・予算特別委員会の概要について【資料配布のみ】

(資料 1 教育部・文化部)

6 その他

(1) 令和 6 年度下半期寄付採納状況について【資料配布のみ】

(資料 2 教育総務課)

(2) 令和 6 年度下半期教育委員会職員の公務災害の状況について【資料配布のみ】

(資料 3 教育総務課)

7 閉 会

議案第 12 号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

令和 7 年 4 月 24 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替え候補者（案）

1 小学校長

【候補者】

選 出 区 分	学校教育関係者
氏 名	山田 明子
備 考	小田原市立新玉小学校校長
委 嘱 期 間	令和9年（2027年）8月31日まで

【前任者】

選 出 区 分	学校教育関係者
氏 名	加藤 まゆみ

2 中学校長

【候補者】

選 出 区 分	学校教育関係者
氏 名	川崎 和美
備 考	小田原市立国府津中学校校長
委 嘱 期 間	令和9年（2027年）8月31日まで

【前任者】

選 出 区 分	学校教育関係者
氏 名	永山 健治

小田原市郷土文化館協議会委員名簿

令和7年（2025年）4月10日

	氏 名	職 業	区 分	専門分野・備考
委員長	田尾 誠敏	東海大学 非常勤講師	学識経験者	考古学
副委員長	山下 浩之	県立生命の星・地球博物館 企画情報部企画普及課長／ 専門学芸員	〃	自然 (地質学・岩石学)
委員	秋山 幸也	相模原市立博物館学芸員	〃	自然（生物全般）
委員	大西 亘	デジタルアーカイブ学会評議員 県立生命の星・地球博物館主任学芸員	〃	デジタルアーカイブ 自然（植物分類学）
委員	篠原 聰	東海大学 准教授	〃	博物館学
委員	高橋 典子	シルク博物館 館長	〃	民俗学
委員	田嶋 佳子	西相美術協会 会長	〃	美術（洋画）
委員	星野 玲子	鶴見大学文学部教授	〃	文化財科学
委員	山田 明子	新玉小学校長	学校教育 関係者	
委員	川崎 和美	国府津中学校長	〃	

※ 敬称略

議案第 13 号

小田原市指定重要文化財の指定について

小田原市指定重要文化財の指定について、議決を求める。

令和 7 年 4 月 24 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐



小田原市指定重要文化財への指定について

このことについて、令和 7 年 3 月 24 日に小田原市文化財保護委員会を開催し、次の 3 件を新規に文化財指定することについて適当である旨の答申を受けましたので、議決を求めるものです。

指定物件

番号	名称	種類	所有者
1	ほんこざねむらさきいとすがけおどしはらまき 本小札紫糸素懸 威 腹巻	工芸品	小田原市
2	けんぼんちやくしよく ね は ん ず 絹本 著 色 涅槃図	絵画	宗教法人総世寺
3	小田原古式消防	無形民俗文化財	小田原古式消防記念会



令和7年(2025年)3月28日

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐 様

小田原市文化財保護委員会
委員長 相澤 正彦

小田原市文化財保護条例に基づく市指定重要文化財の指定について(答申)

令和7年3月10日付け文財第2737号で諮問のありました小田原市指定重要文化財の指定につきましては、同年3月24日開催の小田原市文化財保護委員会において審議いたしました結果、次の3件について、小田原市文化財保護条例第3条に規定する小田原市指定重要文化財に指定することが適当である旨意見の一致をみましたので、答申します。

小田原市指定重要文化財指定候補

番号	種 類	名 称	員数	所 在	所有者・保護団体
1	工芸品	本小札紫糸素懸威腹巻	1 領	小田原城内6-1	小田原市
2	絵画	絹本著色 涅槃図	1 幅	小田原市久野 3630	宗教法人 総世寺
3	無形民俗 文化財	小田原古式消防	—	小田原市本町 4-6-30	小田原古式消防 記念会

小田原市指定重要文化財及び史跡名勝天然記念物候補物件調書

種 類	工芸品
ふりがな 名 称	ほんこざねむらさきいとすがけおどしはらまき 本小札紫糸素懸威腹巻
員 数	1 領
時 代	戦国時代
所在地及び地目・地籍	小田原城内 6－1
所有者の住所・氏名	小田原城内 6－1 小田原城天守閣 小田原市
管理者の住所・氏名	小田原城内 6－1 小田原城天守閣 小田原市
内 容 (構造・品質、形状及び数量等)	高さ 65.0 cm 幅 40.0 cm 北条氏康の四男、北条氏規を家祖とする狭山藩主北条家に伝来した腹巻で、腰絞りの中世的形態を示し使用痕も見られる実戦的甲冑である。 胴の前立挙・後立挙はともに二段、長側を四段とし、胸板・脇板や装飾である鍍金仕上の金物等にみられる造形、そして、革を重ね合わせた弦肩上としているところに、室町時代から戦国時代の特徴が顕著にみられる。 内側を皺革で段ごとに包み、本小札であるにもかかわらず威毛を素懸威とすること。また、胸板などの金具廻と肩上、杏葉の表面を黒漆塗りの鮫皮貼りにする点、小札が幾分長めに作られている点が特徴的である。 また、草摺の裾の菱縫・畦目を略す点などは桃山期的であり、戦国時代後半の制作と考えられる。 江戸時代末期頃に修復が行われた形跡もみられるが、「杏葉」も付属しているなど全体に保存状態が良い。

由緒・沿革等	北条氏規を家祖とする狭山藩北条家に伝来。昭和18年発行の末永雅雄博士著『日本武器概説』旧版に、「北条子爵家蔵」として写真が掲載される。 狭山藩主北条家には戦国期の腹巻二領が伝来した。そのうち今も林原美術館（旧岡山美術館）に収蔵されている作期の一時代上がる「毛引緘腹巻」には単に「北条家」との貼札があるが、本「素掛緘腹巻」には明治初期頃の「北条氏恭」の貼り札をみる。 林原美術館に70年近く所蔵され、そこを離れた後に小田原市が取得した。制作年代と伝来の明瞭性から、上位に位置する武将の着領と評価でき、北条氏規ゆかりの文化財である可能性もある。
その他参考となる事項	・「本小札紫糸素掛緘腹巻」鑑定書（平成28年4月1日） 一般社団法人 日本甲冑武具研究保存会 専務理事（審査員） 竹村雅夫

【諮問理由】

小田原北条家伝来の甲冑遺品はかつて長く存在が知られておらず、狭山藩主北条家からの由来を同じくする林原美術館収蔵の「毛引緘腹巻」と本腹巻の2領は貴重な歴史的遺物とみることができる。

造りも、胴の前立拵・後立拵はともに二段、長側を四段とし、胸板・脇板や装飾である鍍金仕上の金物、革を重ね合わせた弦肩上が、室町時代から戦国時代の特徴をよく示し、杏葉も付属しているなど保存状態も良好である。

（一社）日本甲冑武具研究保存会による鑑定書では、伝来、時代、格式から着用者の特定もほぼ可能としており、北条氏規ゆかりの文化財である可能性もある。

こうした甲冑を、小田原市北条氏の拠点であった小田原城において収蔵、展示していることの意義は高く、工芸品としての希少性を有することはもちろんのこと、本市の文化史上特に貴重なものであるといえる。

以上の理由により、本工芸品を市指定重要文化財に指定するため諮問するものである。

小田原市指定重要文化財及び史跡名勝天然記念物候補物件調書

種 類	絵画
ふりがな 名 称	けんぼんちやくしよく おはんず 絹本著色 涅槃図
員 数	1 幅
時 代	室町時代 15 世紀
所在地及び地目・地籍	小田原市久野 3670
所有者の住所・氏名	小田原市久野 3670 総世寺
管理者の住所・氏名	小田原市久野 3670 総世寺
内 容 (構造・品質、形状及び数量等)	絹本著色 縦 163.9 cm 横 117.7 cm 署名・落款なし 釈迦が入滅した時の様子を描いたもので、中央に寝台の上に横臥する釈迦を描き、寝台を囲むように、悲しむ菩薩や羅漢、明王、十大弟子、王侯、また生きとし生けるものとして動物や昆虫なども描いている。寝台の周囲には8本の沙羅双樹を、画面上部中央には月を、そして画面左上には摩耶夫人一行を描く。 釈迦が右手枕し、両膝を曲げて横臥し、寝台が左側面を見せる点は多くの中世以降の涅槃図に見られる共通の特徴である。 涅槃図は宗派を超えて作成され、釈迦の命日である2月15日の涅槃会で使用された。作例は多いが、大きさは、涅槃図としては中程度のものである。 制作期は、描線が柔らかく湾曲する点、絹布が粗い点などによって、中世後期、室町時代と見られるが、前時代の南北朝時代の伝統的描法をよく踏襲した、格調のある作品である。 保存状況は全体的に退色は見られるが、目立った破損や大きな修復の跡は見られず、状態はおおむね良好である。

由緒・沿革等	総世寺の創立は嘉吉元年（1441）で、当時小田原を治めていた大森氏頼が開基である。その後、小田原北条氏、大久保氏など、時の権力者の庇護を受け、小田原を代表する禅宗寺院である。 また、文明３年（1471）に描かれた「安叟禅師像」（市指定）、明時代の「十王二使者図」（市指定）等、他の中世仏画も同寺に伝来している。 「涅槃図」は、箱書や「新編相模国風土記稿」によれば、天正18年（1590）に小田原に封じられた大久保忠世（1532～94）が文禄時代に寄進したとされ、「新編相模国風土記稿」では、作者を「兆殿司」（室町時代の画僧吉山明兆）とする。
その他参考となる事項	

【諮問理由】

市内に所在する「涅槃図」は近世以降の作例がほとんどで、中世作としては宝金剛寺（室町時代）が知られるのみである。県内においても、鎌倉の円覚寺（鎌倉時代）、鎌倉の宝戒寺（南北朝時代）、横浜の宝生寺（南北朝時代）の作例に次ぐもので、県内においても古例に位置付けられ、たいへん貴重である。

また、市内に残る仏画としても、報身寺「阿弥陀来迎図（鎌倉時代）」、宝金剛寺「真言八祖像（南北朝時代）」、勝福寺「不動明王像（室町時代）」、本源寺「千手観音二十八部衆像（室町時代）」、そして総世寺「十王二使者図（室町時代）」などに並ぶ、古例に位置付けられる作例であり、修復された形跡はあるものの、大きく価値を損なうものとは認められず、保存状態も良好である。

更に、初代小田原藩主大久保忠世により寄進された伝来を持つ点は、市の歴史にも関連付けることもでき、貴重である。

以上の理由により本絵画を市指定重要文化財に指定するため諮問するものである。

小田原市指定重要文化財及び史跡名勝天然記念物候補物件調書

種 類	無形文化財（無形民俗文化財）
名 称	おだわらこしきしょうぼう 小田原古式消防
保存者（団体）の氏名	小田原古式消防記念会
保存者（団体）の住所	小田原市本町４－６－３０
内 容 (演技の特色（芸態）、 現況、用具の概要、 維持保存の方法)	江戸時代に遡る消防活動を由来とした鳶職に残る芸能である。「鳶職木遣」、「纏振り」、「階子乗り」で構成される。現在では主に小田原市消防出初式、小田原北条五代祭りで実演される。 「鳶職木遣」は、本来、材木を引き上げる際等に力を合わせるため歌った鳶職の仕事唄であるが、かつては祝儀、不祝儀などの儀礼唄としても歌われた。現在では出初式等の催事に歌われる。歌い手はキヤリシと呼び、上の句を歌うアニと下の句を歌うオトの２人に分かれる。そのほかの歌い手はカワと呼び、合いの手であるステヤリを歌う。昭和中頃の音源と現在とを比較すると、音の装飾が簡略化されていることが分かるほか、交流を持つ県内東部地域の団体が継承する曲名、曲調に類似性がみられる。 「纏振り」は、火事場で鳶を指揮するために振られたが、消防活動の目印であるため出初式に取り込まれたと考えられる。持ち手の下部にカギがあり、ここを右手で持ちスナップを使い回すことで、真ん中の帯状のバレンを開かせる。鳶職組合の若手で組織される若鳶会が担う。 「階子乗り」は、火災位置を確認することから生まれたとされる。階子乗りの技は大きく２種に分けられ、階子頭頂部の技・トウチョウゲと階子途中の技・トチュウゲがある。演者であるノリコは若鳶会が担うが、近年では若鳶会の所属人数が減り、若鳶以外の鳶職や一般人が参加する。 用具は、階級により柄が異なる半纏、木遣を歌う際に持つサンボウ、纏、階子乗りの梯子（１月４日に作成する）、階子乗りに使うワッパ（縄輪）、梯子を支えるカギ（鳶口）がある。 公演は、毎年１月１１日に行う小田原市消防出初式、毎年５月３日に行う小田原北条五代祭りなど。木遣に限っては、大雄山最乗寺、神奈川県鳶工業連合会研修会などで公演する。 練習は、北条五代祭り前の４月に「纏振り」と「鳶職木遣」を、神奈川県鳶工業連合会文化部研修会前の１０月に「鳶職木遣」を２週間程松原神社境内の小屋で実施し、１１月から１２月に「階子乗り」を一か月程酒匂川河川敷で行う。

内容 (創始及び沿革)	古式消防は、江戸時代に都市部で破壊消防に従事する鳶職により伝承、伝播された。町火消制度は江戸時代享保年間（1716 年から 1736 年）に江戸で創設され、天明 7 年（1787 年）には鳶人足を主体とする町火消の体制になった。小田原では「旧小田原藩町方火消纏雛形」（小田原市中央図書館所蔵）から、文政 11 年（1828 年）、町内毎の町火消のほかに 50 人組を鳶職が構成していた。 古式消防が披露される出初式は、『明治小田原町誌』によると明治 2 年（1869 年）に「例年之通り火消揃をなせり」とあり、江戸時代末には出初式に類する行事が行われていたことが推定される。芸能の記録は、木遣の保存会である一聲会が佐奈田霊社に奉納した大正 12 年（1923 年）4 月の石造真棒、階子乗りは明治 43 年（1910 年）1 月 13 日の横浜貿易新報の記事に記載があることから、100 年以上の歴史がある。
その他参考となる事項	・「旧小田原藩町方火消纏雛形」（文政 11 年、小田原市中央図書館蔵） ・奉納石造真棒（大正 12 年、小田原市石橋佐奈田霊社） ・『小田原古式消防調査報告書』（小田原市教育委員会）

【諮問理由】

古式消防は、江戸時代に遡る消防活動を由来とする鳶職に残る芸能であり、都市部で伝承されてきた。

発祥地である「江戸の鳶木遣」が昭和 31 年、「江戸火消しの梯子乗り」が平成 18 年に東京都無形民俗文化財（民俗芸能）に指定されているほか、県内では厚木市の古式消防が昭和 46 年市無形民俗文化財に指定、未指定では横浜市、川崎市、藤沢市等で確認されている。

小田原古式消防は、文献資料から江戸時代に存在していたと考えられ、全国での継承事例が少ない中現在まで保存されていることは希少性が高い。江戸から伝えられた時期は不明だが、文政 11 年（1828 年）には纏が存在するため、鳶職木遣、階子乗りは少なくとも 100 年を超える歴史がある。

関係資料も多く残されており、文政 11 年（1828 年）に作成された「旧小田原藩町方火消纏雛形」をはじめ、『明治小田原町誌』中に消防組織に関する記述がみられるなど、組織の変遷を追えることや、消防芸能の伝播、都市としての小田原を考察する上で貴重な事例である。

以上の理由により、本芸能を市指定重要文化財に指定するため諮問するものである。

■調書①「本小札紫糸素懸威腹巻」



■調書②「絹本著色 涅槃図」



■調書③「小田原古式消防」



議案第 14 号

小田原市新しい学校づくり推進基本計画について（諮問）

小田原市新しい学校づくり推進基本計画について（諮問）について、議決を求める。

令和 7 年 4 月 24 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

教 総 第 号

令和 7 年 (2025 年) 月 日

小田原市新しい学校づくり検討委員会 委員長様

小田原市教育委員会

小田原市新しい学校づくり推進基本計画について (諮問)

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 小田原市新しい学校づくり推進基本計画について
- 2 諮問事由

令和 5 年 12 月に策定した小田原市新しい学校づくり推進基本方針を踏まえ、地域の学校配置の将来像等を示す小田原市新しい学校づくり施設基本計画について諮問する。

議案第 15 号

小田原市新しい学校づくり施設整備指針（案）について

小田原市新しい学校づくり施設整備指針（案）について、議決を求める。

令和 7 年 4 月 24 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市新しい学校づくり施設整備指針 (案)

令和 7 年(2025 年) 4 月

小田原市教育委員会

小田原市新しい学校づくり施設整備指針

目次

はじめに

第1章 整備指針の主旨

1 整備指針策定の背景と目的	1
2 検討経過	2
3 整備指針の構成	4

第2章 これからの「新しい学校施設」

1 学校施設の現状と課題	5
2 「新しい学校施設」の基本的な考え方	6

第3章 「新しい学校施設」のイメージと整備の方向性

1 多様な「学び」を支える学習空間	8
① 普通教室	
② 多様な学びを支える学習空間(オープンスペースなど)	
③ 特別教室	
④ インクルーシブ教育の充実に資する空間づくり	
⑤ 図書室機能の充実	
⑥ 校庭・体育館	
2 豊かな活動を支える生活空間	15
① バリアフリー・ユニバーサルデザイン	
② トイレ	
③ 「居場所」の充実	
④ 教職員の働く空間(職員室他)	
3 地域に開かれた学校	20
① 地域利用スペース	
② 放課後の活動スペース	
③ 避難所機能	
④ 他の施設との複合化	
⑤ 動線、セキュリティの確保(駐停車スペース含む)	
4 持続可能な施設づくり	26
① 環境への配慮	
② 木材活用	
③ 管理運営・事業手法	

第4章 施設機能別整備の方針

1 整備方針	30
2 施設配置・構成	30
3 学習空間	31
4 ICT 環境	33
5 管理諸室	34
6 その他諸室	35
7 共用部分	35
8 体育施設	37
9 給食施設	38
10 その他の施設	38
11 防犯・安全対策	39
12 防災機能	39
13 放課後活動	39
14 地域利用・複合化	40
15 バリアフリー・ユニバーサルデザイン	41
16 環境への配慮	41

第5章 整備プロセス等の検討

1 整備プロセス	44
2 利用者意見の反映	46
3 推進体制	47

参考

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則	48
小田原市新しい学校づくり検討委員会委員名簿	51
小田原市新しい学校づくり検討委員会 新しい学校づくり施設整備指針検討部会部会員名簿	52

第1章 整備指針の主旨

1 整備指針策定の背景と目的

- 本市では、令和4年度(2022年度)から、子供たちの未来にとって望ましい教育環境について考える「新しい学校づくり推進事業(以下、「本事業」という。)」に取り組んでいます。
- 本事業は、「10年後の新しい学校のイメージ」とその実現に向けた方向性をまとめた「新しい学校づくり推進基本方針(以下、「基本方針」という。)」を令和5年12月に策定した後、基本方針をもとに、学校施設(ハード)整備の基準(どのような建物をつくるか)をまとめる「新しい学校づくり施設整備指針(以下、「整備指針」という。)」と、地域の学校配置の将来像(どこにどのような学校をつくるか)をまとめる「新しい学校づくり推進基本計画」を策定し、その後の学校施設の改築¹・長寿命化改修²につなげる取組です。
- 整備指針は、基本方針と令和2年(2020年)12月に策定した「小田原市学校施設中長期整備計画(以下、「中長期整備計画」という。)」に基づき、改築・長寿命化改修時の施設・設備の機能水準や諸室の種類や数、面積、仕様等の基準、整備手法等を定めるものです。

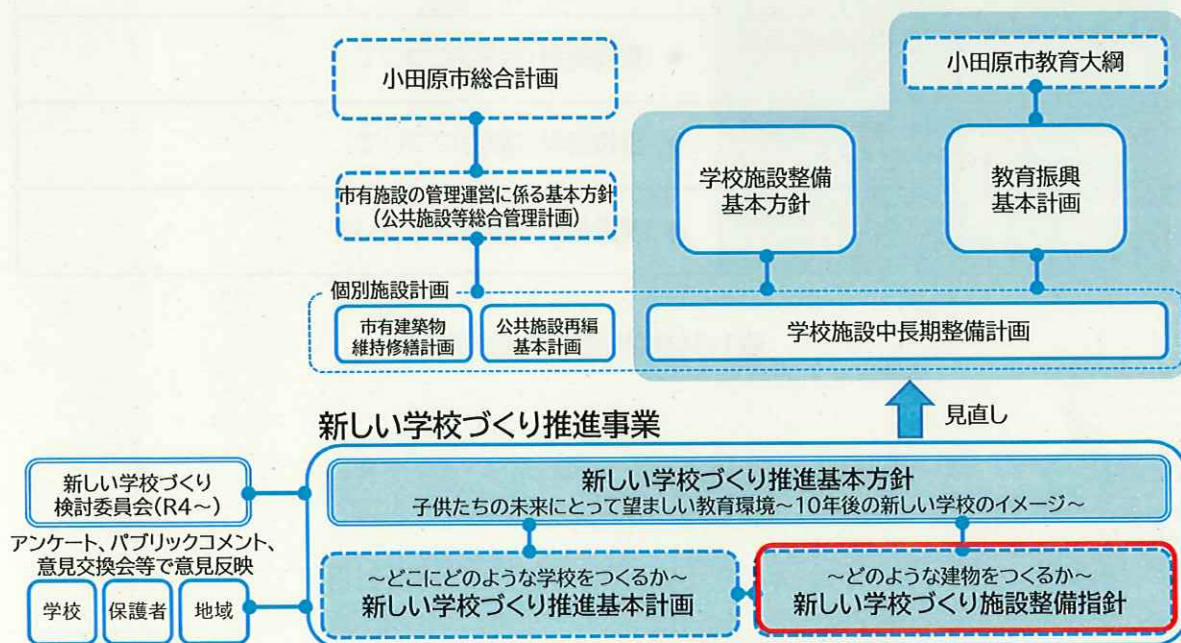


図1-1 【整備指針の位置付け】

¹ 既存建物の一部または全てを新しい建物へ建て替える整備手法

² 概ね築60年で改築する建物を、目標使用年数を80年と設定し、築40～45年を目安に機能向上のための改修を実施するもの

2 検討経過

- 整備指針は、「小田原市新しい学校づくり検討委員会(以下「検討委員会」という。)」に「新しい学校づくり施設整備指針検討部会(以下「検討部会」という。)」を設置し、計4回の検討を経て策定しました。
- 検討にあたり、庁内ワーキングチームを設置し、部会員の指導を受けながら、テーマ別検討を行いました。

令和5年度 (2023 年度)	第1回検討部会 1月 17 日	● 検討フレーム等について ● 今後の検討スケジュールについて
	2月～7月頃	● 庁内ワーキングチームを主体としたテーマ別検討 ① インクルーシブ教育 ② 学習・生活環境 ③ 地域・放課後活動 ④ 環境・木材活用
令和6年度 (2024 年度)	第2回検討部会 5月 20 日	● 庁内ワーキングチームの検討状況報告 ● 今後のスケジュール等について
	第3回検討部会 7月4日	● 整備指針(素案)の検討 ● 今後のスケジュール等について
	第4回検討部会 10月 11 日	● 整備指針(素案)の検討
	第17回検討委員会 1月 27 日	● 整備指針(素案)について
	第18回検討委員会 2月 12 日	● 整備指針(素案)について
	第19回検討委員会 3月 24 日	● 整備指針(答申案)について

表1-1【検討部会の検討経過】

	現状・課題の把握	必要となる機能・性能の検討	整備水準等の選択肢の検討	整備指針への反映
インクルーシブ教育 ³	特別支援学級の教室等の現状把握と課題整理	支援級教室の広さ、機能、配置 インクルーシブ教育の充実に向けた学習・生活空間 バリアフリー ⁴ ・ユニバーサルデザイン ⁵		全体計画(配置基準等) 諸室の面積、機能等の水準 体育館・校庭・外構等の整備基準 施設整備の手法・プロセス
学習・生活環境	教室・諸室等の課題整理 ICT ⁶ 活用の現状把握	教室・学習空間の方向性(オープンスペース ⁷ 等) 変現性を実現する家具・教具のあり方 職員室の方向性 トイレ、体育館、校庭等の機能水準		
地域・放課後活動	放課後児童クラブ、地域開放の現状把握 避難所機能の課題整理	管理も念頭に置いた地域開放スペースの方向性 ゾーニング・セキュリティの方向性 放課後児童クラブの広さ、機能 地域利用スペースの広さ、機能 避難所として必要となる機能 他の施設との複合化		
環境・木材活用	木質化 ⁸ 、省エネ ⁹ ・再エネ ¹⁰ の実施状況把握	ZEB ¹¹ の目標設定 省エネ・再エネの手法 木造・木質化の方向性		

表 1-2【庁内ワーキングチームの検討内容】

³ 国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子供が共に学び合う「インクルーシブ教育」

⁴ 多様な人が社会に参加する上での障壁(バリアー)をなくすこと

⁵ 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境を設計する考え方

⁶ 情報通信技術(Information and Communications Technology)の略

⁷ 教室を超えた多様な活動に対応できる共用空間のこと

⁸ 建物の内装や外装に木材を利用すること

⁹ 省エネルギーの略、エネルギーを効率良く使用し、限りあるエネルギー資源を有効に活用すること

¹⁰ 再生可能エネルギーの略、太陽光・風力・地熱・バイオマス等温室効果ガスを排出せず生産できるエネルギーのこと

¹¹ Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギー(自然から直接採取できるエネルギー)の収支をゼロにすることを目指した建物のこと

3 整備指針の構成

○第1章で整備指針の主旨、第2章で基本的な考え方を示します。第3章では、「新しい学校施設」のイメージと方向性を、図やイラストを活用してわかりやすく示します。第4章では、第3章のイメージ・方向性について、施設機能別に整備の考え方をより具体的に示します。第5章では施設整備にあたってのプロセスと方法を示します。

○別途、付属資料として、改築・長寿命化改修の計画・設計等の検討において参考となる、校地や施設、地域の実情を踏まえた対応策や整備事例、配慮事項等を明らかにするとともに、諸元表・参考図、関係法令・基準類等を整理します。

第2章 これからの「新しい学校施設」

1 学校施設の現状と課題

- 本市の学校施設は、その大半が昭和40年代から昭和50年代に、学齢期人口の増加に合わせ集中的に整備されており、そのため、7割を超える学校施設が築40年を経過し、老朽化が進行しています。
- 既存の学校施設は、国の示す標準設計に基づいた、片廊下一文字型¹²の画一的なものが大半で、令和3年(2021年)に中央教育審議会(中教審)から答申された「令和の日本型学校教育」において提示されている多様な教育・学習活動を展開するには、制限や制約が多くなっています。
- 支援を要する児童生徒が増加していることや性の多様性への配慮等の視点から、学校施設のバリアフリー化に加え、ユニバーサルデザイン化への対応も求められています。
- 本市の公共建築物のうち、学校施設が占める割合が最も多いことから、省エネ化の推進や再エネの導入等、脱炭素化¹³に資する取組を推進する必要があります。
- 令和4年(2022年)に公表した「小田原市立小中学校の教育環境に関するアンケート」において、現在の学校施設の満足度は60～70%程度となっています。また、これからの学校施設に期待する機能としては、「安全・安心な学校」、「児童生徒が快適に学習できる環境」が共に100%近くを占めています。

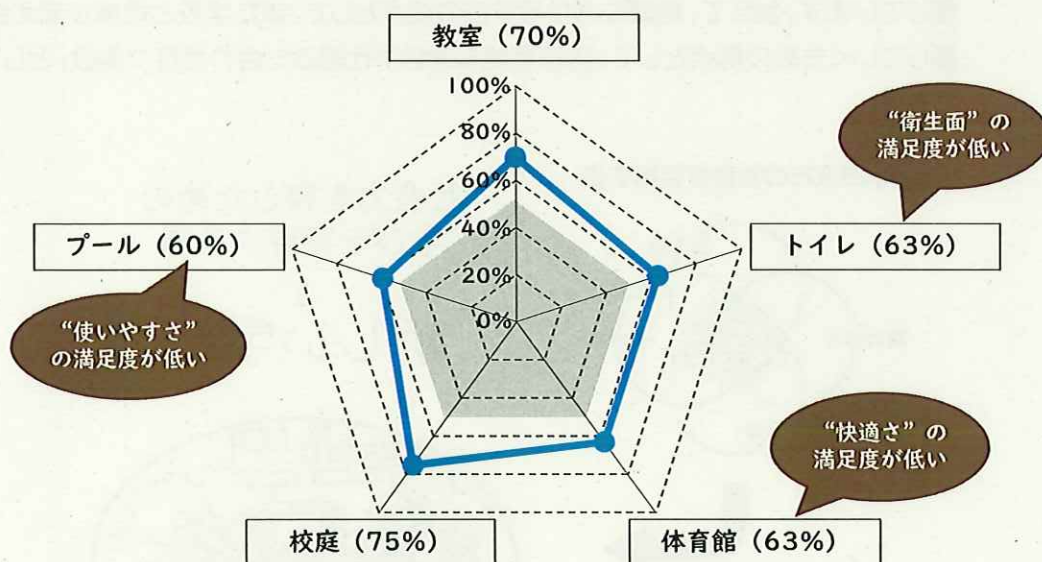


図 2-1 【諸室別の満足度(小学校・中学校合計、保護者・教職員・地域合計)】

出典:「小田原市立小中学校の教育環境に関するアンケート」(令和4年(2022年))

¹² 廊下の一方の側に普通教室や特別教室を単純に配置した校舎のこと

¹³ 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすること

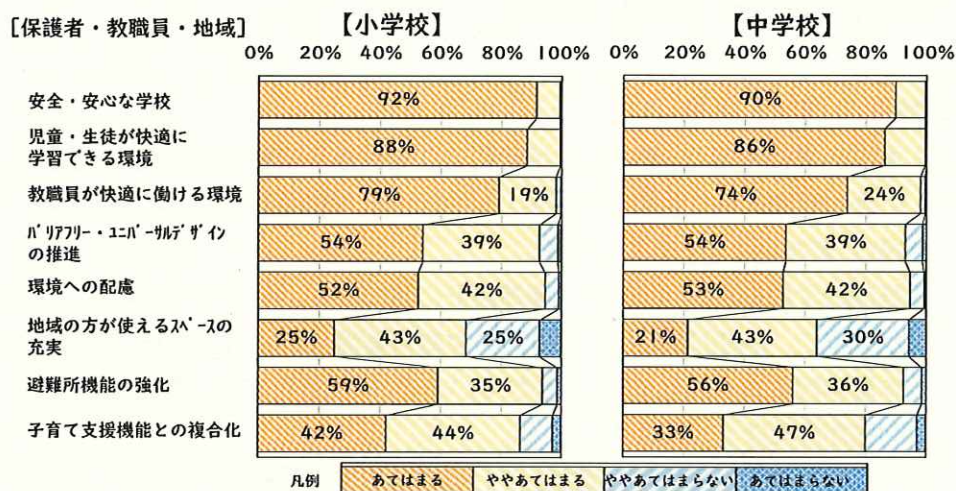


図 2-2 【これからの学校施設に期待する機能(保護者・教職員・地域合計)】
出典:「小田原市立小中学校の教育環境に関するアンケート」(令和4年(2022 年))

2 「新しい学校施設」の基本的な考え方

- 基本方針において、「新しい学校」は、本市の目指す教育とその取組を推進し、全ての子供たちの可能性を引き出し、「社会力」を育む学びを実現する「みんなの学びの場」と定義しています。加えて、地域における学びの拠点として、また学校と地域が支え合い協働していくための拠点として、持続可能な運営や仕組みも合わせ持つ施設、としています。

小田原市の教育が目指す姿



社会力を育むための
学びを実現する場

||
新しい学校



図 2-3 【本市の目指す「新しい学校」(基本方針より)】

○「新しい学校施設」の具体化については、基本方針で示した「10年後の新しい学校のイメージ」実現に向けた視点、中長期整備計画で示した教育環境の充実に向けた基本方針に加えて、「ウェルビーイング¹⁴」と「フレキシビリティ¹⁵」の2つのキーワードを踏まえ、整備の方向性や具体的な機能水準を整理します。

➤ ウェルビーイング

学校に集う全ての人達が、「身体的・精神的・社会的に良い状態」¹⁶にあり、充実した生活を送ることができるよう、学校という環境全体を、調和した生活・活動の場とすることを目指します。

➤ フレキシビリティ

多様な学びのスタイルに対応できる可変性のある学習空間づくりや「タイムシェア」等による柔軟な施設利用、時代の変化や用途変更等に柔軟に対応できるゾーニングなど、あらゆる要素において「フレキシビリティ」を確保することで、より効果的で充実した教育環境を提供することを目指します。

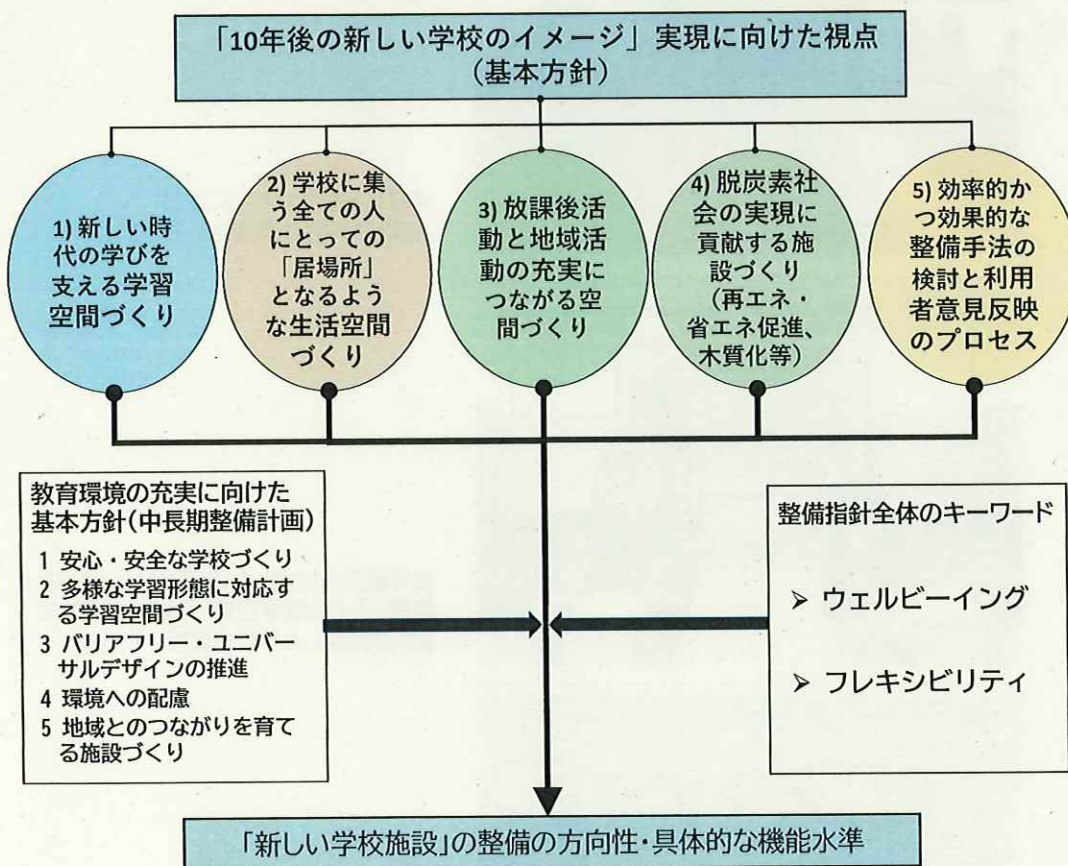


図 2-4 【「新しい学校施設」の具体化のための視点等】

¹⁴ 肉体的にも精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態のこと

¹⁵ 柔軟性

¹⁶ ウェルビーイングの向上について(次期教育振興基本計画における方向性)

参照 URL <https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/content/000214299.pdf>

第3章 「新しい学校施設」のイメージと整備の方向性

第2章で示した学校施設の現状と課題や「新しい学校施設」の基本的な考え方をもとに、「新しい学校施設」のイメージと整備の方向性を決めました。

1 多様な「学び」を支える学習空間

本市は、「インクルーシブ教育」、「地域資源を生かした学び」、「デジタルを活用した学び」の3つを、「学校における学び」の柱と位置付けています。このような多様な学びを支え、充実させるための「学習空間」のあり方について、施設・機能別にまとめました。

～10年後の「新しい学校」のイメージ～



多様な子供たちが共に学び、
充実した学校生活を送っている



地域資源を活用した小田原版 STEAM
教育¹⁷や体験学習等、地域の多様性を
最大限活用した学びを展開している



デジタルを最大限活用し、個別最適な学
びと協働的な学びが様々な形で行われ
ている

¹⁷ Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術)、Mathematics(数学) 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育のこと。小田原版 STEAM 教育は、郷土小田原をフィールドに身近な社会問題を解決するために教科で学んだことを統合的に働かせながら眼球的な活動を行うことで、より良い社会を実現する資質と能力を育てていく教育のこと。

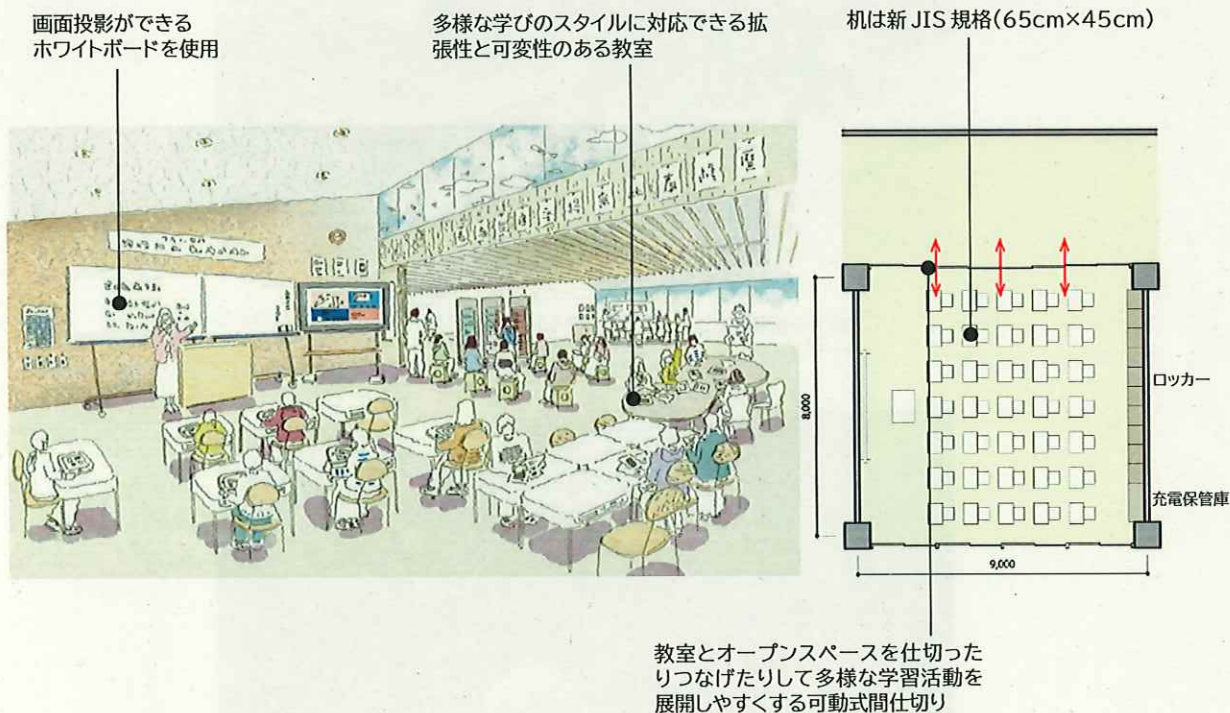
1-① 普通教室

現状と課題

- ・現在の普通教室の面積は $8.0\text{m} \times 8.5\text{m} = 68\text{ m}^2$ が大半であり、1人1台端末の導入や特別支援学級との交流授業の増加等により、教室が狭くなっている。

今後の方向性

- ・普通教室は、文部科学省の補助基準を最低ラインとして、可能な限り広い面積で整備するとともに、可動式の間仕切り壁を設置する等、多様な学びのスタイルや時代の変化に柔軟に対応できる拡張性と可変性を確保する。
- ・新 JIS 規格の机(65cm×45cm)等を導入するほか、その他の家具・教具についても時代の変化に応じて多様な学習活動が展開しやすいものを導入する。
- ・ロッカーや充電保管庫等、収納は十分な広さと機能を確保する。



1-② 多様な学びを支える学習空間(オープンスペースなど)

現状と課題

- ・ オープンスペースや少人数教室、多目的室等の多様な学びに対応できるスペースが少ない。

今後の方向性

- ・ 廊下を拡張したオープンスペースや少人数教室、多目的室等を普通教室に近接させ、可動式の間仕切りで開閉できるようにするなど、拡張性や可変性を確保する。
- ・ 個別学習やグループ学習、対話や発表などの多様な学びのスタイルに柔軟に対応できるような設えや家具・教具を整備する。
- ・ 校舎だけでなく、校庭、屋上など、学校全てが「学びの場」となるような機能を整備する。



廊下を拡張した
オープンスペース

教室とオープンスペースを
仕切ったりつなげたりして多
様な学習活動を展開しやす
くする可動式間仕切り

多様な学びのスタイル
に対応できる可変性
のある家具



教育活動の場となるビオトープやテラス

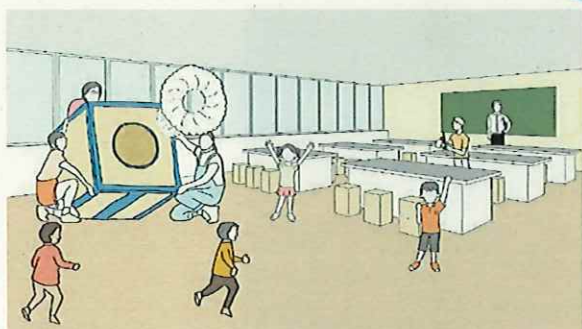
1-③ 特別教室

現状と課題

- ・機能優先となっており、児童生徒の興味関心につながる設えとなっていない。
- ・他の学習空間との連携が少ない。

今後の方向性

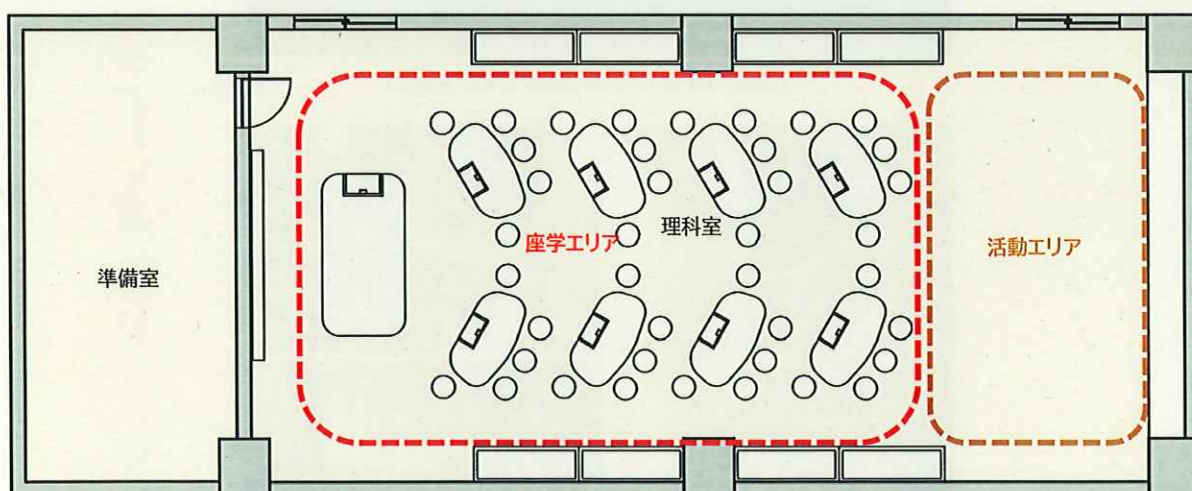
- ・小学校の専科教育の充実や小田原版 STEAM 教育の充実につながるよう、児童生徒が主体的に体験活動や創作活動に取り組むことができるような空間とするとともに、教科横断的な学習に対応できるような教室配置とする。
- ・他の学習活動との共有や「タイムシェア¹⁸」を行うことができるよう、実験・実習等を行う「活動エリア」と、「座学エリア」を分けて整備する。
- ・地域との協働・共創を促進できるよう、地域利用エリアと近接して配置し、連携・交流が生まれるような設えとする。



実験・実習等を行う活動エリア



家庭科室の活動エリアを活用した地域活動



活動エリアと座学エリアが整備された特別教室のレイアウトイメージ

¹⁸ 教室などを授業時間中と放課後といった時間帯によって利活用形態を変えること

1-④ インクルーシブ教育の充実に資する空間づくり

現状と課題

- ・ 支援を必要とする子供たちの数が増加している。
- ・ プレイルーム¹⁹やクールダウンスペース²⁰等、特性に対応したスペースが不十分である。

今後の方向性

- ・ 学校生活の中で自然な交流が育まれるよう、特別支援学級と通常の学級は近接して配置する。
- ・ 特別支援学級の教室は、普通教室と同様の面積及び設えとし、個別指導や集団活動等の多様な活動に配慮した空間とするとともに、プレイルームやクールダウンスペースなど、特性に対応したスペースを十分に確保する。
- ・ 全ての小中学校に通級指導教室と校内支援室を設置することを目指し、特別支援学級の教室に準じた空間として整備する。



(生駒市 HP より:子供の居場所・学び支援室)



教室の近くにクールダウンスペースを配置

¹⁹ 運動用具や遊具等を使った学習ができる室のこと

²⁰ 子供たちがストレスや感情の爆発から逃げ込める場所のこと

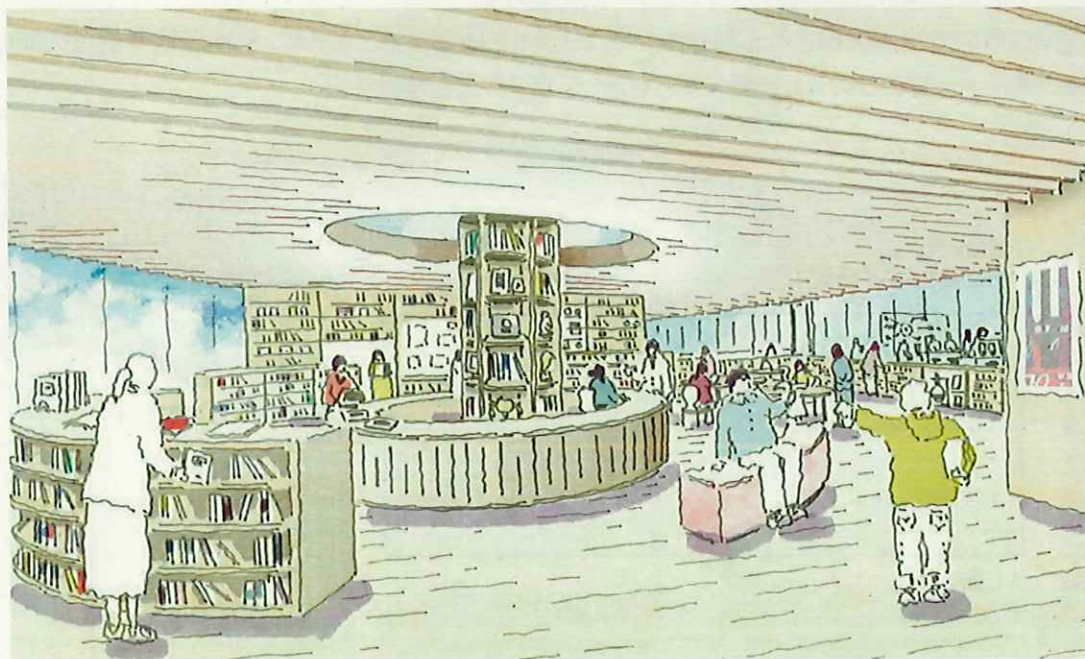
1-⑤ 図書室機能の充実

現状と課題

- ・ 図書室は校舎の端に配置されている学校が多く、利用できる日時も限定されていることが多い。
- ・ 今後、デジタルを活用した学びや小田原版 STEAM 教育などを充実させていく中で、デジタル図書館等との連携も含め、図書室の機能を充実させていく必要がある。

今後の方向性

- ・ 多様な学習を支援する学習センター、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成する情報センター、自発的に読書を楽しむ読書センターとしての機能に加え、ICT の活用による多様な活動を支えるメディアセンターとしての機能を有した空間とする。
- ・ 子供たちの自主的・自発的な学習、協働的な学習を促すことができるよう、蔵書や機能を充実させるとともに、日常的に滞在したくなる魅力的な空間として整備する。



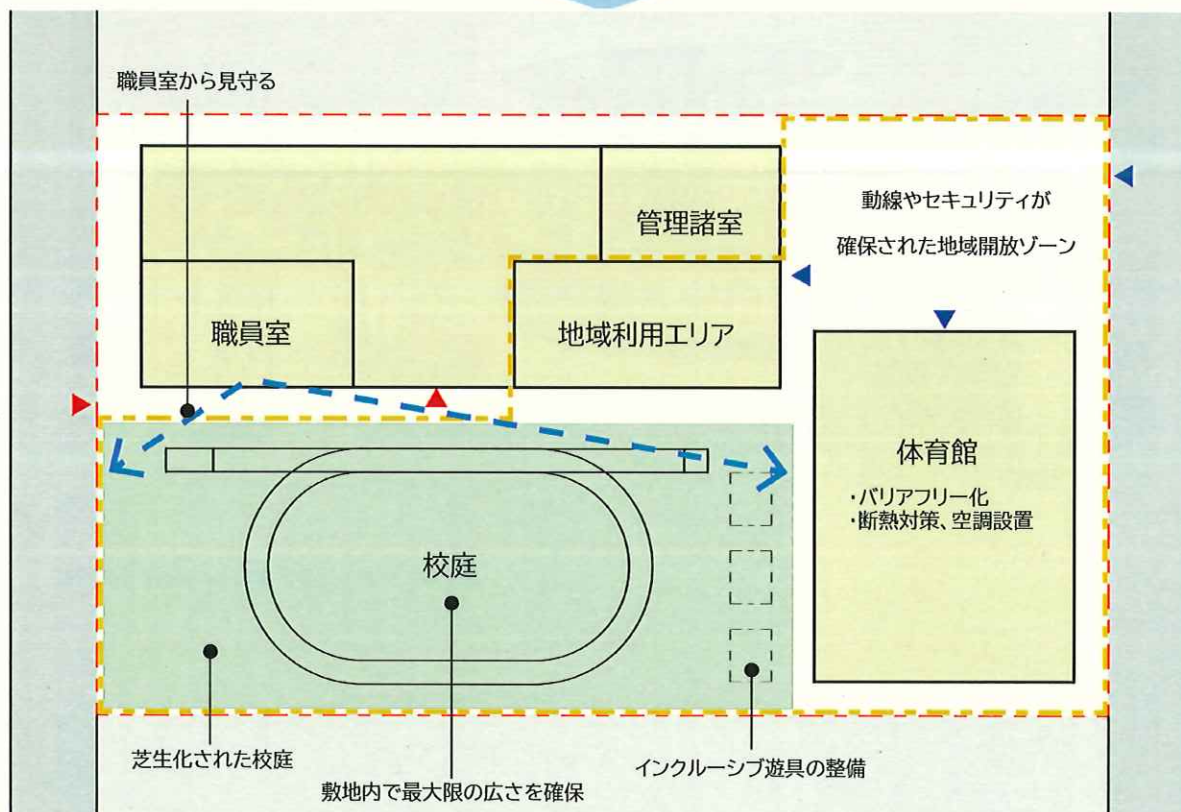
廊下など児童生徒の日常動線と連続する図書室

1-⑥ 校庭・体育館

現状と課題

- ・校庭は、砂ぼこり、水はけ等の環境面や、職員室から見えない、外からの出入りが容易等の防犯面の課題がある。
- ・体育館は、災害時の避難所という観点からも、暑さ・寒さ対策やバリアフリー対応が不十分である。
- ・校庭、体育館はスポーツ団体や地域団体に開放しているが、セキュリティの確保や各団体との調整、管理に関する教職員の負担が課題となっている。

- ・校庭は日当たりのいい場所に最大限の広さを確保し、近隣への騒音、防球、視線対策、通風等を十分に検討する。
- ・芝生化やインクルーシブ遊具²¹の整備、コミュニケーションスペースの設置など、誰もが校庭で多様な活動ができるような設えとする。
- ・体育館は断熱対策や空調設置、バリアフリー化を進める。
- ・施設開放時の安全が確保される動線やセキュリティを確保するとともに、利用予約や施設の開け閉めに電子キー等のシステムを導入するなど、デジタル化を検討する。



²¹ 障がいがある子もない子と一緒に遊べる遊具のこと

2 豊かな活動を支える生活空間

学校は、児童生徒のみならず、教職員や地域住民など、たくさんの人が集まる場所です。学校に集う全ての人が生き生きと過ごすことができ、それぞれにとっての「居場所」の選択肢を多く提供できるような空間づくりをする必要があります。

～10年後の「新しい学校」のイメージ～



誰もがストレスなく快適に過ごせる環境



学校で過ごす人たちが、安心・安全に生活することができ、目的に応じた居場所で、思い思いの時間を過ごすことができる



教職員が生き生きと働き、子供たちと向き合うことができる

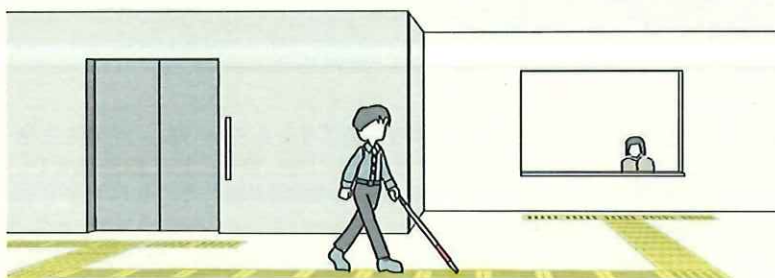
2-① バリアフリー・ユニバーサルデザイン

現状と課題

- ・ほとんどの学校でエレベーターが設置されておらず、スロープの設置や段差の解消も不十分である。
- ・インクルーシブ教育の充実や合理的配慮²²の基礎となる環境整備(基礎的環境整備)として、施設のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を目指していくことが求められている。

今後の方向性

- ・法令等に基づくバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインを用いて、学校を訪れる全ての人がストレスなく快適に過ごせる環境とする。
- ・サインは日本語・英語を併記するとともにピクトグラム²³を併用し、誰にでも分かりやすいものとする。



エレベーターやスロープを設置し、障がい者に対し配慮した廊下など、誰もがストレスなく快適に過ごせる環境

ユニバーサルデザイン7原則

- 1: 誰にでも公平に利用できること
- 2: 使う上で自由度が高いこと
- 3: 使い方が簡単ですぐわかること
- 4: 必要な情報がすぐに理解できること
- 5: うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 6: 無理な姿勢を取ることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 7: アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること



日本語と英語を併記し、誰にでもわかりやすいピクトグラムを用いたサイン

²² 障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと

²³ 不特定多数の人々が利用する公共施設等で文字や言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形のこと

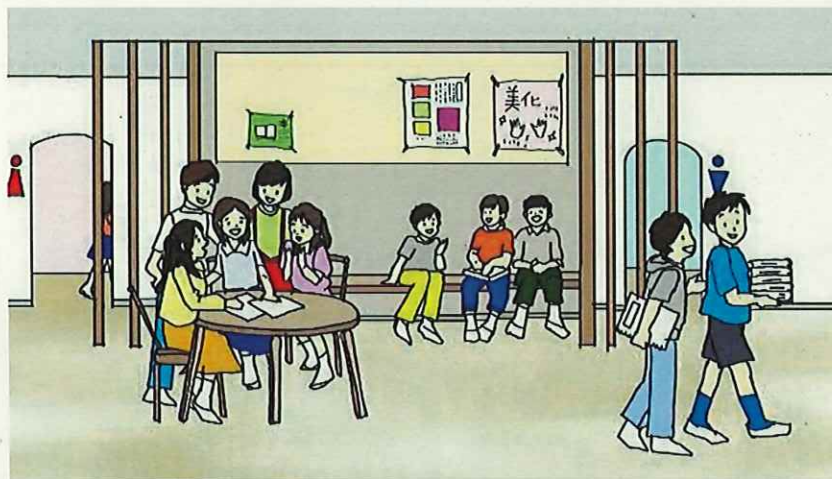
2-② トイレ

現状と課題

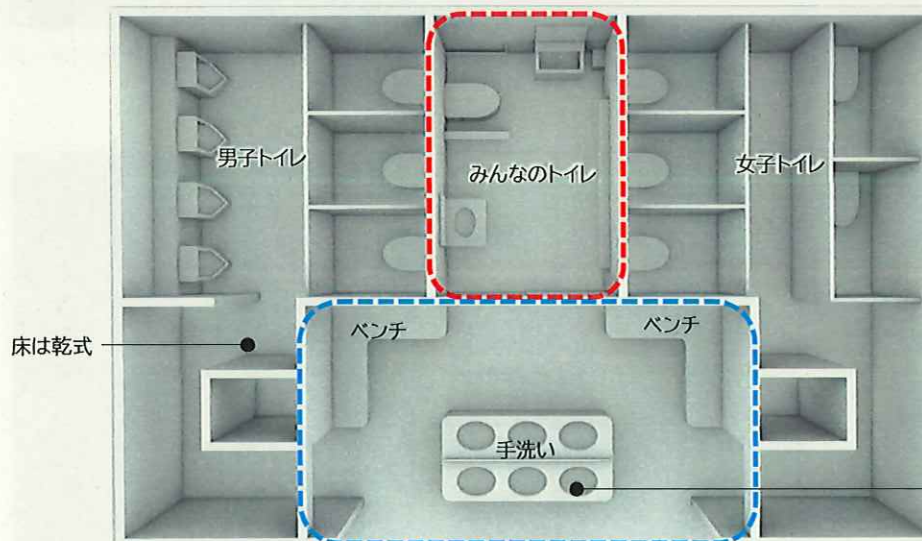
- ・改修等により洋式化を進めているが、和式便器も残っている。
- ・学校トイレの多くが湿式床で、衛生面の課題がある。
- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応に加え、性の多様性への配慮も必要である。

今後の方向性

- ・全面洋式化、床は乾式を原則とし、利用する全ての人にとって快適で使いやすい空間となるよう、明るく清潔で清掃しやすく、衛生管理に配慮した設えとする。
- ・設置箇所に応じて、みんなのトイレ²⁴、男女共用の個室を一定数整備する。
- ・コミュニケーションの場ともなるよう、空間づくりを工夫する。



コミュニケーションの場ともなるよう空間づくりが工夫された児童生徒用トイレのイメージ



児童生徒用トイレの配置イメージ

²⁴ 障がい者や高齢者を含む全ての人が利用しやすいトイレ

2-③「居場所」の充実

現状と課題

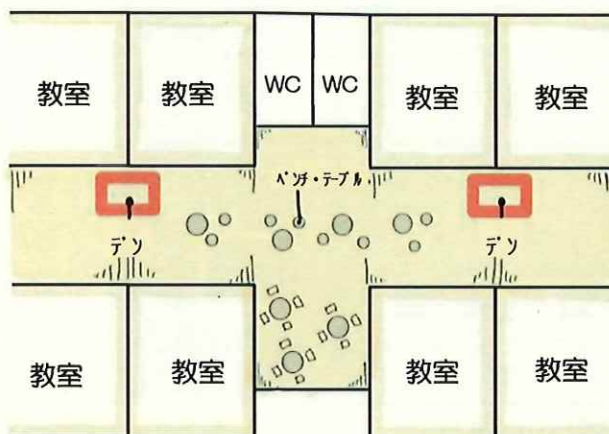
- ・自分の教室以外に、休息やコミュニケーションをとるスペースがほとんどない。
- ・学校で過ごす子供たちが、それぞれの目的に応じた居場所で、思い思いの時間を過ごすことができるような場を提供する必要がある。
- ・不登校や教室に入ることができない子供たちが校内で過ごす場所が不足しており、保健室が活用されていることが多い。

今後の方向性

- ・校内や校庭等に、休憩スペースやコミュニケーションスペースなど、子供たちの居場所となるような空間を点在させ、目的や気分に応じた多様な選択肢を提供できるようにする。
- ・不登校や教室に入ることができない子供たちなどの居場所として、全ての小中学校に校内支援室を整備する。



子どもたちの居場所のイメージ



木質化されたデンのイメージ

2-④ 教職員の働く空間(職員室他)

現状と課題

- ・ 職員室と自分の教室以外に、作業スペースや休憩スペースがほとんどない。
- ・ 学校における働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化するための執務空間の確保が求められている。

今後の方向性

- ・ 職員室をはじめとする管理諸室は十分な広さを確保する。
- ・ 打合せスペースや休憩スペース、作業スペースを充実させるとともに、子供たちが気軽に相談しやすい設えとする。
- ・ 個別支援員等の非常勤職員やスクール・サポート・スタッフ²⁵が利用できるよう、一部フリーアドレスの執務スペースを整備する。
- ・ 個人情報等を保管するスペース等、十分な収納を確保する。



職員室近くに設ける相談コーナー



職員室に設ける休憩スペース

²⁵ 教員に代わって資料作成や授業準備等を行うことで、教員をサポートするスタッフのこと

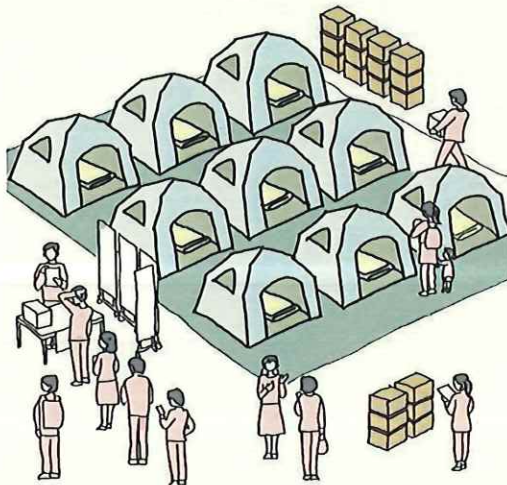
3 地域に開かれた学校

現在も、学校は地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地域コミュニティの活動の場として、また、災害時には避難所としての役割も果たす非常に重要な施設です。今後は、学校と地域とのつながりがより強固なものとなり、学校が「地域における学びの拠点」としてまた「学校と地域が支え合い協働していくための拠点」となるための環境づくりを進めていく必要があります。

～10年後の「新しい学校」のイメージ



学校と地域との協働がこれまで以上に活発になり、多様な主体が教育活動や放課後活動に関わっている



学校の避難所機能が充実し、地域住民が安心して利用することができる



地域の人たちが必要と考える施設が学校に複合化され、学校が「多様なつながりが生まれる場所」として機能している

3-① 地域利用スペース

現状と課題

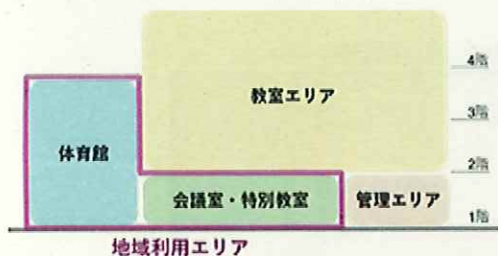
- ・ 学校運営協議会(コミュニティスクール)²⁶ の充実等、地域と学校との関係がこれまで以上に win-win となるような仕組みや環境づくりが求められている。
- ・ 学校は、地域コミュニティの核として、多様なつながりが生まれる場を提供する必要がある。

今後の方向性

- ・ 地域活動に利用できる地域利用エリア(会議室等)を全校に設ける。
- ・ 平日の日中や夜間・休日の使用していない特別教室等を地域に開放し、その活動を子供たちが目にするすることで、新たな学びや交流を促す環境をつくる。
- ・ 開放時の安全が確保される動線やセキュリティを確保するとともに、利用予約や施設の開け閉めに電子キー等のシステムを導入するなど、デジタル化を検討する。



地域の人・児童生徒が共同利用する図書室
(文部科学省 ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイデア集より)



地域と児童生徒が交流しやすい配置計画



休日は特別教室を地域に開放し学びや交流を促す

²⁶ 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくための仕組み

3-② 放課後の活動スペース

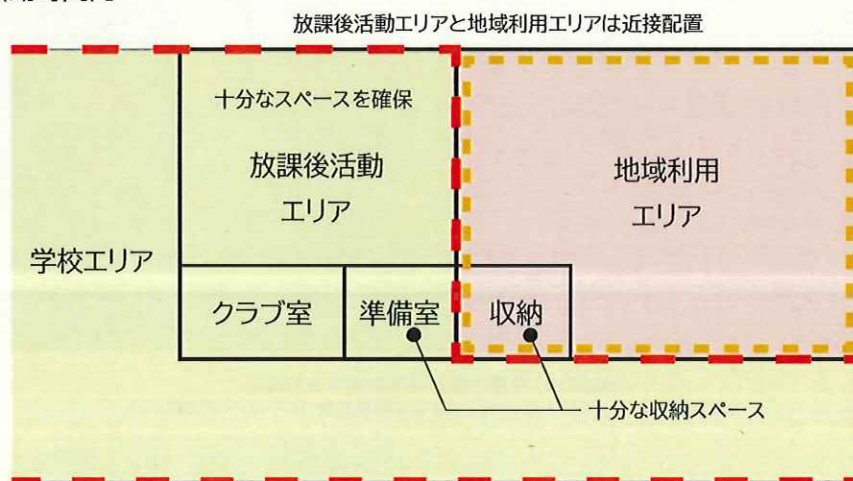
現状と課題

- ・全ての小学校で、校内に放課後児童クラブが設置されており、放課後子ども教室も定期的に行っている。
- ・多くの放課後児童クラブが空き教室を活用して運営しており、スペースが狭いことが課題となっている。

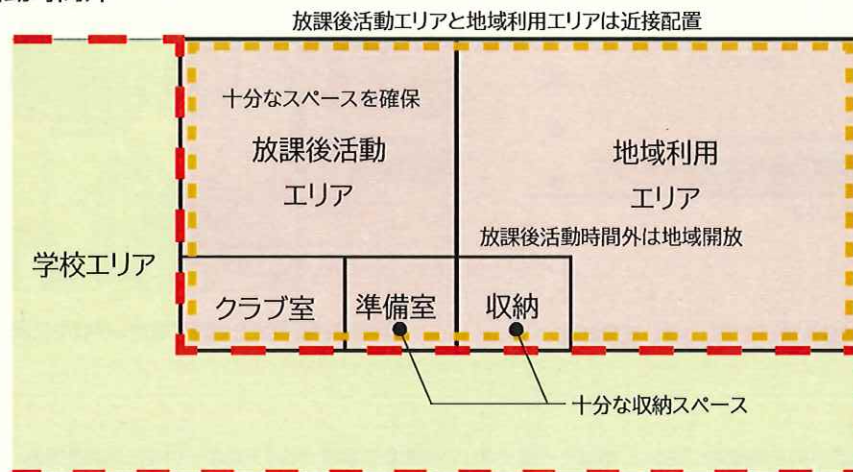
今後の方向性

- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室の活動が円滑に行えるよう、クラブ室のほか、スタッフ用のスペースや収納スペースも含めた十分なスペースを確保する。
- ・放課後活動エリアは地域利用エリアと近接して配置し、放課後活動を行わない時間帯に地域開放できるような「タイムシェア」を可能とする管理運営を検討する。

放課後活動時間内



放課後活動時間外



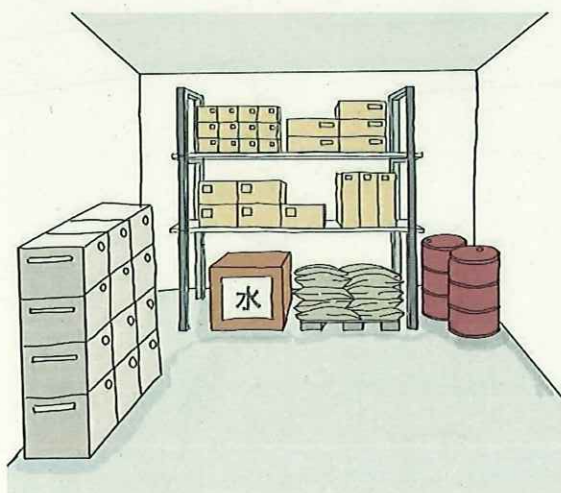
3-③ 避難所機能

現状と課題

- ・小中学校は、一次・二次のいずれかの避難所に設定されており、避難所機能の強化が求められている。
- ・避難所の中心機能となる体育館は、暑さ・寒さ対策やバリアフリー対応が不十分である。
- ・避難所運営が長期化した場合に、教育活動の早期再開に支障のないよう、ゾーニング等に配慮する必要がある。

今後の方向性

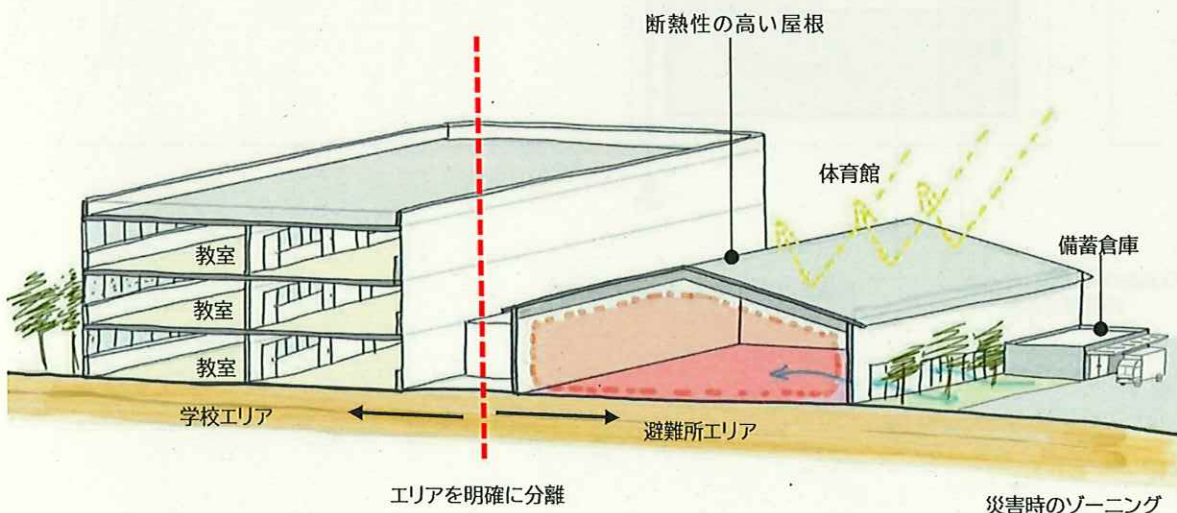
- ・全ての小中学校に、避難所運営に必要な機能を整備する。
- ・体育館は断熱対策や空調設置、バリアフリー化を進める。
- ・学校の教育活動を早期かつ円滑に再開するため、避難所エリアと学校エリアを明確に区分できるようにする。



備蓄倉庫

避難所機能

- ・学校施設の安全性
- ・インフラ(電気、ガス、水)の確保
- ・災害情報の入手や救援要請に必要な情報通信
- ・トイレ(マンホールトイレ等)
- ・要配慮者等への対応(バリアフリー等)
- ・居住・運営スペース、備蓄倉庫等の充実



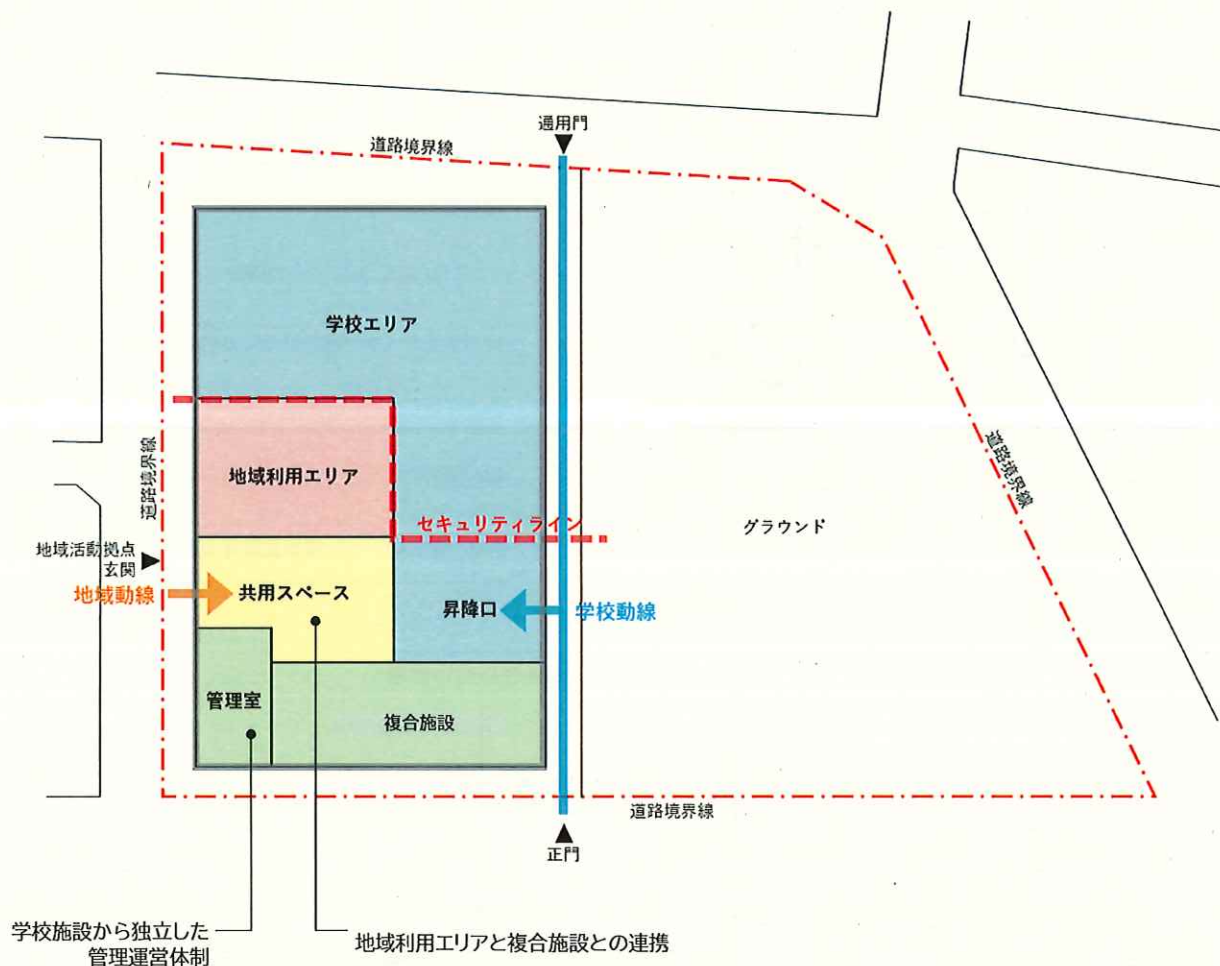
3-④ 他の施設との複合化

一現状と課題

- ・他の施設との複合化は、効率化だけでなく、教育活動の充実や学校の魅力アップにつながるものもあることから、地域の実情やニーズに応じて、複合化を推進することが重要である。

—今後の方向性—

- ・ 他の施設との複合化は、地域のニーズを丁寧に把握し、地域の特色や近隣施設の配置状況等を踏まえ、個別に検討する。
- ・ 学校施設と他の施設を複合化する場合は、地域利用エリアと近接させ、兼用化を図る。
- ・ 複合化施設については、動線やセキュリティの確保はもとより、学校施設から独立した管理運営体制を構築することが重要である。



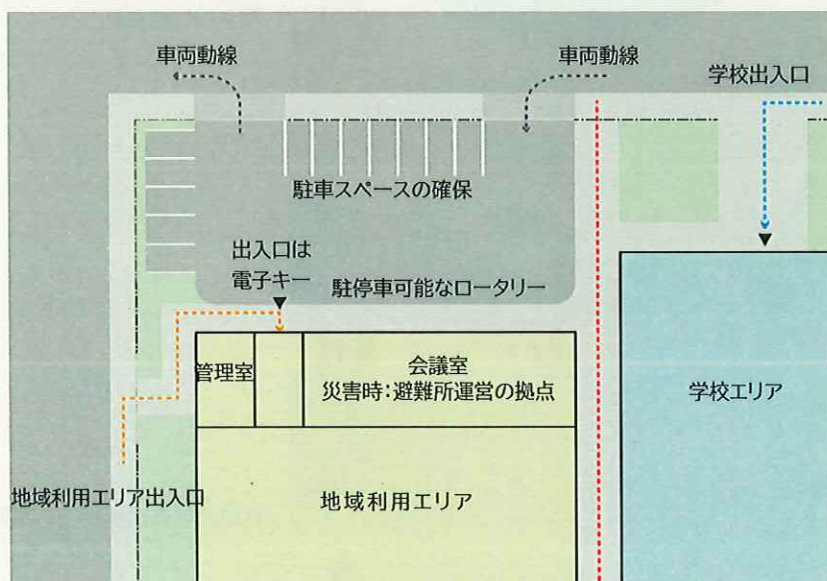
3-⑤ 動線、セキュリティの確保(駐停車スペース含む)

現状と課題

- ・ 地域活動スペースを学校に設置する場合、空き教室を活用することが多く、動線やセキュリティの確保がしづらい状況である。
- ・ 学校施設の地域利用は各校で行われているが、利用者との調整等は教職員が対応しているため、学校現場においてその負担が大きくなっている。
- ・ 地域利用や放課後デイサービス²⁷の送迎等のための駐停車スペースが不十分である。

今後の方向性

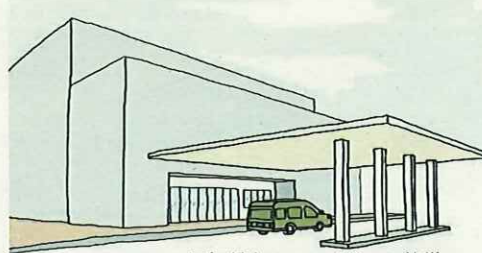
- ・ 地域利用エリアや複合化施設への動線を学校への動線と明確に分離し、学校運営上支障がない計画とする。
- ・ 防犯カメラやセンサー等の機械警備を設置し、防犯上の安全に十分に配慮するとともに、利用予約や施設の開け閉めに電子キー等のシステムを導入するなど、教職員の負担軽減にも配慮する。
- ・ 車両の駐停車スペースを一定数確保するとともに、ロータリーを整備する。



学校エリアと地域利用エリアを明確に分けた配置



電子キーを設け教員の負担軽減



屋根付きのロータリーの整備

²⁷ 障がいのある児童等が学校の授業時間終了後や学校休業日に、生活能力の向上のための必要な訓練や社会との交流促進等のサービス等を受けることができる通所施設のこと

4 持続可能な施設づくり

基本方針で示した「学校のマネジメント」において、学校施設の整備と管理について、「長く快適に使用できる管理体制の構築」を目指すとともに、「教職員が教育活動に集中できるような管理運営のあり方」を検討する、としています。また、改築・改修の財政負担が膨大となることから、効率的な整備・運営を進めていく必要があります。新しい学校をつくり、安全かつ快適に使い続けるためには、様々な視点から、持続可能な施設のあり方を考えていく必要があります。

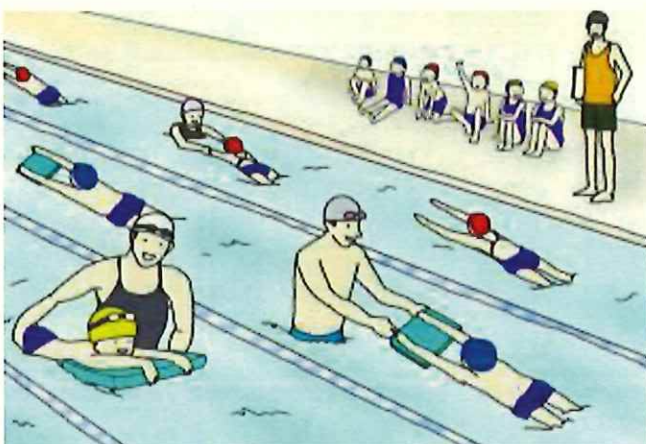
～10年後の「新しい学校」のイメージ～



再生可能エネルギーを活用し、災害時の電気の供給を行う。



地域産材を活用した内装木質化



民間スイミングスクールの活用も含めたプールの拠点化・集約化

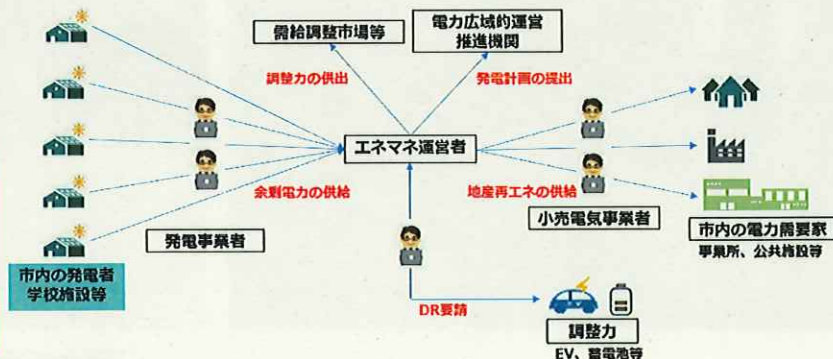
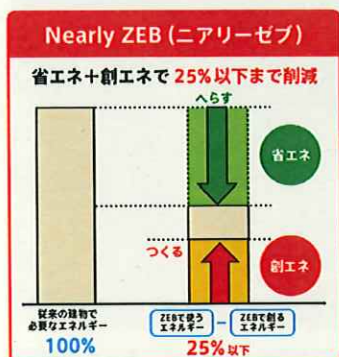
4-① 環境への配慮

現状と課題

- ・市は 2019 年に 2050 年カーボンニュートラル(CO₂ 排出実質ゼロ)を表明しており、新しい学校は 2050 年以降も使用する施設となるため、各学校で再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を最大限図り、公共施設として率先してカーボンニュートラルを達成する必要がある。
- ・国は 2030 年までに新築物件の平均で ZEB Ready 相当となることを目指しているが、新しい学校の大半が整備されるのは 2030 年以降となることが見込まれるため、より高い基準が求められることを想定する必要がある。
- ・市は、再生可能エネルギーの地産地消の取組として地産再エネの取引プラットフォーム(エリアエネルギーマネジメントシステム)の構築を推進している。

今後の方向性

- ・建物の高気密、高断熱化や高効率な設備機器の導入によって 50%以上の省エネを達成するとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入により、75%以上のエネルギー消費量削減(Nearly ZEB)を目指すことで、脱炭素化とともに、ライフサイクルコスト全体の削減を図る。
- ・太陽光発電設備を最大限設置することにより、エリアエネルギーマネジメントシステムを介した余剰電力の市内需要家への供給、非常時の緊急電源の供給を目指す。
- ・子供たちが環境課題を日常的に体感し、環境学習や省エネへのアクションにつながるような環境を提供する。



エリアエネルギーマネジメントシステムを介した余剰電力の市内需要家への供給

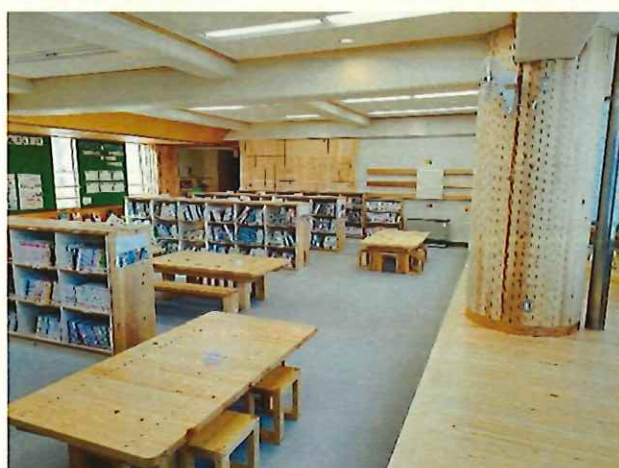
4-② 木材活用

現状と課題

- ・市は「小田原市建築物等における木材利用促進に関する方針」²⁸等に基づき、地域産木材を活用した学校の木質化に積極的に取り組んでいる。

今後の方向性

- ・学校全体の内装を木質化し、温かみのある室内環境とするとともに、必要に応じて、一部の構造を木造化する。
- ・木質化・木造化には、原則として地域産材を活用する。
- ・木質化・木造化のプロセスの中で、子供たちが木に親しむことができる取組みや環境を用意する。



学校全体の内装を木質化し、温かみのある室内環境

²⁸ 参照 URL

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/industry/agricult/forest/wood/riyou.html>

4-③ 管理運営・事業手法

現状と課題

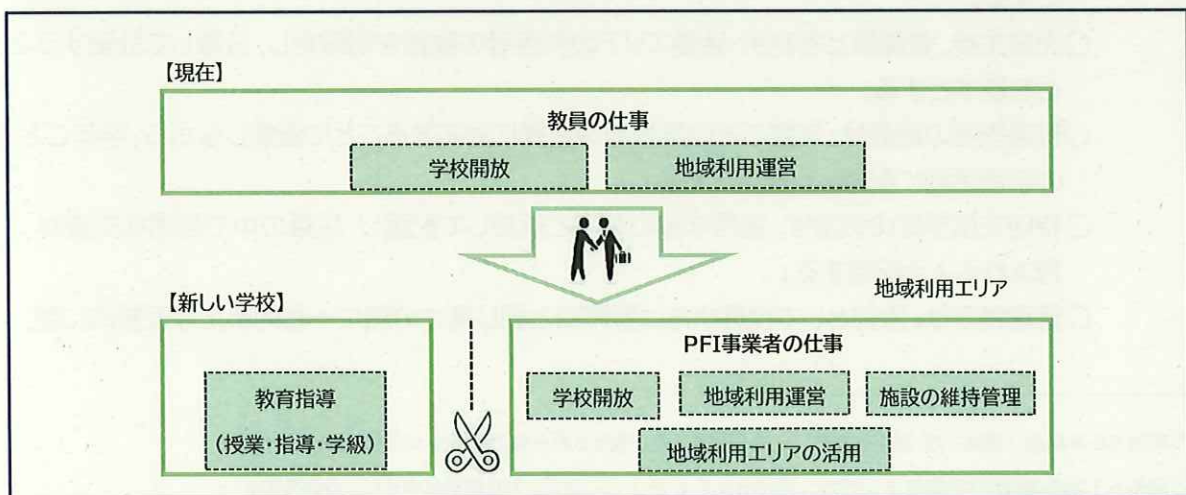
- ・施設の日常的な点検・管理は教職員が主に担っており、負担が大きくなっている。
- ・学校施設を「長く快適に使い続ける」ためには、定期的な安全点検と適切な維持修繕を継続的に実施していくことが重要である。
- ・学校整備には多額の費用がかかり、全ての学校に「あると望ましい」機能をフルスペックで保有することは財政上困難であることから、一部の機能等について、複数校での共有化や、民間活用等による管理運営の効率化が求められる。

今後の方向性

- ・施設・設備は、メンテナンスや修繕がしやすいつくりとする。
- ・プール、給食調理室等の一部機能については、拠点化・集約化等を検討する。
- ・施設等の整備・運営に民間の資金やノウハウを活用する PPP/PFI 手法による施設整備・維持管理を導入するなど、多様な事業手法・管理運営手法等を検討する。



プールの集約化、共同利用のイメージ



PFI 手法活用による業務範囲のイメージ

第4章 施設機能別整備の方針

第3章で整理した主要対象項目についての新しい学校づくり整備指針の方向性等を踏まえ、学校の施設機能別に整備の方針を整理しました。

1 整備方針

(1)改築・長寿命化改修の方針

○中長期整備計画において、旧耐震基準²⁹で建築された建物は改築、新耐震基準³⁰で建築された建物は長寿命化改修することを原則としているが、長寿命化改修については、躯体の耐久性向上、設備機器の交換等に加え、スケルトン³¹を前提とした内装改修を行うこととし、所要面積に不足が生じる場合は、校地の状況等を踏まえ増築についても検討する。

○体育館については、鉄骨造で築30年を経過しているものについては、原則全て改築する。

(2)室数・面積の算定

○対象校の児童生徒数・学級数推計を踏まえ、学級編制の標準に関する将来の動向も考慮したうえで算定する。

2 施設配置・構成

(1)建物配置

○各建物について、利用形態等に応じ、適切な日照、通風その他の自然環境を確保できるよう配置する。

○訪問者の利便性に配慮しつつ、児童生徒、訪問者、車両等の各移動経路を合理的に設定する。

○防犯及び事故防止の観点から、死角が生じないよう各施設を配置することが重要である。

(2)施設配置

○学習活動エリア、地域利用エリア、放課後活動エリア等、エリアごとのゾーニングを明確にする。

○児童生徒、教職員と各利用・活動エリアの利用者の動線を明確化し、分離して計画することを基本とする。

○普通教室の配置は、年度ごとの学級数の変動に対応することに留意しながら、学年ごとの学習活動に配慮した配置とする。

○特別支援学級の教室は、通常学級の教室と近接して配置し、生活の中で自然な交流が育まれるよう配慮する。

○管理諸室は、原則として校庭または昇降口と同じ高さの階に一体的または近接的に整

²⁹ 昭和56年以前に建築され、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の基準により建築された建物。

³⁰ 昭和53年の宮城県沖地震をきっかけに、昭和56年6月1日に改正された建築基準法による耐震基準

³¹ 建物の柱・梁・躯体壁を残した骨組み状態にすること

備するものとし、校庭や昇降口が見渡せる配置とするとともに、教職員間の連携を重視した配置とする。その際、必要に応じて職員室・校長室・事務室・印刷室等の教職員のための機能を集約し、有機的に統合した執務スペースとすることも検討する。

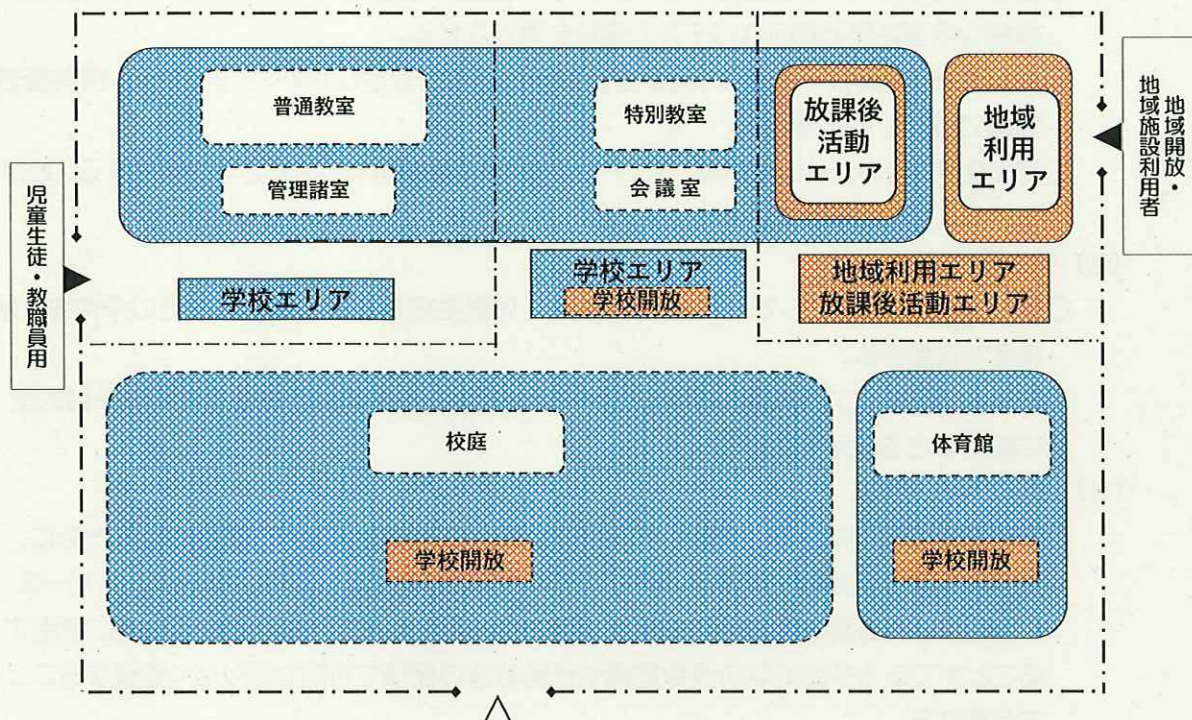


図 4-1 【施設ゾーニングイメージ】

(3)施設構成

- 多様な学習や学年単位の活動を充実させ、児童生徒にゆとりある学習・生活環境を提供するうえでは、普通教室と一体的に使用することができる「オープンスペース」の整備が有効であることから、児童生徒数・学級数推計や校地の条件(面積、形状、関係法令による建築制限等)を踏まえ、オープンスペースを整備しても、本指針に定める諸室に必要な室数及び体育館を含めた学校施設機能を確認することができる場合には、オープンスペースを整備する。
- ただし、児童生徒数・学級数推計や校地の条件等を踏まえて、オープンスペースを整備することが困難な場合には、多目的室の整備や普通教室の面積を可能な限り広く整備する等により、児童生徒のゆとりある学習・生活環境を確保するようにする。
- 諸室の面積等は目安であり、基本計画、設計段階で各校の条件に応じて、検討、整理する。

3 学習空間

(1) 普通教室

- 整備室数は、児童生徒数・学級数推計に基づき決定する。
- 面積は、文部科学省の補助基準を最低ラインとして、学習活動の多様化による机の大型化や教材・教具の増加、特別支援学級との交流の充実等を考慮した適切な面積で整備する。

○児童生徒の机及び椅子は、新JIS規格を最低ラインとして、児童生徒の多様な行動や頻繁な使用に対する耐用性及び安全性を確保しながら、動かしやすく、多様な学習活動が展開しやすいものを選定する。

○必要な掲示スペースを確保するとともに、大型掲示装置等のICTを積極的に活用した多様な学習活動と掲示スペースの確保を両立させる。

○児童生徒の収納スペースは、児童生徒が学用品等を管理しやすくするために、原則普通教室に近接して配置する。

○児童生徒1人あたりの収納は、ランドセル・かばん及び教材・学用品等を保管することができる広さを確保する。

(2) 少人数教室

○整備室数は、原則として1フロアに1室とし、児童生徒数及び学級数や校地の条件等を踏まえて決定する。

○面積は、原則として普通教室1教室分とし、間仕切り等により普通教室または多目的室に転用できる設えで整備する。

(3) オープンスペース

○学級単位の多様な学習活動が、学年単位の活動または生活指導を充実させるために、普通教室等と連続した位置にオープンスペースを整備する。ただし、オープンスペースの整備により必要な室数等の確保が困難となる場合には、学年単位の活動等に使用することができる多目的室の複数整備や普通教室の面積を可能な限り広く整備することで代替する。

○オープンスペースと普通教室等の間には、遮音、空調効果を考慮して可動式間仕切りを設置する。可動式間仕切りは、多様な学習活動を展開しやすくするために、普通教室等とオープンスペースが一体空間となるような整備が望ましい。

○オープンスペースが複数の学年の動線となる場合には、遮音や視線を考慮して、動線となる廊下をオープンスペースとは別に整備する。

○計画の際には、ハード面の検討だけでなく、使用が想定される活動等について、教職員と丁寧に検討する必要がある。

(4) 多目的室

○整備室数は、原則として1フロアに1または2室とし、児童生徒数及び学級数や校地の条件等を踏まえて決定する。

○面積は、原則として普通教室2教室分とし、間仕切り等により普通教室または少人数教室に転用できる設えで整備する。

(5) 特別教室

○小中学校において、次の表のとおり整備する。各教室の整備室数は、1または2教室とし、児童生徒数・学級数推計や校地の条件等を踏まえて決定する。

小学校	中学校	留意事項
理科室	理科室	
音楽室	音楽室	防音及び音響に十分配慮する。
図工室	美術室	
家庭科室	家庭科室 (調理・被服兼用)	災害時の炊き出し等で使用することも想定した配置、設えとする。
	技術室 (木工・金工兼用)	

表 4-1 【特別教室の整備】

○面積は、準備室、収納スペースを含めて最大普通教室2.5教室分とする。また、実験・実習等の活動エリアと座学等を行うエリアを分けて使用できるよう、収納や机を整備するとともに、他の教科活動と共用できることが望ましい。

○利用しない時間帯については、他の活動や会議室として利用する等の「特別教室等のタイムシェア化」を図り、特別教室の有効活用を検討する。そのために、多用途に活用できるよう、教具等の配置についても検討する。

(6) 特別支援学級関係室

○教室は、普通教室と同様の面積及び設えで整備するとともに、個別指導や集団活動等の多様な活動に配慮した空間とする。

○整備室数は、支援を要する児童生徒数・学級数推計や校地の条件等を踏まえて決定する。

○教室の近辺に、クールダウンスペースやプレイルーム、教員が授業準備を行う準備室を整備する。クールダウンスペースやプレイルームは、他用途の室との兼用も考慮する。

○緊急時に速やかに移動することができるよう、昇降口やエレベーターの近くに配置するとともに、児童生徒が利用しやすいよう、トイレに近接して配置する。

(7) 通級指導教室

○設置する学校には、1校あたり1教室を整備するものとし、特別支援学級関係室に準じた空間とする。

(8) 図書室・メディアセンター等

○児童生徒の多様な学習を支援する学習センターとしての機能、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成する情報センターとしての機能、自発的に読書を楽しむ読書センターとしての機能に加え、ICTの活用により児童生徒の多様な活動を支えるメディアセンターとしての機能を有した空間とする。

○普通教室では実施することができない多様な学習活動を展開することができる広さ及び設えとし、複数の学級が同時に使用できるよう、間仕切りや遮音等に配慮する。

○教育活動の拠点、児童生徒の居場所としての役割も考慮した配置とする。また、放課後活動や地域利用等に配慮したスペース・配置等も検討する。

4 ICT環境

○ICT機器は時代に応じて進化とともに陳腐化することから、時代に応じた多様な学習活

動を展開するために必要なICT機器や対応する教具等を積極的に導入するとともに、進化に対応できるような整備を検討する。

○体育館、校庭を含め、校内の全ての場所でネットワークに接続できる環境を整備する。

○学習用端末の保管または充電場所については、時代に応じた活用方法及び性能等を踏まえた適切な位置に整備する。

5 管理諸室

(1) 職員室

○教職員等の人数を踏まえて、原則として普通教室3教室分以上の面積で整備する。

○個人情報の管理に配慮しつつ、児童生徒が気軽に相談しやすい設えとすることが望ましい。

○教職員が一時的な休息や情報交換を行うことができる休憩・打合せスペースを職員室内に確保する。

○個別支援員等の非常勤職員やスクール・サポート・スタッフが利用できるよう、一部フリーアドレスの執務スペースを確保する。

○児童生徒の個人情報等を収納するスペースを含め、収納は十分に確保する。

(2) 校長室

○職員室と隣接した配置とし、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備する。

(3) 事務室

○来校者用玄関と近接した配置とし、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備する。

(4) 印刷室

○印刷・教材作成スペースとして、原則として普通教室0.5教室分の面積とし、収納を十分に確保しつつ、作業効率のよいスペース・配置を検討する。

(5) 保健室

○原則として普通教室1.5教室分の面積で整備し、シャワー室等衛生管理に必要な設備を整備する。

○みんなのトイレを併設したトイレに近接し、校庭に近く、救急車両等が近接しやすい位置に配置する。

(6) 用務員室

○執務・休憩スペース及び作業・保管スペースを合わせて、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備する。

(7) 相談室

○原則として普通教室0.5教室分の面積で整備する。

○管理諸室エリアにおいて、原則として保健室と近接させながら、周囲に気兼ねなく出入りができる配置や配慮を検討する。

(8) 会議室

○原則として普通教室1教室分の面積を目安として整備する。

(9) 教職員用更衣室

○原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として、男女を区分して各1室整備する。

(10)給湯室

○管理諸室エリアには、来客者への対応等を行うための給湯室を整備する。

6 その他諸室

(1) 教材室・倉庫

○教材室・倉庫は、教材・教具、行事等で使用する用具・物品、文書保管、備蓄倉庫等の目的別に整備する。

○教材、物品等をしやすい箇所に、原則として校内全体で普通教室3教室分を目安として整備する。

(2) 児童生徒用更衣室

○児童生徒が利用しやすい位置に、男女を区分して各3室整備する。併せて、性の多様性に配慮したスペースを設けることも検討する。

(3) 放送室

○原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として整備する。

(4) 児童・生徒会室

○原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として整備する。

(5) PTA活動室

○原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として整備するものとし、学校内において活動しやすい位置に配置する。

(6) 校内支援室

○設置する学校には、周囲に気兼ねなく出入りができる位置に1校あたり1教室を整備するものとし、原則として普通教室1教室分の面積を目安として整備するとともに、全体指導や個別指導等、多様な活動に対応できる設えとする。

(7) 多目的ホール

○学年単位の活動等に使用することができる場所を、1校あたり1カ所以上整備する。

○児童生徒数・学級数推計を踏まえて、原則として普通教室3教室分以上の面積で整備する。また、学年単位の多様な活動等を展開しやすい形状及び設えとすることが望ましい。

○地域利用や避難所としての利用を想定し、原則として地域利用エリアに近接して配置する。

7 共用部分

(1) 昇降口・玄関

○児童生徒用の昇降口は、児童生徒の人数や動線に応じた適切な面積及び位置に整備するとともに、泥や水の侵入を防ぐ設えとする。

○教職員用及び来校者用玄関は、管理諸室エリアに整備し、教職員が来校者を確認しやすい位置に配置する。

○昇降口・玄関は、できるだけ段差をなくし、誰もが安全かつ円滑に通行できるよう配慮する。

(2) 廊下

○明るく見通しの良い形状とするとともに、児童生徒がゆとりをもって安全に移動することが出来る適切な幅を確保する。

○児童生徒の収納スペースを廊下に配置する場合は、収納スペースの利用を考慮した幅を確保する。

(3) 階段

○利用する児童生徒数と動線に応じた適切な幅及び位置に整備する。

○安全な移動空間とするために、転落、転倒、衝突の防止や階段下からの視線にも配慮した設えとする。

(4) エレベーター

○エレベーターは、1校あたり1基以上設置する。

○設置位置については、地域利用エリアとの共用や給食等物品の運搬等の動線を踏まえ、総合的に検討する。

(5) トイレ

○利用する全ての人が快適で使いやすい空間となるよう整備するものとし、明るく清潔で清掃しやすく、衛生管理に配慮した設えとする。

○便器は、衛生管理に配慮したうえで、利用する児童生徒数や学校生活の実情を踏まえた適切な数を整備する。

○大便器は、原則として洋式便器とする。

○校内のトイレには、男女別の区画に加えて、みんなのトイレを最低1室整備する。みんなのトイレには着替え台も併設する。

○特別支援学級に近接するトイレ及び体育館のトイレは、シャワー室を併せて整備する。

○管理諸室エリアは、設置箇所の状況によっては、男女別の区画の代わりに男女共用の個室の整備を検討する。



図4-2 【みんなのトイレ・男女共用トイレの整備事例(豊川市豊小学校)】

出典:TOTO 資料

(6) 手洗い場

- 利用する児童生徒数や動線、並ぶスペース等に配慮した適切な広さ及び配置で整備する。
- 水栓は、衛生管理に配慮したうえで、利用する児童生徒数や学校生活の実情を踏まえた適切な数を整備する。
- 小学校における手洗い場のカウンターの高さは、用途や児童の身長等を踏まえて、必要に応じて差を設けて設置する。

(7) 展示スペース

- 校舎内の共有部分に、教育活動や学校行事等に関する展示・掲示物や各教科に興味を持つような展示・掲示物など、多目的な展示・掲示をすることができるスペースについて、原則として、学校全体で普通教室1教室分の面積を目安として、1ヶ所または分散して整備する。

(8) コミュニケーションスペース等

- 校舎内の共有部分に、児童生徒同士が交流しやすくなるようなベンチやコミュニケーションスペース、児童生徒がクールダウンをするための小スペース等を可能な限り整備する。

8 体育施設

(1) 体育館

- 校舎や校庭の面積とのバランスを考慮しながら、できるだけ広い面積を確保する。
- 学校行事を行うためのステージや放送設備、倉庫やトイレ等を整備するものとし、壁面の一部にはダンス等の練習に使用できる鏡を整備する。
- 学校行事や中学校における部活動、地域利用等の状況を考慮し、必要に応じて観覧のための空間等を整備する。
- 開放時の安全が確保されるよう、セキュリティに配慮する。

(2) 武道場(中学校のみ)

- 学年集会等を行う多目的ホールを兼用することができる空間として整備する。
- 校舎と一体で計画する場合は、音や振動に十分配慮した構造とする。
- 畳等が収納できるスペースを整備するものとし、壁面の一部にはダンス等の練習に使用できる鏡を配置する。

(3) 校庭

- 校舎や体育館等の面積とのバランスを考慮しながら、できるだけ広い面積を確保する。
- 児童生徒の活動やメンテナンスのしやすさ、周囲への騒音、防球、視線対策、砂塵の影響等を考慮して整備する。
- 全部または一部を芝生化する場合は、気候・土壌条件、維持管理方法等を考慮して計画する。
- 散水設備とともに、屋外から直接使用できる倉庫やトイレを整備する。
- 児童生徒の学習活動や興味・関心、地域特性等に応じて、自然体験、環境教育等の活動

スペースや設備を用意する。

○ベンチやテーブル等のコミュニケーションスペースを可能な限り整備する。

○開放時の安全が確保されるよう、セキュリティに配慮する。

(4) 遊具等

○体育の授業に使用する運動器具を確認して整備する。

○小学校については、体力向上等に資する遊び場や遊具を、安全に配慮しながら整備する。また、遊具については、誰もが安全に利用できる「インクルーシブ遊具」の設置を検討する。

(5) プール(※整備する場合)

○整備する場合は、複数校の拠点プールとして長期間の授業実施に耐えられるよう、屋内プールを原則とする。

○更衣室、トイレ、シャワー室等の付属施設は一体的に整備し、プールサイド及び通路等は、十分な広さを確保する。

○水深は、使用する児童生徒の身長等を考慮し、安全に利用しやすいよう配慮する。

○地域住民等に開放する場合は、開放時の安全が確保されるようセキュリティに配慮する。

9 給食施設

○給食調理室を整備する場合は、児童生徒数・学級数推計を踏まえた適切な規模の調理室及び調理員用休憩室を整備する。

○整備にあたっては、学校給食衛生管理基準等を考慮し、HACCPに沿った衛生管理が行き届くよう計画するとともに、アレルギー食への対応が可能な施設・体制を検討する。

○調理の様子が廊下等から見えるようにするなど、食育の普及啓発に資する施設となるよう配慮する。

○教室を配置する各階に配膳室を整備するとともに、小荷物昇降機を含む給食に必要な施設機能を整備する。

10 その他の施設

(1) 門

○児童生徒の安全上及び登下校に支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置する。

○防犯上の観点から、管理諸室から死角とならない位置に門を設置することが重要である。

(2) 外構・植栽等

○「小田原市緑の基本計画」に基づき、敷地内の緑化を推進する。

○樹木の選定・配置は、管理のしやすさと周辺環境への配慮の両面を踏まえた計画とする。

○敷地境界については、領域性を確保するためにフェンスや植栽等を整備するとともに、高木を配置しない、舗装する等により、周辺の安全確保に努める。

(3) 駐車場等

○駐車場及び駐輪場は、校舎や体育館、校庭の面積確保を優先するものとしつつ、可能な

限り多くの駐車台数を確保する。

- 送迎等に利用できるロータリーや駐停車スペースを校地内に確保するとともに、課外活動等におけるバスの利用を想定し、安全な乗降が可能な駐停車スペースを校地内外で検討する。
- 自動車及び自転車等と児童生徒等の動線が可能な限り交錯することがないように、配置や通路設置に配慮する。

11 防犯・安全対策

- 門以外から出入りができないよう整備するとともに、門の出入りに対する校地の内外からの視認性を高めることで、死角をつくらないように配慮する。特に、管理諸室からの視線を重視して、校地に入出入りする門から昇降口までの視認性を確保できるよう配慮する。
- 防犯カメラや機械警備システム、電子キーの導入等、効率的・効果的な防犯機能を確保する。
- 学校内における連絡・通報手段と、外部への連絡・通報手段を検討・整備する。

12 防災機能

(1) 災害時の機能確保

- 施設ごとに求められる耐震性を確保した構造計画及び施設の計画供用期間に応じた耐久性を確保した構造仕様とする。
- 災害時に、児童生徒、教職員、地域利用者等が安全かつ避難しやすい避難経路が確保できるよう計画する。
- 雨水貯留施設の設置や受変電設備を上層に設置する等の浸水対策の検討を行う。

(2) 避難所機能

- 避難所エリアは、避難者のアクセスや物資配給がしやすい配置とする。
- 避難生活が中長期化に伴うフェーズの変化(避難所エリアの拡大・縮小等)や教育活動の再開にも対応できるようなゾーニングとする。
- 避難所機能に必要な電気、ガス及び通信機能を確保するとともに、断水時への対応として、飲料水兼用耐震性貯水槽、応急給水口を整備する。
- 災害時のトイレを確保するため、マンホールトイレを整備する。
- 備蓄倉庫は、屋内と屋外に1か所ずつ設置する。面積、機能、配置等については、地域ごとの想定備蓄量等を踏まえ、計画段階から防災所管課と協議して決定する。

13 放課後活動

- 放課後活動エリア(放課後児童クラブ及び放課後子ども教室)は、児童の安全に配慮するとともに、児童数の変動への対応に留意しながら、必要な諸室を地域利用エリアに近

接して整備する。

○放課後活動エリアに直接出入りすることができる昇降口を整備するとともに、活動時に使用できるトイレや手洗い場を整備する。

○活動に必要な用具等を保管し、活動の準備を行う準備室について、原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として整備する。

14 地域利用・複合化

(1) 地域利用

○地域利用エリアへの動線と学校への動線を明確に分離し、学校運営上支障がない計画とするとともに、それぞれの活動が見えるようにする、相互利用が可能なラウンジを設ける等、地域と学校との交流が生まれるような施設づくりを計画する。

○地域利用エリアには、会議室を最低1室整備し、災害時は避難所運営スペースとして活用する。広さ及び機能等については、地域のニーズ等を十分に把握したうえで計画する。

○地域利用エリア専用の出入口を整備するとともに、近接して地域利用エリアを管理運営するスタッフが執務を行うためのスペースを整備する。

○地域利用エリア専用の出入口および地域利用する各室は、電子キーを導入するとともに、入退室管理システムや利用予約システム導入によるデジタル化を検討する。

(2) 複合化

○学校施設とその他施設を複合化する場合は、地域利用エリアと隣接させ、兼用できるようにする。その場合、利用に当たっては学校利用を優先する。

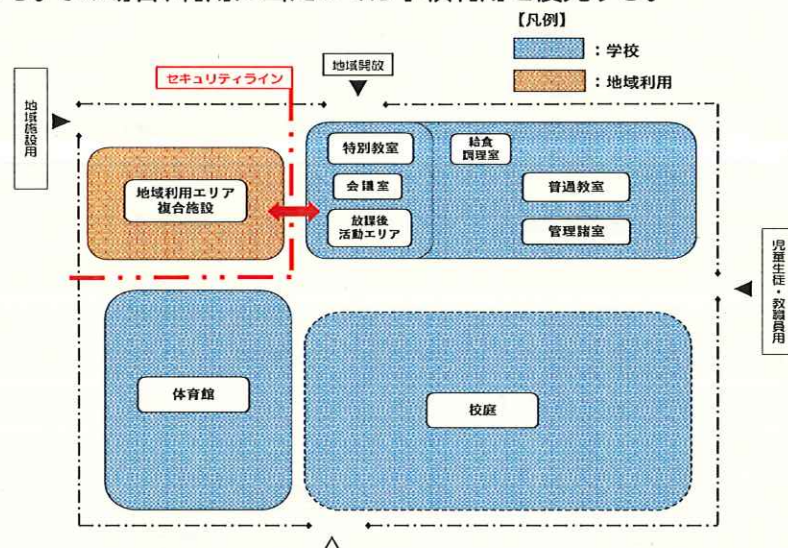


図 4-3-1 【複合化した場合の配置ゾーニングイメージ(授業時間内)】

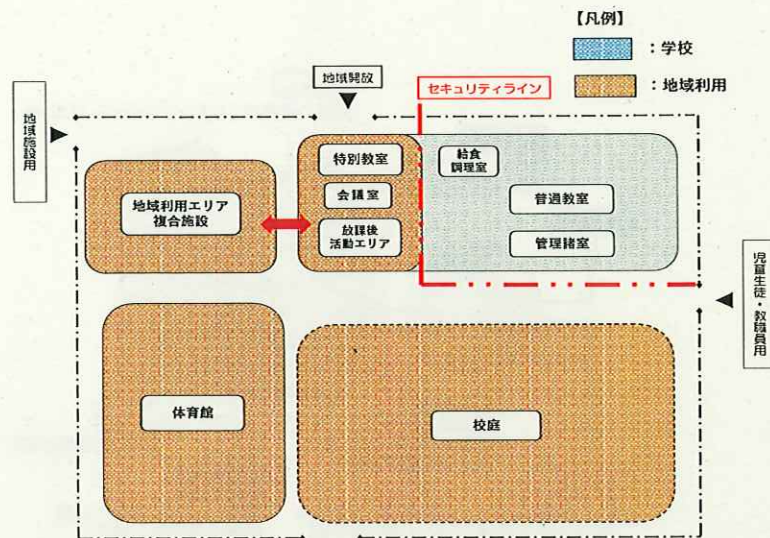


図4-3-2 【複合化した場合の配置ゾーニングイメージ(授業時間外)】

15 バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- 学校施設を整備するにあたっては、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」において定める整備基準を基本として整備する。
- ユニバーサルデザインの7原則を指標とし、誰もがストレスなく利用できる施設とする。
- ピクトグラムの併用等、誰にでも分かりやすいサインを計画して整備する。また、サインに使用する言語は、児童生徒が英語により親しむことができるよう、日本語と英語を併記するものとする。

16 環境への配慮

(1) ZEB化

- 建物の高気密、高断熱化や高効率な設備機器の導入によって50%以上の省エネを達成するとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入により、75%以上のエネルギー消費量削減(Nearly ZEB)を目指す。
- 再生可能エネルギーの導入については、エネルギーの地産地消の取組の一環として、余剰電力の地域への供給、非常時の緊急電源の役割を担うことができるよう計画する。
- 子供たちが省エネや再エネの取組を日常的に意識し、自らの行動変容につながるような環境学習の機会を提供する。

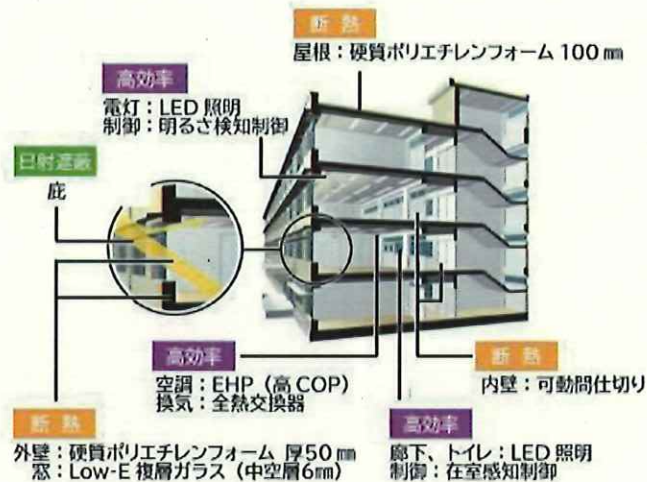


図4-4 【校舎における省エネ技術導入イメージ】

出典: 学校施設の在り方に関する庁舎研究協力者会議「2050 年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設の ZEB 化の推進について」(令和5年3月)

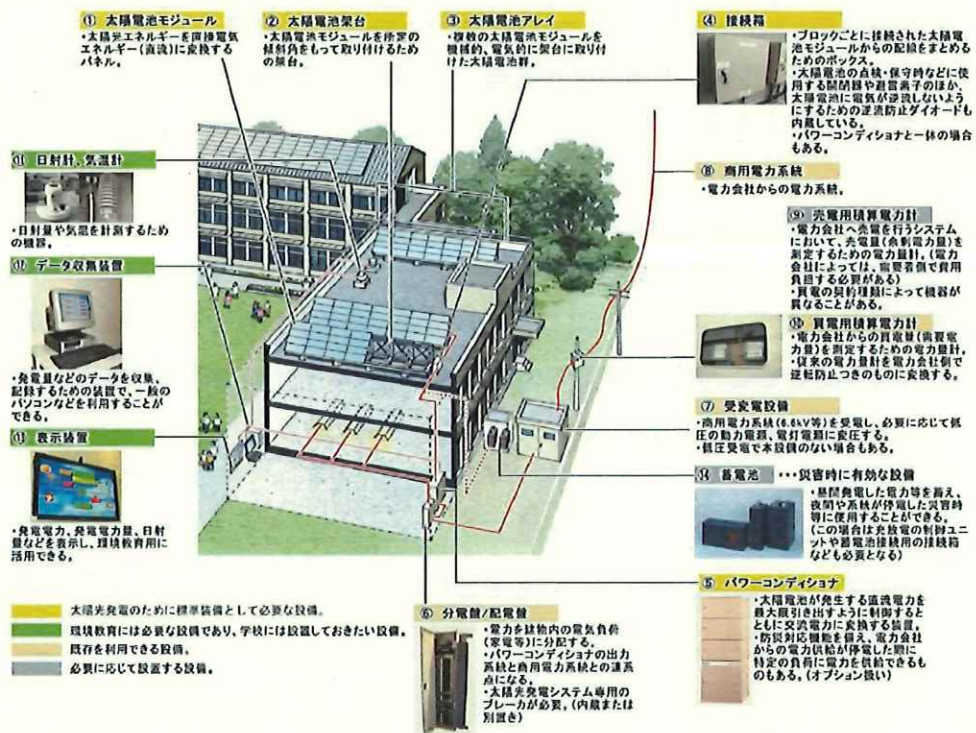


図4-5 【太陽光発電(再エネ)設備概要】

出典: 文部科学省・国立教育政策研究所「学校への太陽光発電導入ガイドブック」

(2) 木材活用

○学校全体の内装を木質化し、温かみのある室内環境とするとともに、必要に応じて、一

部の構造を木造化する。

○木質化・木造化には、原則として地域産材を活用する。

○木質化・木造化のプロセスの中で、児童生徒が木に親しむことができる取組みや環境を用意する。

(3) 空調設備・換気設備

○空調設備は、児童生徒が教育活動を行う諸室等及び体育館、管理諸室、給食施設、放課後活動及び地域利用エリアの諸室に整備する。

○学校施設の屋内において、場所ごとに適した自然換気及び機械換気を行うことができる設備等を整備する。

第5章 整備プロセス等の検討

1 整備プロセス

○整備指針を踏まえ、改築・改修の基本計画を策定する段階において、保護者・教職員・地域等のニーズ・意向を踏まえ、整備内容・整備水準の選択、見直し等を経て、個別に条件を設定し、基本設計・実施設計、工事を進めていきます。

○各段階において、保護者・教職員・地域との合意形成を丁寧に図りながら、効率的・効果的な整備と整備後の維持管理につなげていきます。

○整備を通じて生じる様々な関連事項の検討・調整を、コストコントロールを伴いながら推進していくために、事業進捗に関するモニタリング体制(CM(コンストラクション・マネジメント)等を含む)を構築することが望まれます。

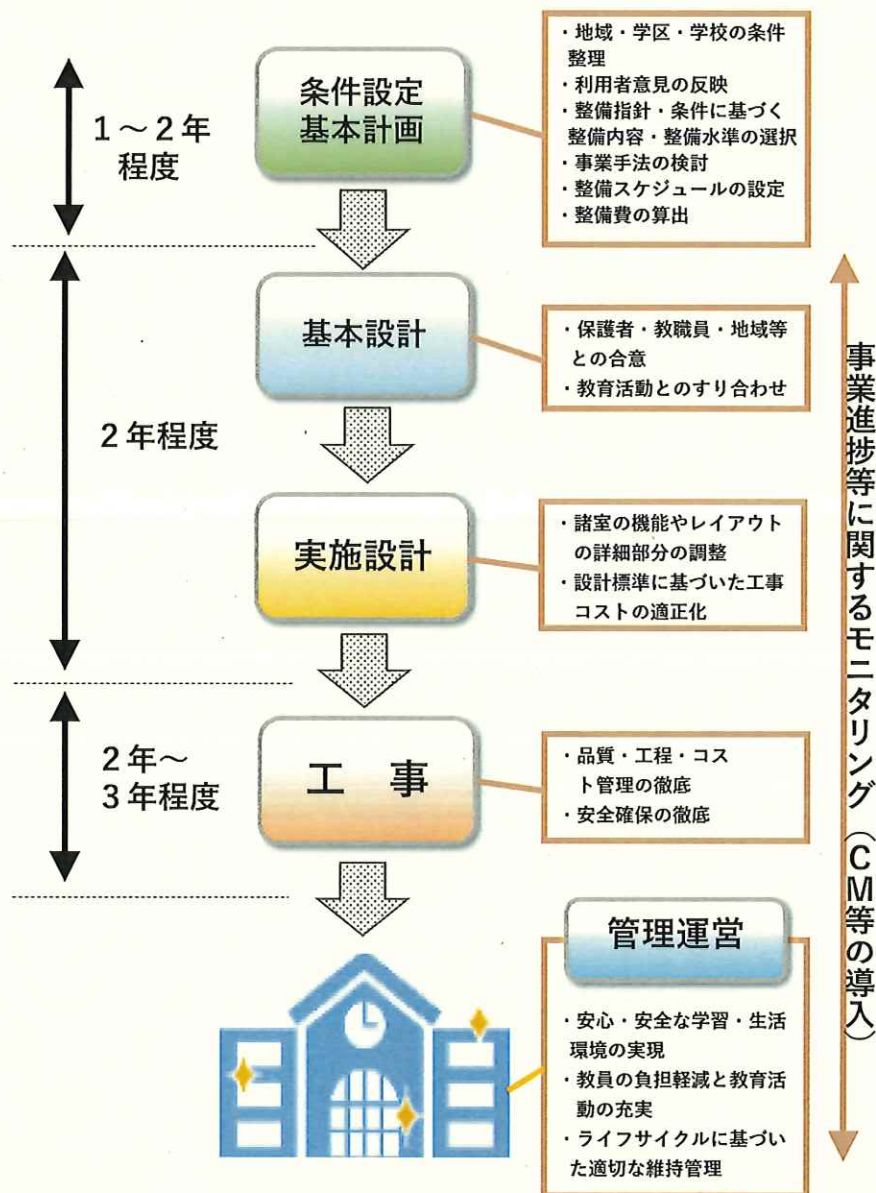


図 5-1 【整備プロセス】

○事業手法は、設計と施工を分離して発注する方式(従来方式)を主体とし、個々の条件や事業内容等に応じて、その他の手法の導入も検討します。

事業手法	概要	メリット	デメリット
従来方式 (設計施工 分離発注)	市が設計業務を発注、設計業務完了後、施工会社を入札等で選定し、施設整備事業を実施	施設面で市・学校関係者の意向が十分反映される	市が全体の設計、施工に関する業務管理を行う必要がある
ECI (Early Contract Involvement) 方式	実施設計段階で施工者が参画し、技術協力を行う方式	施工者の技術力を設計に活かすことができ、施工の事前検討が可能のため、スケジュールの短縮やコスト削減が行いやすい	設計完了後に技術協力した施工者と請負契約を締結するため、施工者を選定するプロセスが複雑になる
DB (Design-Build) 方式	設計・建設を一括で実施する事業者を選定し、施設整備事業を実施	- 設計に施工面での条件を反映することが可能となる - 合理的な施工条件を反映した設計により、事業期間の短縮の可能性はある	- 事業者への要求条件を明確に提示しないと、市の意図とのズレが生じる可能性がある - 要求条件通りの設計・施工が実施されているか、モニタリングが必要である
DBO (Design-Build-Operate) 方式	設計・建設・管理運営を一括して実施する事業者を選定し、事業を実施	民間企業のノウハウ等による、管理運営段階まで踏まえた設計・施工が可能	金融機関による民間事業者への計画段階や実施段階でのチェックが効かない
リース方式	設計・建設を一括で暫定校舎を整備、整備後の施設を市にリースする事業者を選定し、事業実施	- 市の財政負担の平準化が達成可能 - 書架等の備品、図書館システム、遊具等にも適用可能	- 文部科学省の学校整備補助事業の対象外となる - リース事業者の調達金利や利益確保のため、割高となる可能性がある
PFI (サービス購入型)	- 設計・建設・管理運営、及び資金調達を一括して実施する事業者を選定し、事業実施 - 整備後、施設の所有権は民間事業者が保有したままとし、市は整備代金と管理運営費用等を長期分割支払い	- 民間企業のノウハウ等による、管理運営段階まで踏まえた設計・施工が可能 - 市の財政負担の平準化が達成可能	- 契約が長期間固定されるため、事業環境の変化に対応し難い - 民間事業者の調達金利や利益確保のためのコスト等により、コスト削減メリットが十分とならない可能性がある - 要求条件通りの設計・施工・管理運営が実施されているか、モニタリングが必要である

表 5-1 【事業手法】

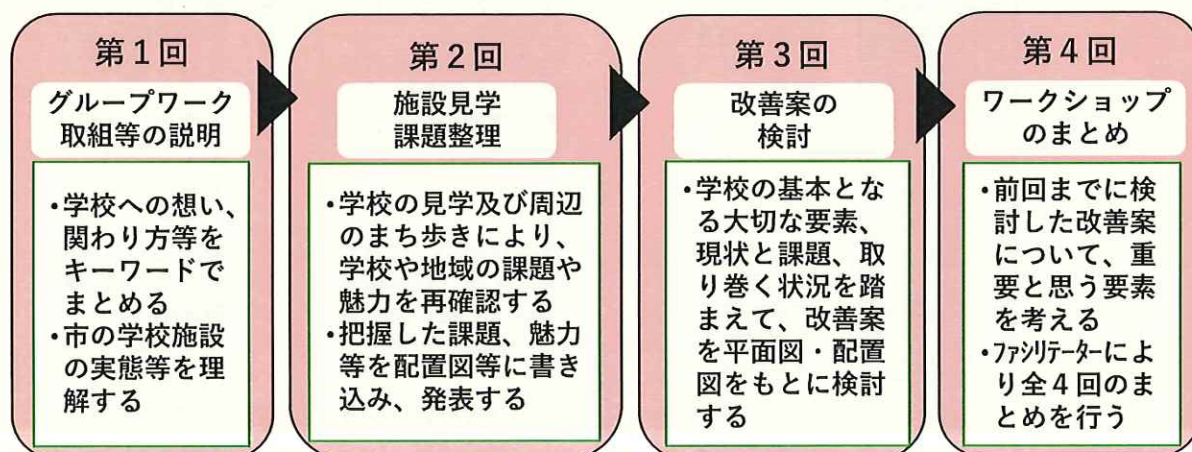
2 利用者意見の反映

○利用者意見の反映については、特に基本計画段階で、児童生徒・保護者・教職員・地域等のニーズ・意向を十分把握し、整備指針で示された選択肢や事例等を活用しながら、整備内容等を定めていくことが重要となります。

○ワークショップや住民説明会、施設見学、個別の活動団体等へのヒアリング、SNS の活用など、多様な手段により、意見を求め、集約・分析を行い、基本計画等に反映することが重要です。

○整備を通じて生じる様々な関連事項の検討・調整を、コストコントロールを伴いながら推進していくために、事業進捗に関するモニタリング体制(CM(コンストラクション・マネジメント)等を含む)を構築することが望ましいです。

●ワークショップの流れ



●ワークショップのまとめ

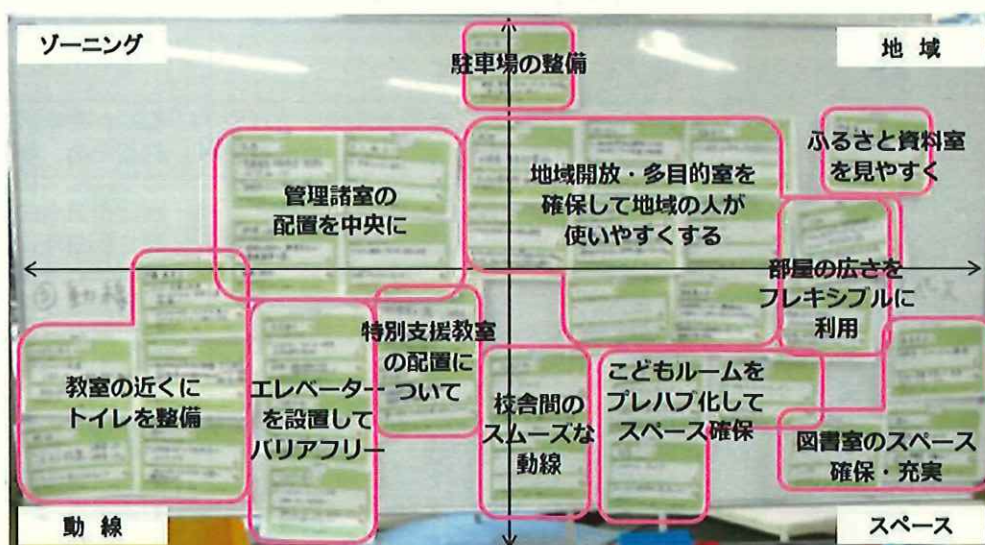


図 5-2 【柏市 学校施設リニューアルプロジェクト(土小学校市民ワークショップ)】

3 推進体制

○整備にあたっては、児童生徒数の変動に加え、複雑かつ多様化する教育施策や社会情勢に対応しつつ、個々の学校や地域の実情に合わせた調整を進めていく必要があることから、教育委員会だけでなく、市長部局も含めた部局横断的な検討・推進体制を構築して、基本計画段階から管理運営段階に至るまで、連携して対応することが重要です。

■学校経営・教育課程 ・支援教育 ・施設に対応した学習活動の検討 ・給食・通学路 (教育部)	■個別の整備内容 ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン ・環境・木材活用 (環境部・経済部・教育部ほか)
■地域活動・放課後活動・防災 ・地域利用施設の運営 ・避難所機能・運営 ・放課後児童クラブ・放課後子ども教室 (市民部・防災部・教育部)	■事業手法・公共施設の複合化 (総務部・教育部ほか) ■事業・財政計画 (企画部・総務部・教育部ほか) ■設計・施工管理 (建設部・教育部ほか)

図 5-3 【整備に向けて整理が必要な論点と体制】

参考

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則

令和3年12月1日教育委員会規則第11号

改正 令和5年12月22日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市新しい学校づくり検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じ、て調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民組織の役員
- (3) 児童及び生徒の保護者等を代表する者
- (4) 市立小学校及び市立中学校の校長
- (5) 公募市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、委員会の調査審議事項に関係のある者のうちから必要に応じて教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席)

第8条 委員会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の事務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月22日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市新しい学校づくり検討委員会 委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	○内山 絵美子	小田原短期大学保育学科 準教授
学識経験者	遠 藤 新	工学院大学建築学部 教授
学識経験者	久 田 由佳	株式会社 llinno 代表
学識経験者 (臨時委員)	竹 内 昌義	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授
学識経験者	◎柳 澤 要	千葉大学大学院工学研究院 教授
住民組織の役員	木 村 秀昭	小田原市自治会総連合 理事
児童及び生徒の保護者等 を代表する者	中 谷 彰吾	小田原市PTA連絡協議会 小学校部会長
市立小学校の校長	浜 口 勝己	小田原市立国府津小学校 校長
市立中学校の校長	村 上 晃一	小田原市立白山中学校 校長
公募市民	木 村 元彦	
公募市民	山 本 加世	

※区分別五十音順、敬称略。

小田原市新しい学校づくり検討委員会

新しい学校づくり施設整備指針検討部会 部会員名簿

◎：部会長 ○：職務代理者

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	◎遠 藤 新	工学院大学建築学部 教授
学識経験者 (臨時委員)	竹 内 昌義	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授
学識経験者	○柳 澤 要	千葉大学大学院工学研究院 教授
市立小学校の校長	浜 口 勝己	小田原市立国府津小学校 校長
市立中学校の校長	村 上 晃一	小田原市立白山中学校 校長

※部会員は区分別五十音順、敬称略。

議案第16号

学区審議会委員の委嘱について

学区審議会委員の委嘱について、議決を求める。

令和7年4月24日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市学区審議会 委員名簿（案）

任 期 委嘱の日から審議会の調査審議事項の調査審議が終了した日まで

選出区分	氏 名	備 考
住民組織の代表	関 野 次 男	小田原市自治会総連合会長
住民組織の代表	宮 内 宏 人	小田原市自治会総連合副会長
小学校長の代表	石 井 美佐子	小田原市立芦子小学校 校長
中学校長の代表	綾 部 敏 信	小田原市立泉中学校 校長
小学校のＰＴＡ代表	阿 部 祥 典	小田原市ＰＴＡ連絡協議会 会長
中学校のＰＴＡ代表	山 本 泰 子	小田原市ＰＴＡ連絡協議会 副会長
学識経験者	内 山 絵美子	小田原短期大学保育学科 准教授
公募市民	坂 本 多 恵	
公募市民	中戸川 勇	

※区分別五十音順、敬称略。

議案第 17 号

通学区域の一部改正等について（諮問）

通学区域の一部改正等について（諮問）について、議決を求める。

令和 7 年 4 月 24 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

教指第 号
令和7年(2025年) 月 日

小田原市学区審議会長 様

小田原市教育委員会

通学区域の一部改正等について（諮問）

小田原市学区審議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

- (1) 通学区域の一部改正について
- (2) 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について

2 諮問事由

- (1) 住宅地等の開発により新たな地番が割り振られた「栢山1135-2」内に通学区域の境界線があることから、地番の境界線に合わせた通学区域の変更について諮問する。
- (2) 一部の学校で指定学校の変更による児童生徒の増員のため、教室の不足等の問題が生じていることから、小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について諮問する。

議案第18号

令和8年度使用教科用図書の採択方針について

令和8年度使用教科用図書の採択方針について、議決を求める。

令和7年4月24日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

令和8年度使用教科用図書の採択方針（案）

小田原市教育委員会

1 令和8年度に使用する教科用図書の採択について

- (1) 小田原市立小学校及び中学校において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、「教科書目録（令和8年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (2) 令和8年度使用教科用図書については、小学校は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償法」という。）第14条の規定に基づき、令和5年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。
中学校は、無償法第14条の規定に基づき、令和6年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。
特別支援学級の教科用図書については、児童生徒の障がいの種類や発達の状態等に鑑み、最もふさわしい内容のものを採択する。
- (3) 採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、採択に至る経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保する。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (2) 児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する。

参 考

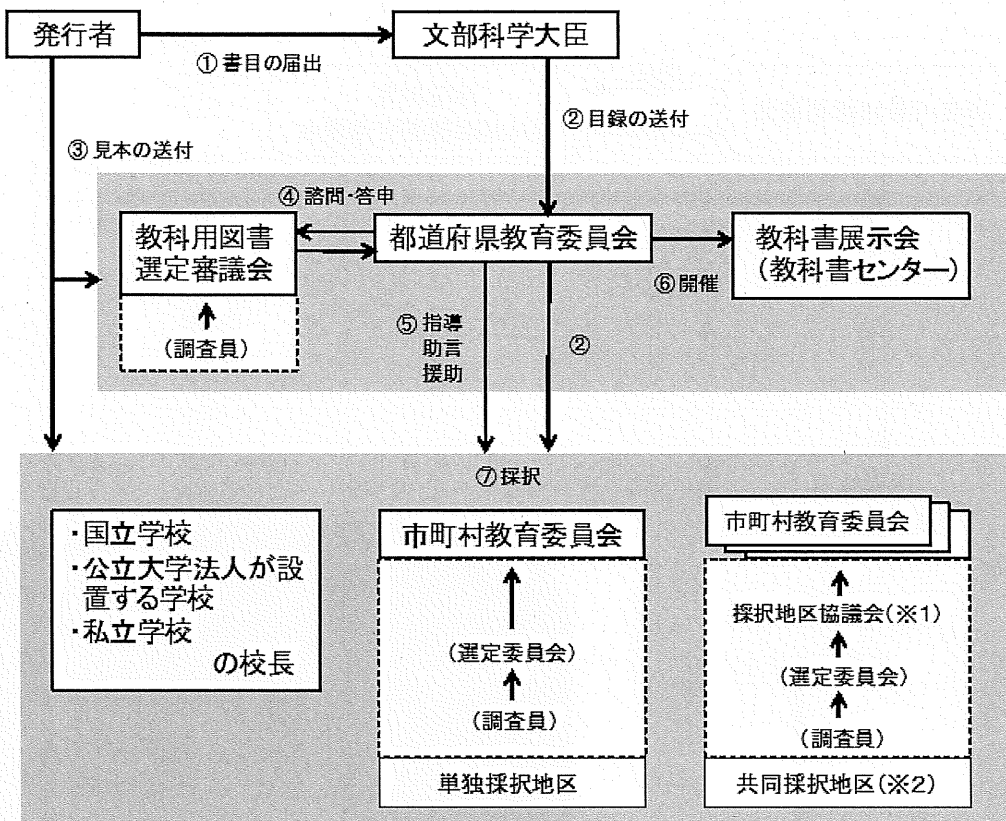
(別紙 1)

令和 8 年度使用教科用図書採択のスケジュール

会 議 名	日時・場所	出 席 者	内 容
教育委員会定例会	4 / 24 (木) 19 時 00 分～ 市役所全員協議会室	教育委員	・教科用図書採択 方針の決定
教科書展示会	6 / 6 (金) ～ 6 / 25 (水) 9 時 00 分～17 時 00 分 合同庁舎 2 F G 会議室	一般市民・教員 教育委員会関係者	
教育委員会定例会	7 月下旬 (会場未定)	教育委員	・採択協議 及び決定

(別紙 2)

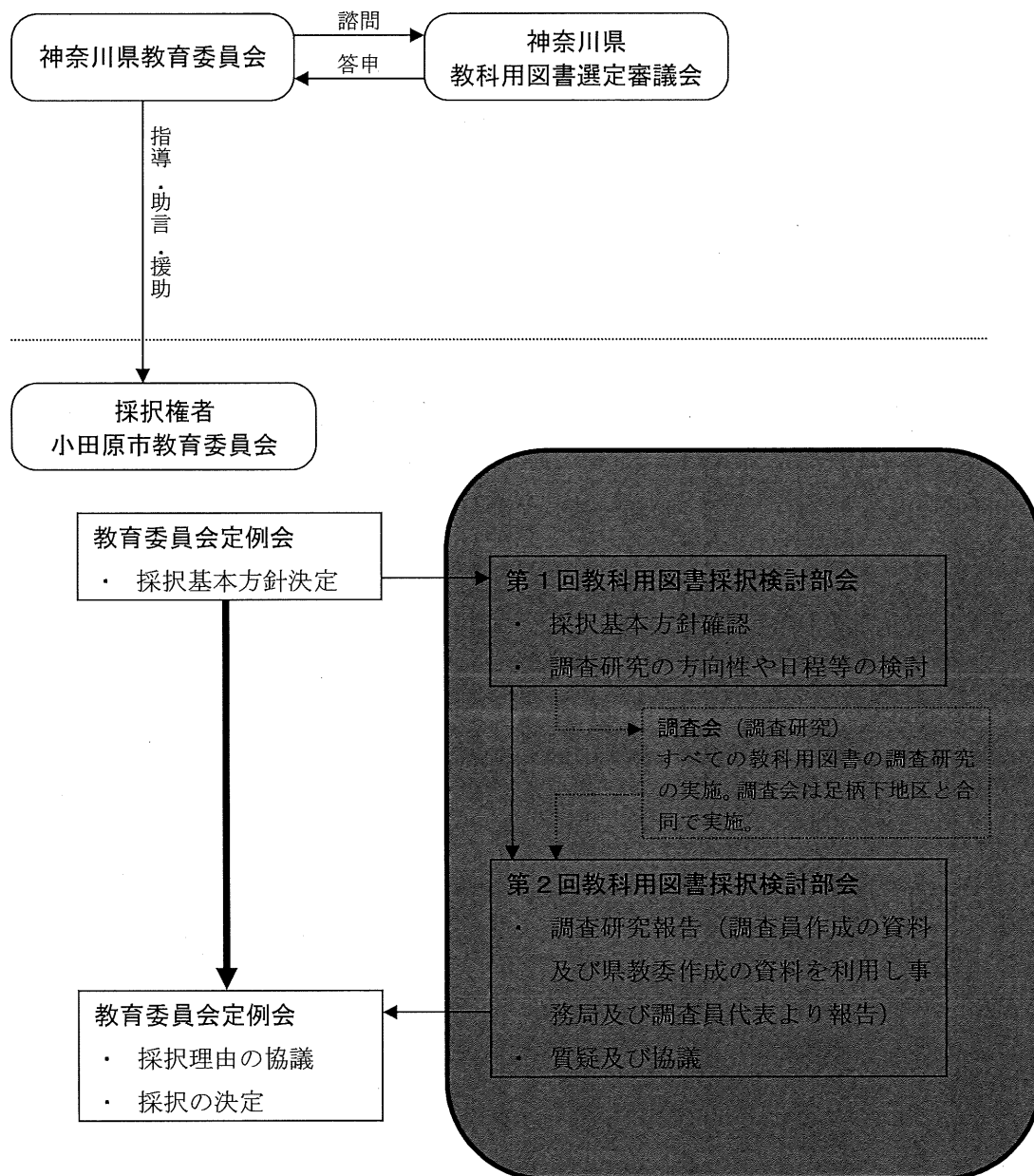
義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



主な根拠法令

- 採択の権限
 - 地教行法第 21 条第 6 号
 - 発行法第 7 条第 1 項
- 採択の方法等、採択の時期
 - 地教行法第 48 条
 - 無償措置法第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条
 - 無償措置法施行令第 8 条～第 11 条、第 13 条、第 14 条
 - 発行法第 4 条、第 5 条、第 6 条

令和 8 年度使用教科用図書採択までの流れ



※実施せず

※主な根拠法令

(別紙4)

採択の権限

地教行法第21条第6号

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

発行法第7条第1項

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

採択の方法等、採択の時期

地教行法第48条

第48条 地方自治法第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

無償措置法第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条

第三章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
- 3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
- 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

第十五条 削除

(指定都市に関する特例)

第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域

又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第十三条第三項及び第五項の規定は、前項の採択について準用する。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

無償措置法施行令第8条～第11条、第13条、第14条

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第8条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第9条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項
(選定審議会の委員)

第10条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第11条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択地区の設定の特例)

第12条 都の区域のうち支庁の所管区域については、これを郡の区域とみなして、法第12

条第1項の規定を適用する。

(採択の時期)

第13条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

2 9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第1項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

発行法第4条、第5条、第6条

第四条 発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。

第五条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かななければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。

第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3 発行者は、第四条によつて届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

令和 7 年 3 月 定 例 会 日 程

資料 1

第 1 日目	2 月 1 4 日	金	本会議	・ 補正予算並びにその他議案一括上程、提案説明、質疑、各常任委員会付託 ・ 陳情等各常任委員会付託 ・ 新年度予算並びにその他議案一括上程、施政方針演説、提案説明
第 2 日目	2 月 1 5 日	(土)	(休会)	
第 3 日目	2 月 1 6 日	(日)		
第 4 日目	2 月 1 7 日	月		(代表質問通告締切＝17 日正午)
第 5 日目	2 月 1 8 日	火		(18 日＝総務常任委員会)
第 6 日目	2 月 1 9 日	水		(19 日＝厚生文教常任委員会)
第 7 日目	2 月 2 0 日	木		(20 日＝建設経済常任委員会)
第 8 日目	2 月 2 1 日	金		(21 日＝委員長報告書検討日)
第 9 日目	2 月 2 2 日	(土)		
第 1 0 日目	2 月 2 3 日	(日)		(23 日＝天皇誕生日)
第 1 1 日目	2 月 2 4 日	(月)		(24 日＝振替休日)
第 1 2 日目	2 月 2 5 日	火		
第 1 3 日目	2 月 2 6 日	水		
第 1 4 日目	2 月 2 7 日	木	本会議	・ 各常任委員長審査結果報告、質疑、討論、採決 ・ 陳情等審査結果報告、質疑、討論、採決 ・ 各派代表質問
第 1 5 日目	2 月 2 8 日	金		・ 各派代表質問、個人質問、予算特別委員会付託 ・ 予算特別委員会開催 (2/28～3/24)
第 1 6 日目	3 月 1 日	(土)	(休会)	
第 1 7 日目	3 月 2 日	(日)		
第 1 8 日目	3 月 3 日	月		予特 (議会局、企画部、総務部)
第 1 9 日目	3 月 4 日	火		予特 (市民部、防災部、文化部)
第 2 0 日目	3 月 5 日	水		予特 (病院管理局、福祉健康部、環境部)
第 2 1 日目	3 月 6 日	木		予特 (公営事業部、経済部)
第 2 2 日目	3 月 7 日	金		予特 (消防本部、都市部、建設部)
第 2 3 日目	3 月 8 日	(土)		
第 2 4 日目	3 月 9 日	(日)		
第 2 5 日目	3 月 1 0 日	月		予特 (上下水道局、子ども若者部、教育部)
第 2 6 日目	3 月 1 1 日	火		予特 (現地視察)、(総括質疑通告締切＝11 日午後 3 時)
第 2 7 日目	3 月 1 2 日	水		(12 日＝中学校卒業式)
第 2 8 日目	3 月 1 3 日	木		
第 2 9 日目	3 月 1 4 日	金		
第 3 0 日目	3 月 1 5 日	(土)		
第 3 1 日目	3 月 1 6 日	(日)		
第 3 2 日目	3 月 1 7 日	月		予特 (総括質疑)
第 3 3 日目	3 月 1 8 日	火		(18 日＝幼稚園卒園式)
第 3 4 日目	3 月 1 9 日	水		予特 (総括質疑・採決・とりまとめ)
第 3 5 日目	3 月 2 0 日	(木)		(20 日＝春分の日)
第 3 6 日目	3 月 2 1 日	金		(21 日＝小学校卒業式)
第 3 7 日目	3 月 2 2 日	(土)		
第 3 8 日目	3 月 2 3 日	(日)		
第 3 9 日目	3 月 2 4 日	月		予特 (委員長報告書検討日)
第 4 0 日目	3 月 2 5 日	火	本会議	・ 予算特別委員長審査結果報告、採決

厚生文教常任委員会（教育部・文化部）

令和 7 年 1 月 30 日実施

1 所管事務調査

（1）報告

- ・国登録有形文化財・旧内野醤油店工場の取り扱いについて
- ・小田原市スポーツ施設整備基本計画（案）について

令和 7 年 2 月 19 日実施

1 議題

（1）議案

- ・議案第 2 号 令和 6 年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）
- ・議案第 17 号 小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
- ・議案第 18 号 小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例
- ・議案第 21 号 工事請負契約の変更について（令和 6 年度城山陸上競技場走路等改修工事）

→【結果】 常任委員会「可決すべきもの」 — 本会議「原案可決」

2 所管事務調査

（1）報告事項

- ・国登録有形文化財・旧内野醤油店工場の取り扱いにおける検討結果について
- ・新しい学校づくり施設整備指針（素案）について
- ・東富水・富水・桜井地域も「新しい学校づくり」を考えるワークショップについて
- ・三の丸小学校区放課後児童クラブの移設について
- ・前羽幼稚園及び下中幼稚園の廃止について

代表質問

質問順 1 維新の会・次世代おだわら 24番 大川晋作

- 3 重点的に取り組む事業について
(1) いのちを大切にする小田原について
イ 学校給食について

質問順 2 誠新 15番 宮原元紀

- 3 重点的に取り組む事業について
(1) いのちを大切にする小田原について
エ 学校給食について
(3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について
ア おだわら市民学校について
イ 主権者教育の推進について
ウ 小田原版STEAM教育について

質問順 3 ミモザリっけん 3番 稲永朝美

- 3 重点的に取り組む事業について
(1) いのちを大切にする小田原について
イ 人権施策の推進について
エ 子ども・若者施策の推進について
(3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について
イ 主権者教育の推進について
ウ 教職員の負担軽減について
(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原について
エ 本市所有の文化財の保存・活用について

質問順 4 志民の会 12番 鈴木敦子

- 3 重点的に取り組む事業について
(1) いのちを大切にする小田原について
エ 児童生徒の心身の健全な発達に向け、安全・安心で栄養バランスや量を保った美味しい給食の提供と献立について
(3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について
イ 地域課題の解決を担う人材の育成について
ウ 主権者教育について
エ 新しい学校づくり推進基本計画について
オ 小田原版STEAM教育について

質問順 5 公明党 9番 中野正幸

- 2 重点的に取り組む事業について
(1) いのちを大切にする小田原について
エ 学校給食について

- (3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について
ア おだわら市民学校について
イ 主権者教育の推進について

質問順	6	誠和	8番	鈴木和宏
-----	---	----	----	------

- 3 「重点的に取り組む事業」について
(1) いのちを大切にする小田原について
(3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について
ア 市民活動の推進について
イ 市民活動の推進における新たな担い手の掘り起こしについて
エ おだわら市民学校の今後について
(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原について
イ 文化財の保存修理における関係自治体との共同による総合調査の内容について
(5) 安心して暮らすことができる小田原について
ウ 市民会館跡地等周辺における大手門復元について

個人質問

質問順	1		21番	北森明日香
-----	---	--	-----	-------

- 1 「はじめに」について
(3) 「安心して子どもを産み育てることができる環境の整備」について
ア 一部でも取り残さない子ども・子育て施策の実現について
イ 義務教育における保護者負担と、児童生徒の機会喪失について
ウ 地域社会における保護者負担の軽減について
2 「市政運営の基本方針」について
(1) 小田原市基本構想における人権対応について

質問順	2		22番	岩田泰明
-----	---	--	-----	------

- 2 「重点的に取り組む事業」について
(4) 主権者教育について
(6) デジタル化の取組について

※代表質問・個人質問(教育部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
大川 晋作 議員	学校給食について	市長	物価高騰下において、保護者負担給食費との単価差を埋める財源確保について伺う。	本市では、物価高騰下においても児童生徒の心身の健全な発達に向け、安全・安心で栄養バランスや量を保った給食を、安定的に提供する必要があると考えている。令和7年度も引き続き、国の交付金を財源として、物価高騰分を補てんすることとしている。
		市長	急激な物価高騰があった場合の対策について伺う。	物価動向が安定しない状況下において、安定的に給食が提供できるよう物価情勢等を常に注視していく。今後さらなる急激な物価高騰があったとしても適正な給食の提供ができるように、国や県からの支援制度など情報の収集に努め、補助金や交付金の積極的な活用を検討するなど、その時の状況に応じて適切に対応していく。
宮原 元紀 議員	学校給食について	市長	献立の充実とは、どのようなことなのか伺う。	学校給食は、国の「学校給食摂取基準」において1日に必要な栄養素等の約3分の1を摂ることが定められており、この基準に基づき各栄養素を過不足なく摂取できるように、栄養士が献立を作成している。国の基準に基づき食材の安全性と栄養バランスの維持が図られた給食を提供することはもとより、積極的な地場産物の活用や3品献立の提供回数を増やすことで、献立の充実に取り組んでいく。
		市長	段階的無償化について、現状の対応について伺う。	給食費の無償化は、子育て世帯の負担軽減のため、早急に取り組むべき施策である。学校給食費を完全に無償化するには、毎年多額の財源が必要になるため、市の財政状況や施策の優先順位、国による支援措置等を注視しながら無償化のタイミングについて判断していく。まずは、安全・安心な給食を安定的に提供するとともに、献立の充実に取り組むことが最重要であると考えている。
	主権者教育について	市長	子ども議会を令和8年度からの開催とする理由について伺う。	子ども議会をより効果的に実施するためには、児童生徒一人ひとりがこの取組や市政について自分事として捉えることが必要であると考えている。そのため、令和7年度は子ども議会実行委員会を立ち上げ、子ども議会の仕組みを子ども達自身が考える場を創出する。また、中学1年生を対象に、本市の現状や課題等について学ぶ市政の学習を行い、令和8年度以降に実施する子ども議会に向けた準備を進めていく。
		市長	子ども議会実行委員会の目的について伺う。	子ども議会の開催にあたっては、児童生徒が、事業に参加することを一過性のイベントではなく、より自分事として捉えることが、何よりも重要であると考えている。そのため、課題の持ち寄り方や議論の進め方、代表者の選出方法等について、子ども達自身が考えることを目的として子ども議会実行委員会を組織する。
		市長	市職員の講師派遣とはどのようなものか伺う。	本市の現状や課題等について生徒の理解を深めるために、令和7年度から市政の学習を行うこととしており、その講師として市職員を派遣する。具体的には、関係所管の職員が学校を訪問し、本市全体や各地域の現状や課題等について、子ども達に向けて講話をすることを想定している。令和7年度は、中学1年生で市政の学習を実施することから、全中学校11校へ職員の派遣を予定している。
	小田原版STEAM教育について	教育長	小田原版STEAM教育の完全実施に向けて、全教員がその意義を理解することや、これまでの取組で見えてきた課題への手立てをすることが必要だと考えるが、ご所見を伺う。	完全実施に向け、本市の目指す社会力の育成につながるという小田原版STEAM教育の意義について理解が深まるよう、連絡協議会や教育研究所による共同研究、委託業者の教員研修等を活用して、引き続き教員に伝えていく必要があると考えている。また、これまでの実践から、「地域の問題を生徒の学習に落とし込む際、検討や調整に時間がかかる場合がある」という課題があることがわかっており、今後の取組として好事例の蓄積・共有や、授業を設計する際のポイントの整理等を進めていく。
稲永 朝美 議員	人権施策の推進について	教育長	性的マイノリティ理解増進に向けた教育現場でのこれまでとこれからの取組について伺う。	小中学校では、教育活動全体をととして、性的マイノリティを含む多様な方々の人権を尊重する人権教育を行っている。中には性的マイノリティに関する講演会を開催した学校もある。また、令和6年度には市教育委員会が開催した人権教育研修会において、教員研修のテーマとして性的マイノリティを扱った。今後も、児童生徒が性的マイノリティを含め、多様性への理解を深めていけるよう、人権教育の充実に努めていく。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
稲永朝美議員	子ども・若者施策の推進について	教育長	学校で子どものＳＯＳを見逃さないための取組について伺う。	各校では、生活アンケートを実施しているほか、教育相談コーディネーターや養護教諭、スクールカウンセラー等、学級担任以外の人にも相談ができる体制を整えている。 また、学校で相談しにくい場合は、子ども若者教育支援センターは一もにいの教育相談や県教育委員会等が運営している電話やＬＩＮＥによる相談等、学校以外の窓口もある。 このように様々な角度からのアプローチにより、子どものＳＯＳを見逃さないよう努めているところである。
	主権者教育の推進について	市長	子ども議会は具体的にどのように進めていくのか伺う。	まず、令和７年度は子ども議会実行委員会を立ち上げ、令和８年度の中学生議会開催に向けた準備を行う。 また、中学１年生を対象に、本市の現状や課題等について学ぶ市政の学習を行う。 課題の持ち方や議論の進め方、代表者の選出方法等、子ども議会そのものの進め方については、実行委員会で子ども達自身が考え決めていくこととなる。
		市長	議会に参加できる子どもでできない子で格差が生まれると考えているが、その点についての見解を伺う。	小学生議会は小学６年生を、中学生議会は中学２年生を想定しているが、それぞれ議会の前年度に市政に関する学習や代表選出について十分に議論を積み重ねることが必要であると考えている。 小学生議会、中学生議会において代表者の選出方法や議論の進め方を子ども達自身が考えることで、全ての子どもがよりよい地域社会を作ろうとする意識、すなわち、社会参画力の育成につながるものと認識している。
	教職員の負担軽減について	教育長	小田原版ＳＴＥＡＭ教育の完全実施により教職員の負担が増えると考えているが、その軽減策を考えているのか伺う。	小田原版ＳＴＥＡＭ教育の導入にあたっては、専門の委託業者が導入支援を行っており、令和７年度で全校への支援が完了する。 この導入支援により教職員が探究的な学びの支援の在り方や外部との関り方などを身に付けることで、令和８年度以降は各校で小田原版ＳＴＥＡＭ教育を実施できるように準備をしてきた。 加えて、連絡協議会等により各中学校の活動状況を共有するなど、市としてシステムを構築することで完全実施をしても教職員の大きな負担増とならないようにしていく。
鈴木敦子議員	児童生徒の心身の健全な発達に向け、安全・安心で栄養バランスや量を保った美味しい給食の提供と献立について	市長	市が目標とする児童生徒の心身の健全な発達について伺う。	学校給食法では、学校給食の目標として「適切な栄養の摂取による健康の保持増進」「望ましい食習慣」「生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度」「優れた伝統的な食文化についての理解」「食料の生産、流通及び消費についての正しい理解」等が掲げられている。 学校給食法の理念に基づき、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるとともに、栄養バランスや量を保った美味しい献立の充実に取り組むことで、本市が目指す「心身が喜び、美味しい給食」を実践していく。
		市長	栄養バランスと量を保った給食をどのように安定的に提供していくのかについて伺う。	学校給食は、国の学校給食摂取基準で１日に必要な栄養素等の約３分の１を摂ることが定められており、この基準に基づき各栄養素を過不足なく摂取できるように、主食に合わせて調理方法や味付けを工夫した「おかず」２品を基本として、ボリューム感も考慮した献立を栄養士が作成し提供している。 国の基準に基づき食材の安全性と栄養バランスの維持が図られた給食を提供することはもとより、今後は積極的な地場産物の活用や３品献立を実施し、質や量的にも児童生徒が満足でき、安全・安心で美味しい給食の提供を目指していく。
	主権者教育について	市長	子ども議会の具体について伺う。	子ども議会は、児童生徒が市政を学び、未来の主権者としての意味を知ることを行うものである。 身近な体験の中から社会や地域の課題を見つけ、対話により解決していくプロセスを通して民主主義を理解し、社会に参画する力を育成するとともに、子どもの視点から生まれる疑問や意見を、市長や市政に届けることも含んでいる。 また、子ども議会に一定の予算を付与し、まちづくりや地域課題を解決するために議論し、税の使い道を考えることも想定している。
		教育長	子ども議会実行委員会とはどのようなものであるか、その具体について伺う。	子ども議会実行委員会は、令和８年度から実施する子ども議会の在り方について、子ども達自身が考えることを目的として組織するものである。 実行委員会での議論の内容としては、課題の持ち寄り方や議論の進め方、代表者の選出方法等が考えられる。 具体的な進め方としては、各中学校から代表の生徒に集まってもらい、夏季休業中を中心に数回の会議を開くことを検討している。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木 敦子 議員	主権者教育について	教育長	市職員を講師として派遣するとあるが、どのような授業を想定しているのか伺う。	市職員の派遣は、市政の学習として本市の現状や課題等について生徒の理解を深めるために行うものである。 具体的には、関係所管の職員が学校を訪問し、本市全体や各地域の現状や課題等について、子ども達に向けて講話をすることを想定している。
		教育長	市職員以外の講師派遣も検討しているのか伺う。	市政の学習は、本市の現状や課題等について生徒の理解を深めることを目的としているため、市職員を派遣して行う。 また、地域にいる様々な人材から本市の物づくりや環境について話を聞くことや、大学教授等の専門家から本市のまちづくりについて話を聞くことなども、市政への理解をより深めることにつながるものであると考えている。 そのため、市職員に加えてそのような外部の講師についても各校の要望に応じて派遣する。
	新しい学校づくり推進基本計画について	教育長	新しい学校づくり推進基本計画は、令和6年度中に策定予定だったが認識しているが、令和7年度も引き続き検討する理由について伺う。また、令和6年度の検討経過について伺う。	新しい学校づくり推進基本計画は、新しい学校づくり施設整備指針と合わせて、令和6年度中の策定・公表を当初予定していたが、地域別の配置案の検討について時間を要すると判断し、策定期限を令和7年度中に変更した。 令和6年度は、支援教育の今後の方向性や地域別の配置案の前提となる与件整理等の論点について検討するとともに、合意形成プロセス検討の一環として、東富水・富水・桜井地域をモデル地域としたワークショップを実施した。
	小田原版STEAM教育について	教育長	小田原版STEAM教育における令和6年度の成果と課題について伺う。	令和5年度のモデル校での実施を経て、令和6年度は中学校4校への専門業者による導入支援や連絡協議会の開催等により、小田原版STEAM教育の実践を進めてきた。 成果としては、取組への理解が広がり、各校で生徒の探究的な学びを実現する試みが見られたことが挙げられる。 課題としては、地域の問題を生徒の学習に落とし込むために、検討や調整に時間がかかる実践例が見られたことが挙げられる。
		教育長	小田原版STEAM教育を今後どのように継続していくのか、課題点の改善内容も含めて伺う。	令和7年度は残りの6校に導入支援を行うとともに、共同研究の成果の発信も含めて各校の実践の共有を継続していく。 先ほど課題として挙げた、地域の問題を生徒の学習に落とし込む点については、好事例の蓄積・共有や、授業を設計する際のポイントの整理などを進めていく。 令和8年度以降は教職員による完全実施を予定しており、情報共有、情報提供等の支援を引き続き行いながら、地域小田原をフィールドとした生徒の探究的な学びの充実を目指していく。
中野 正幸 議員	学校給食について	市長	学校給食への地場産物の活用について、本市の考えを伺う。	地場産物の活用は、子どもたちが学校給食を通して、小田原の風土が育む農水産物を理解し、そのおいしさを味わうことができるとともに、その利用拡大により、地域経済を活性化し、地場産業の更なる振興と育成を図ることとなると考える。 引き続き、学校給食への地場産物の活用を積極的に進めていく。
		市長	給食費の無償化について、いつごろまでに実現するのか伺う。	給食費の無償化は、子育て世帯の負担軽減のため、早急に取り組むべき施策である。 具体的な開始時期については、市の財政状況や施策の優先順位、国による支援措置等を注視しながら判断していく。 まずは、安全・安心な給食を安定的に提供するとともに、献立の充実に取り組むことが最重要であると考えている。
	主権者教育の推進について	市長	子ども議会は、なぜ中学生を対象としているのか伺う。	未来を担う子どもたちが主権者としての意識を身に付ける上で、義務教育での体験が素地となると考えていることから、子ども議会の対象は小中学生としている。 ・令和8年度から中学生議会を開催するにあたり、令和7年度は中学生を対象に市政の学習を行うほか、子ども達の声を反映するため子ども議会実行委員会を行う。 令和8年度以降は、市政の学習や子ども議会の対象を小学生にも広げていき、小学校から中学校への積み重ねができる取組とするように計画している。
		市長	子ども議会とはどのようなものか伺う。	子ども議会は、児童生徒が市政を学び、未来の主権者としての意味を知ることを行うものである。 身近な体験の中から社会や地域の課題を見つけ、対話により解決していくプロセスを通して民主主義を理解し、社会に参画する力を育成するとともに、子どもの視点から生まれる疑問や意見を、市長や市政に届けることも含んでいる。 また、子ども議会に一定の予算を付与し、まちづくりや地域課題を解決するために議論し、税の使い道を考えることも想定している。
		市長	子ども議会への教育委員会や小田原市議会の関わりはどのようなことを想定しているのか伺う。	教育委員会には、子ども議会に関する事業全体の枠組みを作り、学校と連携しながら取組を進めていただく。 また、市政の学習等で庁内関係部局が関わる際の連絡・調整も担っていくことになる。 小田原市議会には、これまでも行っていたいっている議場見学会の他、議場の借用等、議員の皆様の協力をいただきたい。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木 和宏 議員	安全・安心で美味しい学校給食の取組について	市長	学校給食における市内産食材活用の課題と今後について伺う。	学校給食の食材は使用する日に、発注した量が確実に納品される必要があり、ある程度の量で安定的な価格での納入が必要になる。 市内産食材の活用は、子どもたちが学校給食を通して、小田原の風土が育む農水産物を理解し、そのおいしさを味わうことができるとともに、その利用拡大により、地域経済を活性化し、地場産業の更なる振興と育成を図ることとなると考える。 引き続き、学校給食への市内産食材の活用を積極的に進めていく。
		市長	学校給食における有機栽培米の課題と今後について伺う。	学校給食の食材は、ある程度の量で安定的な価格での納入が必要になるが、有機農産物は生産量が少なく供給が不安定であることから、一般的な物資よりも高額な状況であると認識している。 一方で安全性の高い食材を積極的に使用することで、安全安心で美味しい給食の提供につながるとも考えている。 令和7年2月に自炊炊飯を行っている片浦小学校と曾我小学校の2校で、「環境負荷低減に配慮した米」を試験的に導入しており、この結果を踏まえ、今後の対応について考えていく。
北森 明日香 議員	一部でも取り残さない子ども・子育て施策の実現について	教育長	新しい学校づくりの検討が進んでいるが、旧町村域への小学校1校の存続について、見解を伺う。	現在、新しい学校づくり推進事業において、地域の学校配置の将来像等を示す「新しい学校づくり推進基本計画」の検討・策定を進めている。 現段階では、地域別の配置案の前提となる与件整理等を進めているところであり、令和7年度以降、地域別の配置案の検討に入ることになる。 地域別の配置については、これらの与件をもとに、地域と学校との関係や地域特性等も踏まえ、総合的に検討・整理していく。
		市長	来年度は段階的無償化を行うのか伺う。	学校給食費を完全に無償化するには、毎年多額の財源が必要になるため、市の財政状況や施策の優先順位、国による支援措置等を注視しながら無償化のタイミングについて判断していく。 令和7年度は、物価高騰下においても児童生徒の心身の健全な発達に向け、安全・安心で栄養バランスや量を保った給食を、安定的に提供するため、物価高騰分の補てんを継続するとともに、献立の充実に取り組むことが最重要であると考えている。
	義務教育における保護者負担と、児童生徒の機会喪失について	教育長	義務教育で用意しなければならないものが、保護者負担となっていることについて、本市の認識に変化はあるのか伺う。	憲法は義務教育を無償としているが、その無償とは、授業料不徴収の意味と解釈されている。 授業料以外の費用のうち、何を公費で負担すべきか明確な基準があるわけではないが、児童生徒個人が用いる教材や文房具等に関する費用は保護者に負担していただくものもあると考えており、その認識に変化はない。
		教育長	部活動地域移行をクラブチーム化のように捉えて、従来の部活動で保証されていた気軽に活動に取り組める機会の損失に繋がるのではないかと懸念がある。その懸念にどう応えるか伺う。	地域移行に必要な地域スポーツ団体等の受け皿の確保が困難であるため、本市では当面現在の部活動の枠組みを維持・継続し、部活動指導員や地域指導者の派遣、合同部活動の実施等による地域連携を進めることで子どもたちの活動を保障していく。 今後は、国の定めた地域移行推進期間の最終年度である令和7年度に、本市の方向性として方針を改めて示していく。
		教育長	部活動地域移行によって、新たに保護者に負担は発生するのか伺う。	本市では、当面は部活動の枠組みを維持した地域連携を進めていくこととしており、その間、保護者の大きな負担増は見込んでいない。 今後、小田原らしい持続可能な部活動を形作っていく中で、費用面についても検討を進めていくが、ある程度の地域移行ができる環境が整ったとしても、保護者負担はできるだけ抑える必要があると考えている。
	地域社会における保護者負担の軽減について	教育長	P T A役員のなり手不足の要因をどう認識しているのか伺う。	P T A役員の選出が難しくなっている状況は認識しており、その要因としては、共働き世帯の増加等、子育てをめぐる社会環境の変化によって、P T Aの活動に多くの時間を用いることができない方が増えていることや、様々な価値観をもつ会員をまとめることに不安を感じられる方がいることなどが考えられる。
		教育長	P T A役員の負担軽減のために市として対応できることはないのか伺う。	P T Aは保護者と教職員により構成される団体であることから、学校を通じて現場の情報を得るほか、小田原市P T A連絡協議会を通じて情報を共有することができる。 市はP T Aを監督する立場にはないが、P T Aの抱える課題の解決や、保護者や教職員の負担軽減について共に考えることはできる。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
岩田 泰明 議員	主権者教育について	市長	子ども議会をなぜ主権者教育として行う必要があるのか伺う。	子ども議会は、児童生徒が市政を学び、未来の主権者としての意味を知ることの目的に実施する事業である。 子どもが年齢や経験に応じた思考や責任において、身近な体験の中から社会や地域の課題を見つけ、対話により解決していく学びのプロセスは、主権者として求められる社会に参画する力の育成につながるものであると考えている。
		市長	機会均等であるべき教育の中で、なぜ子ども議会を行うのか伺う。	小学生議会は小学6年生を、中学生議会は中学2年生を想定しているが、それぞれ議会の前年度に市政に関する学習や代表選出について十分に議論を積み重ねることを考えている。 小学生議会、中学生議会において代表者の選出方法や議論の進め方を子ども達自身が考えることで、全ての子どもがよりよい地域社会を作ろうとする意識、すなわち、社会参画力の育成につながるものと認識している。
		市長	子ども議会実行委員会は誰が運営していくのか伺う。	令和7年度に実施する子ども議会実行委員会は、令和8年度以降に実施する子ども議会の実施方法などを検討するものであり、中学生を委員とする。
		市長	実行委員が中学生だった場合、どのように実行委員会を組織するのか伺う。	各中学校から2人程度の委員を選出し、子ども議会実行委員会を組織する予定である。 委員の選出方法については、各中学校で子ども達が主体となって考えてもらうこととなる。
		市長	子ども議会は選挙を行うのか伺う。	具体的な代表者の選出方法や参加者数など、運営に関しては、今後、子ども達自身が主体となって考えてもらうことを計画しており、それが子どもの社会参画力の育成にもなると認識している。
	デジタル化の取組について	教育長	I C T教育で使用している学習用端末を家庭で利用する際の通信環境について、令和7年度の判断について伺う。	本格的に学習用端末の活用を開始した令和3年度から家庭への通信環境の整備をお願いしており、経過措置として令和5年度までは家庭に通信機器を貸与した。令和6年度は原則貸与を停止したが、学校を経由して、必要に応じて貸与は継続している。 この間も、家庭への通信環境の整備についてお願いをしてきており、令和7年度からは、原則としては、通信機器の貸与は行わないこととなるがご理解をいただきたい。
		教育長	通信機器を貸与していた家庭の生活状況は好転しているのか伺う。	教育委員会では、通信機器を貸与していた家庭に対する生活状況に関する調査と行ったことは、教育委員会として行っていない。
		教育長	義務教育で使用する学習用端末の通信環境整備は、家庭の責任か伺う。	学習用端末の通信環境整備については、児童生徒個人が用いる教材や文房具等と同様に捉えており、I C Tを活用した教育の推進のため、学習用端末を家庭で使うための環境については、原則として、家庭において整備していただくものと考えているので、ご理解いただきたい。
		教育長	児童生徒が家庭で学習用端末を使って学習する機会の保障をどう考えるのか伺う。	家庭での通信環境の整備をお願いしているところではあるが、家庭で個別にインターネット接続回線がなくても、携帯電話を活用して学習用端末が使用できることをお伝えしている。
		教育長	家庭での通信環境を補完できる程度に、公共施設への通信環境整備が進むのか伺う。	先ほどの答弁のとおり、学習用端末は家庭で使用するものと考えているため、公共施設で学習用端末を使った学習をすることは想定していない。

※代表質問・個人質問(文化部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
宮原 元紀 議員	未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について	市長	おだわら市民学校事業のこれまでの経緯と成果について伺う。	本事業は、持続可能な地域社会の実現のために必要な地域課題の解決を担う人材の育成を目的として、平成30年度から2年制の市民学校として開校した。1年目に、小田原の魅力を理解し、郷土愛を育む基礎課程を受講した後、2年目に、分野を選択して専門的、実践的な学びを進める専門課程を受講することを基本としている。このほか郷土に関する学びを深める教養課程も受講することができる。 令和6年度までに累計で約430名が受講し、卒業・修了した受講者の56%が様々な地域活動、市民活動に取り組んでいる。
		市長	地域課題の解決を担う人材を育成するための有効な仕組みとは何か伺う。	おだわら市民学校では受講生の過半数が、なんらかの活動に参加しているが、受講生それぞれに考え方や事情などもあるため、すぐには実際の活動に参加されない方も一定数いる。 具体的には今後の検討となるが、受講生のニーズを踏まえた多様な進路も想定しながら、受講生それぞれがおだわら市民学校での学びによる気づきを通じて、自身の状況に応じた新たな行動に確実につながっていくような仕組みを整備する必要があると考えている。
稲永 朝美 議員	地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原について	市長	公共所有の登録有形文化財建造物が解体され、登録抹消となった事例はあるのか。ある場合はその理由を伺う。	解体により登録が抹消された建造物は全国に3件ある。 それぞれの理由は、耐震改修に多額の費用がかかるため維持・再建を断念したという事例、解体し新建材を用いて再建したが、文化庁から文化財的価値が損なわれたと判断された事例、再建を前提に解体修理しようとしたところ、建材の傷みが激しく解体による抹消となった事例である。
鈴木 敦子 議員	未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について	市長	地域課題の解決を担う人材の育成について、より有効な仕組みとはどのようなものか伺う。	おだわら市民学校では受講生の過半数が、既存の団体への加入や新たな団体の創設などにより、なんらかの活動に参加しているが、受講生それぞれに考え方や事情などもあるため、すぐには実際の活動に参加されない方も一定数いる。 具体的には今後の検討となるが、受講生のニーズを踏まえた多様な進路も想定しながら、受講生それぞれがおだわら市民学校での学びによる気づきを通じて、自身の状況に応じた新たな行動に確実につながっていくような仕組みを整備する必要があると考えている。
		市長	地域課題の解決を担う人材とは、どのような人材を考えているのか伺う。	本市では以前から、自治会を始めとする地域活動団体や、様々な分野の市民活動団体が、市民の困りごとや社会的な課題を行政とは異なる視点や立場から、主体的に活動することで地域を支えてきた。 これらの団体は、地域を愛し、様々な課題を自分事としてとらえ、仲間たちと力を合わせて、自発的な行動を続けていく方々により支えられてきたと考えており、持続可能な地域社会を維持していくためには、このような人材が増えていくことが必要であると考えている。
中野 正幸 議員	未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について	市長	地域課題の解決を担う人材を育成するためのより有効な仕組みとは、どのような仕組み作りか伺う。	おだわら市民学校では、これまで多くの受講生が、既存の活動団体への加入や新たな団体の創設により、地域課題の解決に取り組んでいる。 しかし、受講生の中には、当初とは異なる分野での学びをおしを希望する方や、希望する活動と既存団体の活動が結びつかない方等、卒業後すぐには実践につながらない方も一定数存在する。 こうした受講生のニーズも受け入れながら、個々の状況に応じて、確実に新たな行動につなげられるような仕組みも必要と考えている。
		市長	地域課題を担う人材として目指すべき到達点は何か。また、そのために今後どのような市民学校運営を検討するのか伺う。	地域活動団体や市民活動団体では、これまで、地域を愛し、様々な課題を自分事としてとらえ、仲間たちと力を合わせて、自発的な行動を続けていく方々に支えられてきたと認識しており、持続可能な地域社会のためには、このような人材が必要であるとと考えている。 実際の検討は今後のこととなるが、講座内容においては、こうした人材の育成につながるようなものを工夫しつつ、意欲の高まった受講者が確実に次の行動につながるように、活動現場の実践者との対話や体験をより重視した運営を検討してまいりたい。
鈴木 和宏 議員	未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について	市長	市長の考えるおだわら市民学校の意義は何か伺う。	本事業は、地域が直面する様々なまちづくりの課題を解決し、「持続可能な地域社会」を実現するため、地域資源を活用した長期的、体系的な学びの場を官民が協力し合い提供することで、様々な分野で活動する担い手を育成することを目的としている。 「おだわら市民学校」は、人々が集い、ともに学び、実践へつなげる「人のチカラ」を育む学びの場であり、学びを通じて創られる「人のチカラ」が小田原の未来を拓くものと考えている。 「持続可能な地域社会」の実現のためには、本事業は大きな意義のあるものと確信している。
		市長	本事業における利用者の現状はどうか伺う。	本事業は、平成30年度から2年制の市民学校として開校し、令和6年度までの7年間の累計で約430名が受講している。 また、おだわら市民学校から卒業・修了した受講生については、卒業後2年までの調査で、過半数の方が、既存の活動団体への参加や、新たな活動団体の創設などにより、地域課題の解決につながる活動に従事している。
		市長	おだわら市民学校事業の費用対効果をどのように考えているのか伺う。	本事業は、地域が直面するまちづくりの課題を解決し、「持続可能な地域社会」を実現するため、様々な分野で活動する担い手を育成することを目的として、相当な成果をあげてきたと認識している。 一方、卒業後すぐには活動に結び付かない方が一定数存在する等の課題もあるが、この事業は、学びを通じて創られる「人のチカラ」が小田原の未来を拓くものであるため、短期的な費用対効果と合わせて、もう少し長い時間軸でも成果を捉えるべきと考えている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木 和宏 議員	地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原について	市長	相模人形芝居の保護に向けた課題は何か伺う。	国指定重要無形民俗文化財「相模人形芝居」は、江戸時代中頃に相模国に伝わり、現在も、厚木から小田原にかけて地域で継承されている貴重な文化財である。 相模人形芝居の市内における保護団体「下中座」からは、後継者の不足や情報発信を担える人材の確保などに課題があるとお聞きしている。
		市長	相模人形芝居総合調査の関係自治体はどこで、調査内容はどのようなものか伺う。	総合調査の関係自治体は、相模人形芝居の保護団体5団体の所在する小田原市、厚木市、平塚市、南足柄市の4市であり、これら4自治体が協力して調査委員会を組織し、国、県の補助を得ながら調査を行うものである。 調査内容は、歴史や技法、道具類に関する聞き取り調査及び記録保存、文献調査などを想定している。
	安心して暮らすことができる小田原について	市長	加藤市長は、大手門復元に対しどのような考えか伺う。	市民会館跡地等周辺については、平成30年9月に「三の丸地区の整備構想」を策定し、事業を進めているところである。 小田原城大手門については、三の丸地区の整備構想の長期計画で「大手門や三の丸東堀の復元について検討を進める」としている。 小田原城大手門は、近世小田原城の正面玄関に当たり、極めて重要であることから、引き続き将来的な復元に向けて調査研究を重ねていく。
北森 明日香 議員	小田原市基本構想における人権対応について	市長	集会の自由を担保し、教育権を保障する分館を廃止したが、その後、権利保障が補完されているか検証したか伺う。	分館廃止にあたっては、けやきや既存の公共施設等の利用を案内するとともに、旧上府中分館及び豊川分館の利用者については、引き続き、市民集会施設として生涯学習活動の場の提供を行った。 また、市民集会施設の閉館に際しても、生涯学習活動団体に対して利用施設調査を行い、合わせて近隣の既存の公共施設等の情報提供を行った。 これらにより、生涯学習活動の場の提供については、一定の補完がなされていると認識している。
		市長	分館廃止後、権利保障が十分に補完されているとは思えないが、分館の再配置を行う考えはあるか伺う。	生涯学習施設については、けやきを核に、既存の公共施設と連携しながら、地区公民館の活動を積極的に支援することで、引き続き生涯学習の振興に努めていくことから、再配置は考えていない。

令和7年小田原市議会予算特別委員会総括質疑（教育部・文化部）

質疑順 1 誠和 武松 忠委員

- 5（款）10教育費（項）1教育総務費（目）2事務局費における主権者教育推進事業について
（1）現状と解決しようとする課題について
（2）子ども議会の実施について

質疑順 3 誠新 栗畑寿一朗委員

- 8（款）10教育費（項）1教育総務費（目）2事務局費におけるステップアップ調査委託料について
（1）CBT方式について
（2）児童生徒、保護者、教職員それぞれの受け止めについて
（3）教職員の負担軽減について
9（款）10教育費（項）1教育総務費（目）2事務局費における主権者教育推進事業について
（1）この事業を始めようとしたきっかけとその意義について
（2）各校の校長や教職員の意見について
（3）各校での児童会生徒会活動、学級活動との整合性について
（4）教育委員会としての見解について
10（款）10教育費（項）1教育総務費（目）2事務局費におけるSTEAM教育導入支援等委託料について
（1）導入支援業務について
（2）この事業と教職員の働き方改革について

質疑順 4 公明党 中野正幸委員

- 5（款）10教育費（項）5社会教育費（目）5図書館費における読書推進・図書館利活用促進事業及び図書館ネットワーク等運営事業について
（1）図書館の利活用促進について
（2）各施設間の連携・協力による読書活動の推進について
6（款）10教育費（項）1教育総務費（目）2事務局費における教職員人事・サービス・健康管理事業について
（1）学校現場の負担軽減について

質疑順 5 公明党 荒井信一副委員長

- 2（款）10教育費（項）5社会教育費（目）6郷土文化館費における松永安左エ門生誕150周年記念事業費について
（1）松永安左エ門の功績について
（2）事業概要について

質疑順 6 ミモザリっけん 寺島由美子委員

- 7（1）（款）10教育費（項）5社会教育費（目）3文化財保護費における相模人形芝居について
9（款）10教育費（項）1教育総務費（目）2事務局費について
（1）教職員の負担軽減について
（2）教育相談等充実事業について

質疑順 7 志民の会 城戸佐和子委員

- 3（款）10教育費（項）1教育総務費（目）2事務局費について
（1）学力向上支援事業について
（2）ICT活用教育推進事業について
（3）主権者教育推進事業について
（4）学校給食事業について
（5）新しい学校づくり推進基本計画策定支援について

質疑順 8 志民の会 小谷英次郎委員

- 6 (1) (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費における主権者教育推進事業について
7 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費における新しい学校づくり推進事業について
(1) 地域の拠点としての開かれた学校について
8 (1) (款) 10教育費 (項) 2小学校費 (目) 2教育振興費における放課後児童健全育成事業について

質疑順 9 維新の会・次世代おだわら 井上昌彦委員

- 2 (1) (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費におけるステップアップ調査委託料について

質疑順 11 (無会派) 北森明日香委員

- 1 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費について
(1) 学校給食事業について
(2) 家庭用通信機器について
3 (1) (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費における主権者教育推進事業について
4 (款) 2総務費 (項) 1総務管理費 (目) 13諸費における市民集会施設管理事業及び (款) 10教育費 (項)
1教育総務費 (目) 3学校給食共同調理場費における共同調理場学校給食事業について
(2) 学校給食センター内の大会議室について

* 予算特別委員会総括質疑(教育部)

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
武松忠委員	現状と解決しようとする課題について	教育長	主権者教育を行わなければならない児童生徒の現状や課題をどのように捉えているのかを伺う。	本市では、目指す教育として子どもたち一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会を創る力、社会力の育成を掲げており、各学校の日々の教育活動はその具現化につながるものである。 主権者教育については各学校で教科横断的に取り組んでおり、児童生徒は地域との関わりを大切にしながら学んでいる。・課題としては、そういった各学校の取組への支援をより充実させることや、主体的に学んでいる子どもたちの声を形にする機会を設けることであると考えている。
		教育部長	子ども議会が選定される前の複数案とその特徴、及びその中で子ども議会が選定された理由を伺う。	主権者教育は教科横断的な教育内容であり、様々な取組が考えられる。 本事業を設計するにあたって文部科学省から出されている資料や他自治体の先進事例等について研究を行ってきたが、子どもたちの提案を実現する機会となる子ども議会を行うことが主権者として求められる力を効果的につけることにつながると判断した。 各学校には子ども議会を一つの場として活用し、主権者教育を充実させていただきたいと考えている。
	子ども議会の実施について	市長	選ばれた特定の子どもが参加する子ども議会については、抜本的に組み直す必要があると考えるが、市の見解を伺う。	子ども議会の在り方を、子どもたち自身が主体となって考えるために開催するのが、実行委員会であり、実行委員会が開催される前段階で、子ども議会のあり方を論じることには、拙速感がある。 実行委員会の意見を踏まえ、必要があれば当然、抜本的に組み替えることになるだろう。 社会参画力の育成を目指すためには、形だけの参画にならない仕掛けを作る必要があり、事業の枠組みの段階から子どもたちが主体的に参加することがこの事業の意義なので、まずは活動成果を見守っていただきたい。
		教育部長	子ども議会の実施による教職員の負担について伺う。	現在、教職員の業務負担が大きいことは認識しており、本事業を進めていくにあたっては負担が大きく増えることがないように取り組んでいく必要がある。 子ども議会の詳細については実行委員会で検討していくが、子ども議会に持ち寄る議題を考える際には、各校でこれまでも取り組んでいる活動を生かしていただくことで、新たに大きな負担が増えることにならないと考えている。 また、市政の学習以外でも学校の要望があれば市職員を派遣するなど、本事業を含めた主権者教育への支援も積極的に行っていく。
柴畑寿一朗委員	C B T方式について	教育部長	C B T方式を導入した目的について伺う。	ステップアップ調査は調査の性質上、回答用紙だけでなく、問題用紙もすべて回収し、数を確認する必要があるため、そのような教員の負担軽減を図るためC B T方式の導入をした。 また、動画等を使った多様な問題に対応できることや、正解・不正解の状況に加えて回答にかかった時間が明らかになることで、児童生徒の得意・不得意を把握できるというメリットがあることも導入の目的である。
		教育部長	C B T方式に慣れていない児童生徒の把握と改善方法について伺う。	令和6年度調査の際には、指導主事が実施の様子を参観し、児童生徒にC B T方式も含め、調査を受けた感想を質問するとともに、各学校の担当者や管理職に聞き取りを行い、児童生徒の状況を把握した。 令和7年度の改善策としては、ローマ字入力に慣れていない児童のためにはローマ字表の準備を各校へ依頼し、全角・半角入力などの操作については必要事項を抜粋した教室監督者用マニュアルを作成し各校に配布することとした。
	児童生徒、保護者、教職員それぞれの受け止めについて	教育部長	本調査に対する児童生徒、保護者、教職員の受け止めについて伺う。	調査日当日の児童生徒の声としては、「問題は難しかったが操作は困らなかった」などがあげられる。 モデル実施の際に行った保護者アンケートでは、子どもの学力の伸びが分かったという肯定的な回答が88.4%であり、「次への頑張りにつながる」「苦手が分かるので勉強の参考になる」「子どもと学習方法について話し合う機会になる」などの記述があった。 教職員からは、担当の準備作業の負担が大きいという意見があるが、「次の調査で分かる個の伸びをいかにした授業改善について活用研修で話し合い、日々の実践につなげたい」という意見も多い。
	教職員の負担軽減について	教育部長	本調査の事務作業の負担の把握と負担軽減の取組について伺う。	事務作業の負担については、調査日当日や活用研修の際に指導主事が学校訪問し、各学校の担当者や管理職に話を聞くことで把握をしている。 その声を踏まえ、令和7年度の実施では、学校質問調査を実施しないこと、児童生徒用動画を教室で見られるように教育委員会が準備すること、留意点を追加した抜粋版マニュアルの作成、I C T支援員の配置日の調整をすることにより事務の負担軽減を図っていく。
	この事業を始めようとしたきっかけとその意義について	教育長	子ども議会の事業を始めようとしたきっかけを伺う。	本市では、めざす教育として子どもたち一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会を作る力、すなわち社会力の育成を挙げており、各学校ではそれを具現化するため日々の教育活動を行っている。 今後、この社会力をどう育んでいくのか、市長部局とも意見交換をしながら、この事業を行うこととした。
	各校の校長や教職員の意見について	教育長	教育課程の編成権は校長にあるが、子ども議会に対する各校の校長及び教職員の意見はどのようなものであったのか伺う。	各校長には連絡調整会議や中学校長会等において説明をするとともに、意見を聞いており、「教育委員会と協力して取り組んでいく」「教員の負担が大きくならないようにしてほしい」などの意見の他、具体的な進め方に関する意見もいただいている。 教育課程の編成権は校長にあり、その校長から意見を聞いているところであるため、現時点で教員からの意見聴取は行っていない。 しかし、事業を進めていく際には丁寧に教員への説明をするともに、その声を聞いていく必要があると考えている。

* 予算特別委員会総括質疑(教育部)

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
栗畑 寿一朗 委員	各校での児童会生徒会活動、学級活動との整合性について	教育部長	各学校で行われている生徒会活動や児童会活動、学級活動等の活動との整合性についてどのように考えているか伺う。	主権者教育推進事業として実行委員会、市政の学習、子ども議会を行うが、実態に合わせてそれぞれの学校で教育活動に位置づけていただくことを考えている。
	教育委員会としての見解について	教育長	教育委員会として、この主権者教育（子ども議会）の事業に対し、どのような見解、考えをもっているのか伺う。	子ども議会を中心とする本事業は、子どもたちに国や社会の問題を自分の問題としてとらえ、自ら考え、自ら判断し、自ら行動することでその発展に寄与できる主権者として求められる力、社会参画力を育成することを目的としている。これは本市の教育が目指す、児童生徒一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会を創る力、すなわち社会力を育むことにつながるものであり、必要な取組の一つであると考えている。
	導入支援業務について	教育部長	授業導入支援について、具体的にどのようなものなのか伺う。	授業導入支援では、教員がスムーズかつ効果的に授業を実践できるように、各学校にあった授業プランの開発、授業への立ち会い、生徒の学習支援、授業者へのフィードバックなどを行っている。
	導入支援業務について	教育部長	業務支援を行わないで事業を進めていくことに無理はないのか伺う。	小田原版STEAM教育の導入にあたっては、専門の委託業者が導入支援を行っており、令和7年度で全校への支援が完了する。この導入支援により、令和8年度以降は各校で実施できるように準備をしてきた。加えて、連絡協議会等により各中学校の活動状況を共有するなど、市としてシステムを構築することで、完全実施をしても教職員の大きな負担増とならないように努めている。
	この事業と教職員の働き方改革について	教育長	教職員の働き方改革の観点からの小田原版STEAM教育の導入の是非について、市の見解を伺う。	小田原版STEAM教育とは、郷土小田原をフィールドに、生徒が身近な地域課題と出会い、その問題の解決のために各教科で学んだことを統合的に働かせながら、探究的、創造的な活動を行うことで、よりよい社会を実現しようとする資質と能力を育てるものである。総合的な学習の時間をはじめとする様々な学習において地域を素材とする学習活動は従来行われており、全くの新しい学習内容ではなく、教員の過度な負担にはつながらないと認識している。
中野 正幸 委員	学校現場の負担軽減について	教育部長	メンタルヘルスチェックの受診率や休職者、退職者の推移について本市はどのように認識しているのか伺う。	教職員が休職や退職に至る以前の段階で、心身の不調を早期発見するためにメンタルヘルスチェックの実施はとても重要である。令和6年度のメンタルヘルスチェックの実施率は97パーセントであったが、教職員が心や体の健康状態等を把握できるよう、今後もメンタルヘルスチェックの実施を教職員に促していく。また、教職員の休退職者数は一定数いることから、休退職者の減少に向けて、教職員の働き方改革の取組をさらに推進していく必要があると考えている。
	学校現場の負担軽減について	教育長	現在の教育現場の負担感をどのように捉えているのか伺う。	令和3年10月以降、時間外勤務が45時間を超える教職員数は減少傾向にある。しかしながら、いまだに45時間以上の時間外勤務をしている教職員は多い状況にあることから、教職員の業務負担の軽減、勤務環境等の改善を図る必要があると捉えている。
寺島 由美子 委員	教職員の負担軽減について	教育部長	教職員の超過勤務時間が減少しない状況についてどのように捉えているのか伺う。	本市では、教職員の働き方改革に関する指針に基づき、支援スタッフ等の配置拡充、研修や会議の精選と効率化、保護者連絡配信システム「さくら連絡網」の活用等を行うことにより、教職員の超過勤務時間は減少しており、一定の成果は得られていると捉えている。しかしながら、いまだに月45時間以上の時間外勤務をしている教職員が多い現状から、引き続き教職員の勤務環境の整備が必要であると考えている。
	教職員の負担軽減について	教育部長	超過勤務時間が多いうとステップアップ調査実施月との関連性について伺う。	ステップアップ調査は、その特徴から年度の早い段階で実施する必要があるが、年度初めの多忙な時期と重なることは承知している。しかし、調査実施にあたって学級担任が行うことは、基本的には実施マニュアルの確認、児童生徒への指示等が中心であり、日常の授業準備等と比較して大きな負担ではないと考えている。また、1か月程の期間を設けて学校ごとに調査の実施日を選択できるようにしており、ステップアップ調査の実施と超過勤務時間の関連は多くないと認識している。
	教育相談等充実事業について	教育部長	令和5年度におけるスクールカウンセラーの市全体の相談件数について伺う。	令和5年度は児童生徒、保護者、教職員からの相談が合計で3395件であった。
	教育相談等充実事業について	教育長	相談件数に対して、スクールカウンセラーの人員配置が十分であるか伺う。	スクールカウンセラーは県による配置で、中学校区に原則1人が週1日勤務している。さらに、3校には複数のスクールカウンセラーが配置され、市全体で14人が配置されている。スクールカウンセラーは必要に応じて学区の小学校も訪問し、相談等に対応している。相談件数に対するスクールカウンセラーの配置が十分であるとは考えておらず、今後も配置日数等の増加を県に要望していく。

* 予算特別委員会総括質疑(教育部)

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
城戸 佐和子 委員	学力向上支援事業について	教育長	ステップアップ調査は令和7年度も継続して行うのか伺う。	本調査は令和6年度から全校での調査を行っており、令和7年度調査の結果で、はじめて1年間の伸びの状況が把握できる。その伸びの状況をもとに指導改善を行っていくが、その成果がわかるのは令和8年度調査の結果であるので、令和8年度を目途に一定の効果検証を行う予定である。
	I C T活用教育推進事業について	教育部長	I C T機器の時間について、学校、家庭両方で過度に長時間とならないような対策をしているのか伺う。	本市では、これまで作成してきた「情報モラル教育の手引き」や「G I G Aワークブックおだわら」を活用して児童生徒に指導を行うほか、事業者による携帯安全教室等で保護者も含め情報モラル教育を行っている。使用時間については、一律に制限を設けるのではなく、児童生徒自身が主体的に判断できるように指導しているところである。また、I C T機器の家庭での活用については、保護者との連携が必要であることから、学校や教育委員会からI C T機器の取扱いに関する注意事項等についての文書を送付し、理解を求めている。
	主権者教育推進事業について	教育部長	主権者教育推進事業を実施するにあたり、なぜ選出された生徒だけの実行委員会を行い、子ども議会のあり方について検討することにしたのか伺う。	実行委員会形式としたのは、社会参画力の育成を目指すのであれば、まずは事業の枠組みから、子どもたちの考えに基づき構成することが大切と考えたからである。行政が作った枠組みに子どもたちがイベント的に参加するのでは、社会参画力の育成という本事業の目的につながらない。実行委員は広く参加を呼びかけ、希望した生徒が可能な限り参加できるよう、人数や場所、方法に配慮し、できる限り多くの生徒が子ども議会を自分事として捉えられるように工夫していく。
	学校給食事業について	教育部長	米飯給食の提供回数を増やした場合に金額がどのくらい増えるのか伺う。	令和6年度の米飯と麺・パンとの差額は、米飯のほうが1食あたり小学校で9円から11円、中学校で13円高くなる。しかし、給食の1食単価は、主食である米飯、麺、パンとそれに合わせたおかずを加えて献立を作成しているため、主食の単価の差額だけで給食費全体の金額を算定することは難しい。現在、週3回の米飯給食を、自校炊飯校を除き委託炊飯で提供しているため、直ちに提供回数を増やすことは難しい状況もある。自校炊飯が行える単独調理校を増やすことも視野に入れて、できることから進めてまいる。
	新しい学校づくり推進基本計画策定支援について	教育長	新しい学校づくり推進基本計画の中で、S T E A M教育や教科横断型の学習など、「学び」の面の充実について盛り込まれるのか伺う。	「新しい学校づくり推進基本方針」において、インクルーシブ教育や、小田原版S T E A M教育などの地域資源を生かした学び、デジタルを活用した学び等、「学校における学び」をハード・ソフトの両面で充実させていくことを目指す、としている。今後策定する「新しい学校づくり推進基本計画」においても、基本方針の主旨を踏まえ、「学校における学び」の充実について、多角的な視点から検討・整理し、位置づけたと考えている。
小谷 英次郎 委員	主権者教育推進事業について	教育長	子ども議会と同様の取組をしている他自治体で、どのような成果が見られているのか把握しているのか伺う。	よりよい町にするための方策を考える主権者教育のプログラムを郷土学習に組み込んでいる自治体では、小中学生が町の課題を自分事として捉えられるようになったという成果があると発信している。その他に、中学生議員がまちづくりについて町の執行部と意見交換する「子ども議会」を実施している自治体では、「町の運営に携わる貴重な体験だ」、「議会という固いイメージが払しょくされた」という子どもの声があったと把握している。
	地域の拠点としての開かれた学校について	教育部長	新しい学校づくりを推進していくにあたって、地域の拠点としての開かれた学校を作るといことが中核に据えられているのか、見解を伺う。	「新しい学校づくり推進基本方針」においては、「新しい学校」は地域における学びの拠点、学校と地域が支え合い協働していくための拠点と位置付けており、学校と地域との関係がこれまで以上に充実したものとなるような環境、仕組みづくりを進めていく、としている。その実現に向けては、学校施設のセキュリティ確保のほか、担い手不足への対応等、ハード・ソフト両面で課題も多くあることから、複合的に検討していく必要がある。
	放課後児童健全育成事業について	教育部長	放課後児童クラブの利用者アンケートの結果は満足度が低いと考えるが、見解を伺う。	放課後児童クラブでは、運営委託事業者が誕生日会や年中行事、歓迎会や送別会等、日々の様々なイベントを実施するほか、体幹を鍛える運動や地域企業とのコラボレーション等、講師を招いた活動プログラムを月1回程度実施している。今後も、放課後児童クラブが安全・安心に過ごせる子どもの放課後の居場所となるよう努めるとともに、活動プログラムの一層の充実に取り組み、児童の満足度の向上につなげていきたい。
井上 昌彦 委員	ステップアップ調査委託料について	教育長	ステップアップ調査は、埼玉県内と埼玉県以外で、どのくらいの自治体で導入しているのか伺う。	令和6年度は、埼玉県ではさいたま市を除く全61の自治体を実施している。埼玉県以外で全県単位では5つの自治体が、市町村単位では、小田原市を含め、18の自治体を実施している。
	ステップアップ調査委託料について	教育部長	埼玉県は10年間本調査を実施しているが、本調査と全国学力・学習状況調査との相関関係を伺う。	埼玉県は、本調査を始めた平成27年から全体的な傾向として全国平均正答率との差がプラス方向に伸びていることを公表している。

* 予算特別委員会総括質疑(教育部)

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
北森 明日香 委員	学校給食事業について	市長	給食費の段階的無償化について伺う。	給食費の無償化は、国においても議論が高まっており、その動向を注視する必要がある。 米や野菜、調味料など、物価高騰が続き、先行きの見えない社会情勢にあつて、令和6年度は、あるべき給食の姿を見定めてきた。 まずは、安全・安心で栄養バランスや量を保った給食を、安定的に提供するため、物価高騰分の補てんを継続するとともに、献立の充実に取り組む。 その上で、状況を見定め、できるだけ早い段階で、給食費の段階的無償化に舵を切っていきたい。
		教育部長	国からの財源を入れずに、給食費の無償化ができないか伺う。	学校給食費を完全に無償化するためには、毎年多額の財源が必要になるため、市の財政状況や施策の優先順位、国による支援措置等を勘案しながら進めていくこととなるが、ご提案のような市独自の財源を確保することも方策の一つである。 先進事例の研究など、様々な角度から対応策を検討していきたい。
	家庭用通信機器について	教育長	学習用端末の通信環境は家庭で整備する必要があるものなのか伺う。	学習用端末の通信環境整備については、児童生徒個人が用いる教材や文房具等と同様に捉えており、ICTを活用した教育の推進のため、学習用端末を家庭で使うための環境については、原則として、家庭において整備していただくものと考えているので、ご理解いただきたい。
		教育部長	通信環境を整備できない家庭に配慮した対応をしているのか伺う。	家庭での通信環境の整備をお願いしているところではあるが、家庭で個別にインターネット接続回線がなくても携帯電話を活用して学習用端末が使用できることや、通信会社と個別に契約するにあたってルーター本体を貸与することは可能であるとお伝えしている。 その他、児童生徒が入院した場合や引っ越しなどに伴い一時的に通信ができないなど特別な場合には、個別の対応をしていく。
	主権者教育推進事業について	教育部長	主権者教育推進事業は政治が教育に介入しているように感じるが、見解を伺う。	教育行政の政策方針を決定するのは、教育長と4人の委員からなる教育委員会であるが、学校を開設し、予算編成等を担っているのは市長であり、具体的な施策を進めていくうえでは、両者の十分な協議・調整が大切であると考えている。 この点、平成27年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正では、市長による教育大綱の策定や総合教育会議の開催なども盛り込まれ、市長部局と教育委員会の連携強化が明文化された。 主権者教育の実施は、本市教育委員会が目指す教育である社会力をどのようにして育んでいくのか、市長部局とも意見交換をして決定したものである。
		市長	各学校から代表を選出するという実施方法に問題があると考えるが見解を伺う。	子ども議会の具体的な内容は、来年度実施する実行委員会の意見を踏まえて決めることとなる。 参加者を決める方法も、各校からの代表になるかもしれないし、もっと大勢で参加したい等の別の意見が出るかもしれない。 選出方法も一つの方法に絞られるのか、いくつかのパターンの中から学校が選ぶのか、いろいろなことが想定される。 社会参画力の育成を目指すためには、形だけの参画にならない仕掛けを作る必要があり、事業の枠組みの段階から子どもたちが主体的に参加することがこの事業の意義なので、まずは実行委員会の活動成果を見守っていただきたい。
	学校給食センター内の大会議室について	教育長	学校給食センターの会議室設置の経緯について伺う。	学校給食センターは、教育行政のために設置された給食調理施設であり、3800食の給食を、毎日、安全・安心、確実に学校に提供することが、最大かつ最優先の使命である。 会議室は、栄養士や調理業務従事者の会議、食育活動、市民等を対象の試食会等に使用することを目的に設置したものである。 令和3年7月12日付で地域自治会等から地域開放に関する要望書が提出され、調整の結果、教育目的で使用しない時は、地域開放を可能とし、それに伴い、面積を当初計画の100㎡から現在の200㎡に拡大するとともに3部屋に区切って使用ができるようにした。
		教育長	学校給食センターの会議室使用の制限について伺う。	学校給食センターは、学校給食を調理する、いわば食品工場の性質を有する施設であり、安全で安心な給食を提供するため、特に衛生管理については、学校給食法が定める厳格な基準に基づき、常に細心の注意を払い、管理・運営を行う必要がある。 そこで、調理エリアと一般エリアを厳密に分離し、専用の電子錠で管理しており、会議室を利用する際は、一般エリアのみに限定し入場することを可能とし、調理従事者と動線が交差しない構造としている。
		教育部長	学校給食センター会議室の利用者について伺う。	学校給食センターは、衛生管理面において、関係者以外の施設内への入場をできる限り制限したい施設である。 地域の集会施設が廃止されることで、活動に支障をきたすこととなる地域の皆様のご不便に少しでもお答えするため、教育目的で使用しない時は、地域開放を可能としたが、施設の性質上、使用できる団体は、現在市民集会施設を使用している団体に限るなど、一定の制限を付すことは致し方ないことと思っている。

* 予算特別委員会総括質疑(文化部)

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
中野正幸委員	図書館の利用促進について	文化部長	図書館の利活用に向けた取組みとその効果について伺う。	令和6年度は、読書や歴史に対する興味関心を深める事業として、「読書活動推進講演会」に108人、「図書館総合歴史講座」に113人が参加され、いずれも参加者アンケートで高い満足度がうかがわれており、継続的な開催を望む意見が多く寄せられている。また、小学生の図書館活用を促進する事業として、「図書館を使った調べる学習コンクール」に37作品のご応募をいただいた。令和2年度以降、来館者数が継続的に増加しており、これらの取組に一定の効果があつたものと認識している。
	各施設間の連携・協力による読書活動の推進について	文化部長	図書館及び各施設の図書室・図書コーナーと、学校との協力連携について伺う。	本市では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、令和5年に第三次小田原市子ども読書活動推進計画を策定している。本計画に基づき、図書館への来館を促す取組として、調べ学習の基礎講座を実施しているほか、職場体験・体験学習を積極的に受け入れるなど学校と連携したさまざまな事業に取り組んでいる。また、本市公共施設の図書室・図書コーナー6施設では、図書館の自動車文庫による配本を実施しているが、今後さらに児童図書の配本に力を入れ、子どもの読書活動の推進に努めていく。
荒井信一副委員長	松永安左エ門の功績について	文化部長	郷土の偉人の一人である、松永安左エ門の功績について、市はどのように認識しているのか伺う。	松永安左エ門翁は、1875(明治8)年に、現在の長崎県壱岐市に生まれ、今年生誕150年を迎える。翁は、若い頃から長きにわたり電力事業に携わり、戦時中は第一線から退いたものの、戦後の電力供給体制を再整備するために組織された、電気事業再編成審議会の会長に抜擢され、厳しい状況ながらも業界再編を成し遂げた。また、還暦を迎えた1935(昭和10)年頃、益田鈍(どん)翁(のう)の誘いにより数寄茶に目覚め、自らを耳(じ)庵(あん)と号し、以後、埼玉県所沢の柳瀬(やなせ)荘や小田原の老樺(ろうきよ)荘で茶三昧の生活を送った。茶人の間では、近代小田原三茶人の一人として知られている。
	松永安左エ門生誕150周年記念事業の概要はどのようなものか伺う。	市長	松永安左エ門生誕150周年記念事業の概要はどのようなものか伺う。	当該事業では、メイン事業として、4月下旬から12月上旬にかけて、松永記念館本館で企画展を開催する予定である。この企画展では、令和5から6年度に寄贈された、耳庵翁が西伊豆・堂ヶ島に建設した一日(いちにち)庵(あん)の建築材や建具、炉壇(ろだん)等の新しく収蔵した資料を中心に展示するとともに、パンフレットを作成する。企画展のほかに、ご令孫や研究者等を講師に迎える講演会を複数回開催する予定である。また、生誕地である長崎県壱岐市と連携し、壱岐市で開催される企画展に松永記念館所蔵資料を貸出すほか、同じく壱岐市で開催される講演会で本市学芸員が講演を行う予定である。
	松永安左エ門生誕150周年記念事業の概要について	文化部長	松永安左エ門生誕150周年記念事業のコンセプトはどのようなものか伺う。	今回の企画展は、専門家の間で“幻の庵”とも称されていた一日(いちにち)庵(あん)について、寄贈資料により、建築場所の特定、建屋の配置や部屋の状況などが判明したことから、その全貌を紹介するものである。また、解体から40年余りを経て、小田原にたどり着くまでのエピソードも併せて紹介する予定である。一日庵は、孫らと共に海水浴をするなど、耳庵翁が多くの時間を過ごした場所であり、こうしたプライベートな一面について知っていただく機会として、研究者のほか、ご令孫や在りし日を知るご近所の“当時の子供たち”からもお話を伺う講演会を開催する予定で、知られざる一面に触れることができればと考えている。
寺島由美子委員	相模人形芝居について	市長	相模人形芝居の総合調査が実現に至った経緯と調査目的について伺う。	県内には下中座を含め5つの保護団体があり、歴史的にも関りが深いことから、令和4年度から、保護団体が所在する4市で一体的な総合調査の実施に向けた協議を重ねてきた。このたび、平塚市を事務局とした専門家による調査委員会の発足、及び国・県の財政的な支援の調整を踏まえ、令和7年度から総合調査を実施する運びとなった。調査の目的は、相模人形芝居の5座を一体的に後世に継承するため、人形の操法や道具類等について、総合的な調査を行い記録作成するものである。

資料2

令和6年度下半期寄付採納状況について

物品

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	小田原市城内 おだわら学習帳配布実行委員会	おだわら学習帳、おだわらぬりえ	約 1,320,000 円	学習帳 市立小学校1年生から6年生 ぬりえ 4歳児及び市立小学校1年生
2	小田原市 中川 知絵子	キャンパス その他画材	不明	はーもにい
3	藤沢市湘南台 一般社団法人神奈川県サッカー協会	少年用ゴール一式	537,900 円	富士見小学校
4	(住所非公開) 三の丸小学校同窓会1期生一同	桜の木	約 50,000 円	三の丸小学校
5	山形県鶴岡市田麦俣 渋谷 真子	書籍「1日1日をハッピーに」	不明	市立小学校 市立中学校 教育委員会
6	匿名	土地	210,612 円	—
7	小田原市栢山 大島 修穂	書 校訓「ただしく さとく ねばりこく」	不明	城北中学校
8	匿名	ワイヤレスアンプ	25,000 円	酒匂幼稚園
9	匿名	土地	0 円	—
10	小田原市城山 小石川 晴代	菓莢 弾頭	不明	郷土文化館

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
11	静岡県静岡市清水区 Gutschow 弥生	松永耳庵 堂ヶ島鬼童窟等資料	不明	郷土文化館
12	小田原市南町 小田原史談会	書籍「100 年先まで伝えたいー 関東大震災小田原の記憶ー」	61,050 円	市立小学校 市立中学校 教育委員会
13	小田原市南鴨宮 岩越 豊雄	書籍「『論語』素読のすすめ」	不明	市立小学校 市立図書館
14	藤沢市辻堂 足達 加居	文具資料一式	不明	郷土文化館
15	小田原市曾比 小島 成樹	縄文時代石器、古墳時代土師 器、須恵器等	不明	郷土文化館
16	小田原市本町 小西 正幸	小西薬局資料	不明	郷土文化館
17	小田原市柳新田 小田原市立報徳幼稚園卒園 児保護者	書籍「どーんとやさい」	約 12,600 円	報徳幼稚園
18	小田原市寿町 小田原ロータリークラブ	書籍	49,010 円	市立幼稚園
19	小田原市小船 小田原市立下中幼稚園令和 6年度卒園児保護者	ジャンピングシェイプ	約 15,800 円	下中幼稚園
20	匿名	メッシュトンネルほか	38,675 円	矢作幼稚園
21	小田原市中曾根 小田原市立東富水幼稚園卒 園児保護者	木製積み木	約 28,600 円	東富水幼稚園

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
22	小田原市中曾根 小田原市立東富水幼稚園令和6年度保護者と教師の会	耕うん機	約 80,605 円	東富水幼稚園
23	東京都世田谷区代沢 寺島 正芳	現代交通関係資料ほか	不明	郷土文化館
24	匿名	卓球台	不明	城北中学校
25	小田原市本町 小田原市立三の丸小学校 PTA	ジェットヒーター	約 433,620 円	三の丸小学校
26	小田原市栄町 損害保険ジャパン株式会社 株式会社みずほ銀行 第一生命保険株式会社 明治安田生命保険相互会社	黄色いワッペン（損害保険ジャパン（株）「交通事故損害保険」付）	非公開	市立小学校新1年生への配布用として
27	（住所非公開） ゆかわめめ	書籍「たべちゃったのはだれ」 「だいすきなともだち」	14,300 円	市立幼稚園

現金

	寄 付 者	寄付金額	寄付目的	使途先
1	匿名	5,000,000 円	奨学基金積立金として	奨学基金積立金
2	小田原市鬼柳 小田原市管工事協同組合	1,000,000 円	市立小学校の図書の充実のため	市立小学校

事務担当
教育総務課 総務係
電話：33-1671

資料3

令和6年度下半期教育委員会職員の公務・通勤災害の状況について

災害発生期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日

種 別	所 属 職 名	傷 病 名	災 害 発 生 状 況
通勤	教育総務課 主任	右肘頭骨折	受傷日時：令和7年2月5日 午後6時10分ごろ 帰宅途中、運転中の自転車で転倒して右 肘、顔、両足を強打した。
公務 (労災)	橘中学校 個別支援員	左肋骨部ひび	受傷日時：令和7年2月10日 午前10時ごろ 体育の授業中、転倒しそうになった支援 対象の生徒の右腕を支えようとしたとこ ろ、生徒の右肘で左肋骨部を強打した。

事務担当

教育総務課 総務係

電話：33-1671